

長期優良住宅 認定マニュアル  
(新築版)

(令和7年4月1日版)

発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会



## 目 次

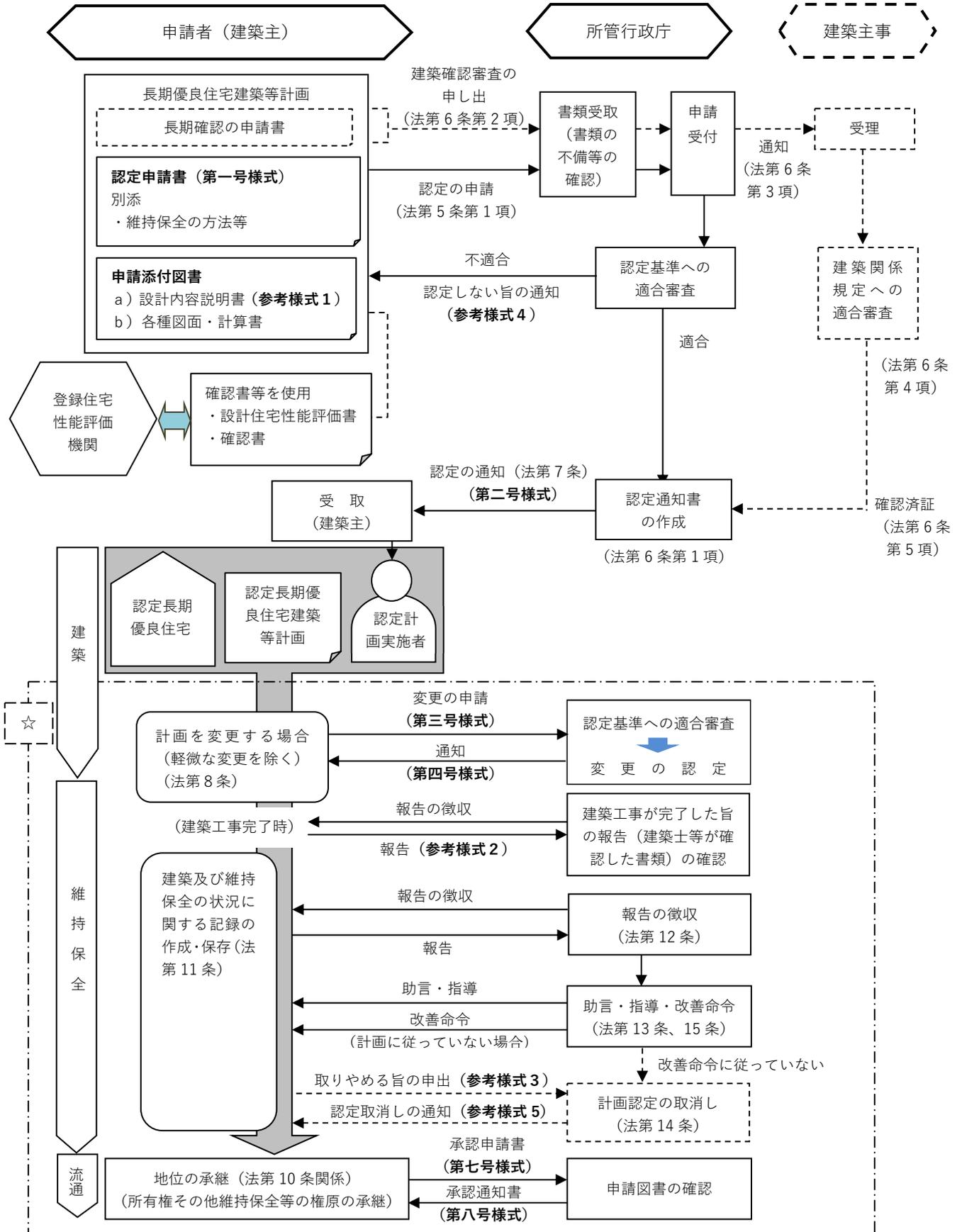
1章 認定業務の概要	2
1. 認定手続の流れ	3
2. 認定手続きの内容	8
3. 認定基準に関する審査の手順	14
4. 認定通知書の作成	25
5. 規則様式・参考様式	26
6. 確認書の様式	47
7. 設計住宅性能評価書の参考様式	48
2章 認定基準毎の審査手順	53
1. 構造躯体等の劣化対策	56
2. 耐震性	62
3. 可変性	74
4. 維持管理・更新の容易性	75
5. 高齢者等対策	81
6. 省エネルギー対策	84
7. 規模の基準	94
8. 居住環境への配慮	95
9. 自然災害への配慮	96
10. 維持保全の方法の基準	97
11. 資金計画	99
3章 認定基準毎のチェックシート	100
チェックシート一覧	101
1. 構造躯体等の劣化対策	103
2. 耐震性	115
3. 可変性	139
4. 維持管理・更新の容易性	139
5. 高齢者等対策	141
6. 省エネルギー対策	142

## 1章. 認定業務の概要

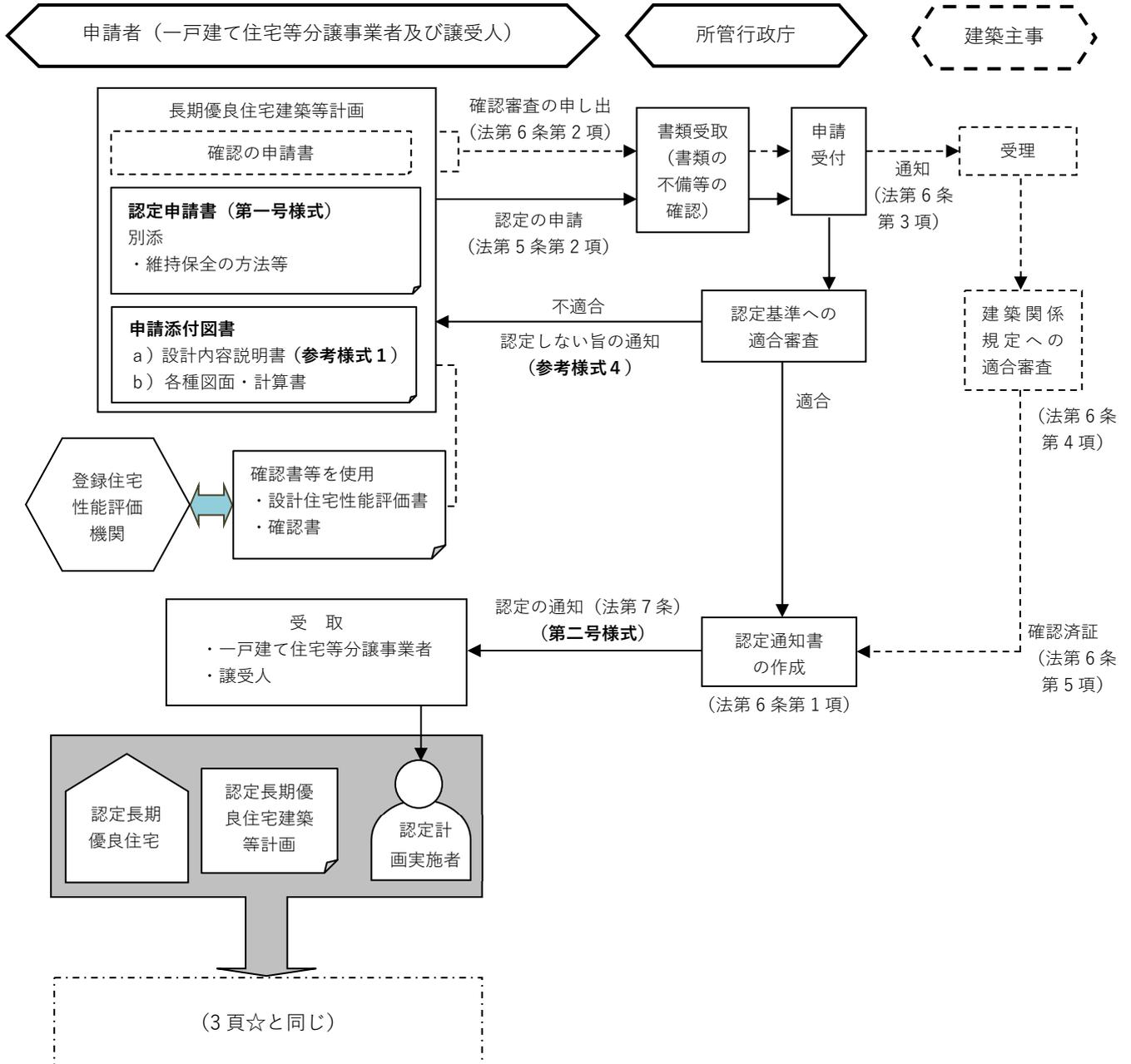
# 1. 認定手続きの流れ

a) 建築主が申請する場合（法第5条第1項に該当する場合）の一般的な流れ

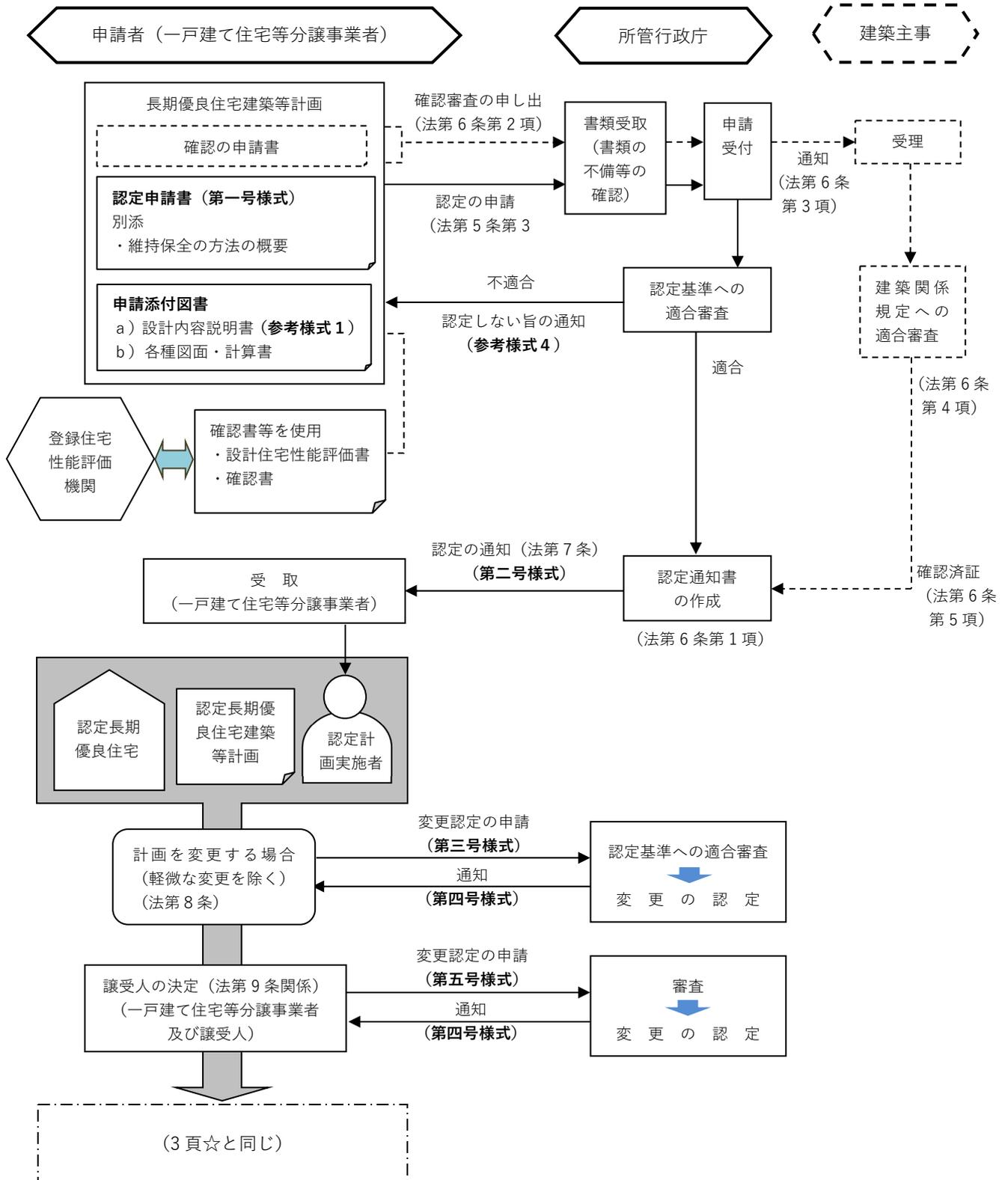
※建築主事は、建築主事及び建築副主事を示す。以下同じ。



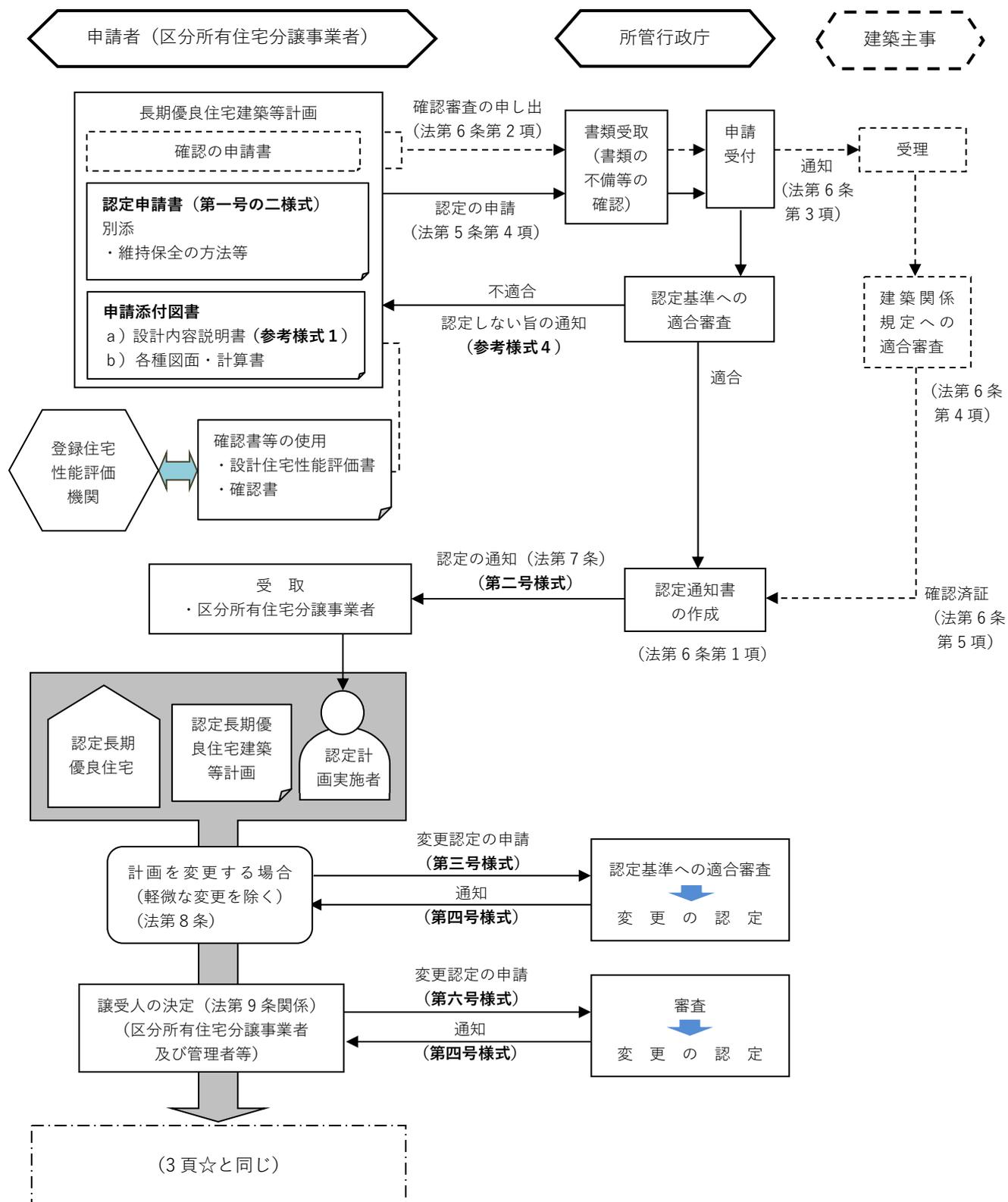
b) 一戸建て住宅等分譲事業者と譲受人が共同して申請する場合（法第5条第2項に該当する場合）の一般的な流れ



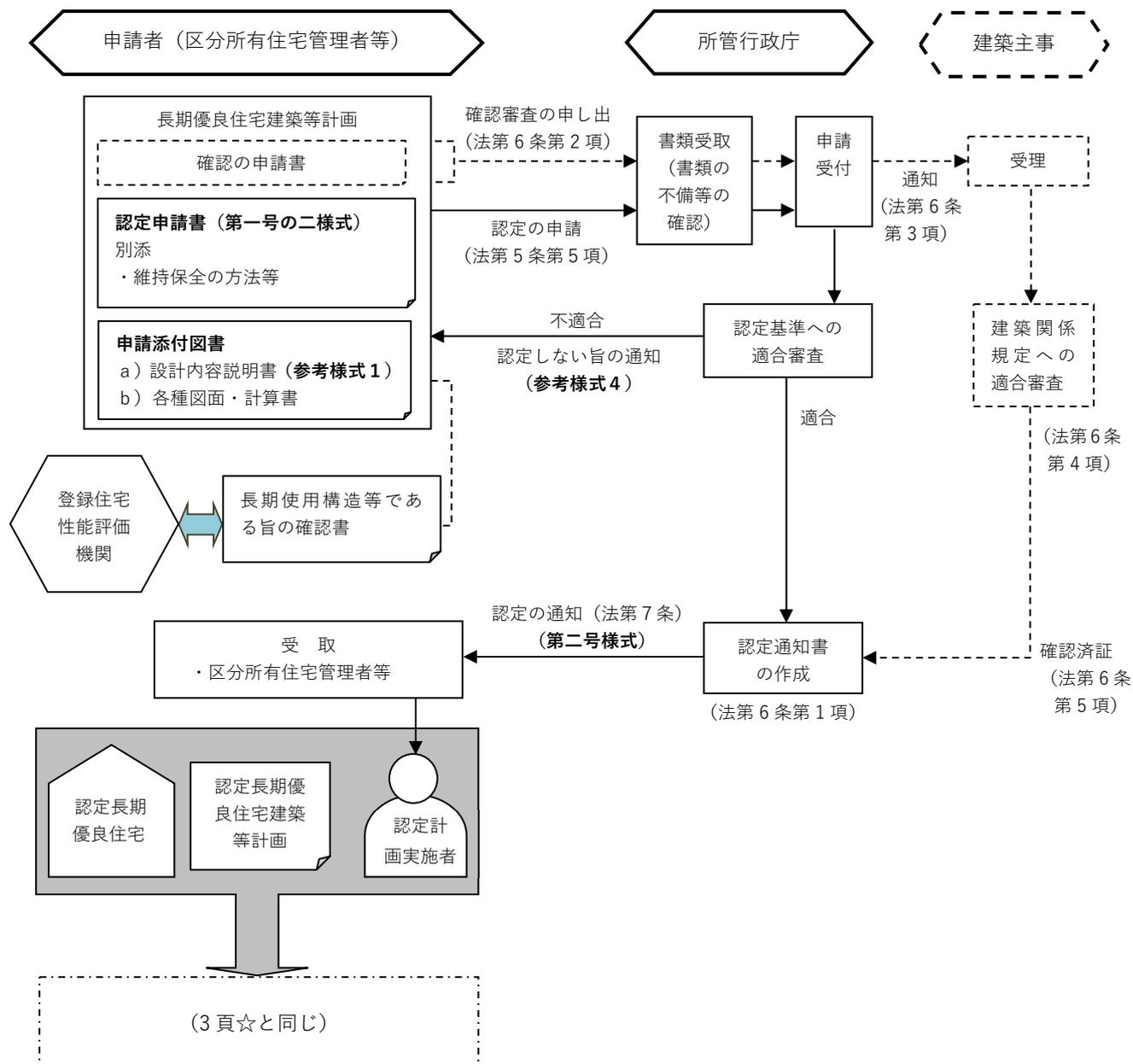
c) 一戸建て住宅等分譲事業者のみが申請する場合（法第5条第3項に該当する場合）の一般的な流れ



d) 区分所有住宅分譲事業者が申請する場合（法第5条第4項に該当する場合）の一般的な流れ



e) 区分所有住宅管理者等が申請する場合（法第5条第5項に該当する場合）の一般的な流れ



## 2. 認定手続きの内容

認定、変更認定及び地位の承継の手続きの内容について、以下に整理する。

なお、所管行政庁においては、認定以降、変更認定や地位の承継の承認手続き、報告の徴収、助言・指導などが認定単位で長期にわたり行われることになるため、認定後の的確な事務処理のために、認定長期優良住宅に係る基本的な情報を台帳等にして整理をしておくことが望ましい。

### ① 申請の受付

申請にあたっては、以下の書類の提出を求める。（規則第2条関係）

申請に必要な図書は、登録住宅性能評価機関の交付する長期使用構造等であることの確認書もしくは長期使用構造等への適合確認の結果が記載された設計住宅性能評価書（以下本マニュアルにおいて「確認書等」という。）の使用の有無に応じて異なるため、注意する必要がある。

なお、申請を受理してから書類の不備等が認められると、申請者に対して認定しない旨の通知を行う必要があることから、申請方法に応じた図書の種類、部数等の形式的なものは申請受付前に確認しておく。

#### <申請に必要な図書（確認書等を使用しない場合）>

- a. 法第5条各項の申請者の別に応じ、規則第一号様式又は規則第一号の二様式による認定申請書（正本及び副本）
  - ・維持保全の方法については、必要に応じて別添とし、「維持保全計画書」として提出を求める。
  - ・共同住宅等の複数の住戸が存する場合の住戸に関する情報については、必要に応じて別添とし、「住戸情報一覧表」として提出を求める。
- b. 添付図書2部
  - ・設計内容説明書（参考様式1参照）
  - ・各種図面・計算書（規則第2条第1項表1）
- c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）
  - 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書
  - 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書
- d. 建築確認に関する申請図書（法第6条第2項に基づき確認審査の申し出をする場合に提出する）

[確認事項]

提出された書類において、以下の事項について確認する。

- a. 申請のあった住宅が、当該所管行政庁が行う区分に該当すること
- b. 申請のあった住宅の、建て方や構造などに誤りの無いこと
- c. 確認書等の使用に応じた提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- d. 申請に係る計画の内容に明らかな問題点がないこと
- e. 申請に係る住宅が、着工前であること

<申請に必要な図書（確認書等を使用する場合）>

- a. 法第5条各項の申請者の別に応じ、規則第一号様式又は規則第一号の二様式による認定申請書（正本及び副本）
  - ・維持保全の方法については、必要に応じて別添とし、「維持保全計画書」として提出を求める。
  - ・共同住宅等の複数の住戸が存する場合の住戸に関する情報については、必要に応じて別添とし、「住戸情報一覧表」として提出を求める。
- b. 添付図書2部
  - ・登録住宅性能評価機関の交付する確認書等（写し）
  - ・各種図面等（規則第2条第1項表3）
- c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）
  - 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書
  - 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書
- d. 建築確認に関する申請図書（法第6条第2項に基づき確認審査の申し出をする場合に提出する）

[確認事項]

提出された書類において、以下の事項について確認する。

- a. 申請のあった住宅が、当該所管行政庁が行う区分に該当すること
- b. 申請のあった住宅の、建て方や構造などに誤りの無いこと
- c. 確認書等が申請のあった住宅の書類であること
- d. 確認書等の使用に応じた提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- e. 申請に係る計画の内容に明らかな問題点がないこと
- f. 申請に係る住宅が、着工前であること

提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等（確認書等が添付さ

れている場合は、当該確認書等を交付した登録住宅性能評価機関を含む。以下同じ。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

申請受理後、申請添付図書の不備等により、認定しない場合は、申請者に対し認定しない旨とその理由を通知する。（参考様式4参照）

確認審査の申し出を併せて受けた場合は、計画を建築主事に通知する。

## ② 審査の実施

①で提出された書類をもって速やかに審査を行う。

①で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

申請内容について、明らかな虚偽が認められた場合や認定基準に適合しないと認めた場合は、申請者に対し認定しない旨を通知する。（参考様式4参照）

## ③ 認定の通知

審査が完了し認定基準に適合すると認めた場合、規則第二号様式を用いて申請者に対して認定を通知する。この場合、申請書の副本及びその添付図書を1部添えるものとする。確認審査の申し出を併せて受けた場合は、法第6条第5項において準用する建築基準法第18条第3項に基づく確認済証が所管行政庁に交付されていることを確認した上で、認定を通知する。

## ④ 認定を受けた計画の変更の申請

認定の通知後に計画に記載されている内容について、法第8条第1項に基づく変更申請がされた場合（軽微な変更は除く※）の審査の実施方法は①から③までと同じとする。この場合、申請添付図書は以下のとおりとする。

- a. 規則第三号様式による変更認定申請書（正本及び副本）
- b. 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの2部
- c. 確認書等を使用する場合にあっては、当該変更に係る確認書等2部

審査が完了した場合、規則第四号様式を用いて申請者に対して変更認定を通知する。この場合、変更申請書の副本及びその添付図書を一部添えるものとする。

なお、法第9条第1項又は第3項の規定により変更申請しようとする場合（譲受人の決定又は区分所有住宅の管理者等の選任（以下「譲受人等の決定」という。）による変更）は、規則第五号様式又は規則第六号様式を用いた変更申請を受ける。

また、同条第3項の規定による変更認定申請に対する通知書の宛先には、管理組合の管理者等の役職が記載されていればよく、個人名の記載までは不要であり、管理者等個人が変わったことに伴う変更認定申請は不要である。

ここでは、譲受人等が決定したことによる変更申請は譲受人等の決定後3ヶ月以内に行うものと定められている。譲受人等の決定とは、契約締結時点又は引渡日、区分所有住宅の管理者等の選任は設立総会の開催日としてよい。

なお、新築時に認定を取得した住宅を増改築する場合には変更申請を行うこととなるが、その際には新築に係る認定基準が適用される。ただし、増改築時に認定を取得した物件を再び増改築する場合には、増改築に係る認定基準が適用される。

※軽微な変更とは、以下に該当するものである。（規則第7条関係）

- a) 住宅の建築の着工予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更であるもの
- b) 一戸建て住宅等の分譲事業者が申請した場合（法第5条3項に該当する場合）における認定計画にあっては、譲受人の決定の予定時期の6月以内の変更であるもの
- c) 区分所有住宅の分譲事業者が申請した場合（法第5条4項に該当する場合）における認定計画にあっては、管理者等の選任の予定時期の6月以内の変更であるもの
- d) 変更後の認定に係る建築等計画が認定基準に適合することが明らかな変更。
- e) 上記d)において、確認審査の申し出を併せて申請している場合には、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更であるもの。

※増改築、リフォーム等に該当しない機器の設置工事については、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の運用の明確化について（技術的助言）」（平成24年11月16日国住生第594号）を参照のこと

※認定長期優良住宅について、変更が軽微な変更にあたるか否かの判断は、所管行政庁にて判断を行うこととなる。ただし、確認書等を用いて認定申請された認定長期優良住宅について、長期使用構造等基準に係る変更に関し、登録住宅性能評価機関にて軽微変更であるか否かの証明書（軽微変更該当証明書等）を発行することが有る。

所管行政庁においては、認定後の的確な事務処理のために、変更の記録について、必要に応じて当該証明書等の内容確認を求め、情報を台帳等に整理しておくことが望ましい。

#### ⑤ 認定申請の取り下げ

申請が取り下げられた場合は審査を中止して提出された関係図書を申請者に返却する。

（この場合、トラブル発生防止のために、申請を取り下げる旨を記載した取下届等の提出を求めることが望ましい。）

⑥ 建築工事が完了した旨の報告の確認

「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」（平成 21 年国土交通省告示 208 号）三 2 において、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に従って長期優良住宅が建築されることを確保するため、所管行政庁は建築工事が完了した旨の報告を求めると、必要な措置をとることが必要とされており、認定通知後、建築工事が完了した旨の報告を認定計画実施者より受ける。

認定計画実施者は、報告を行うために着工時点から準備をしておく必要があることから、認定通知と同時に、工事完了時に報告することを求めることが望ましい。

報告の内容としては、認定計画実施者の報告書（参考様式 2 参照）に、原則として、登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書又は建築士による工事監理報告書などを添付することが考えられるが、これにより難しい場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

なお、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に従って長期優良住宅が建設されていることの確認を目的として工事写真等の提出を併せて求める場合については、「長期優良住宅の現地確認等ガイドライン」（平成 25 年 4 月 30 日付住宅生産課事務連絡 添付）を参照のこと。

⑦ 地位の承継の手続き

認定長期優良住宅において、一般承継された場合又は所有権その他維持保全等の権原が移譲された場合、その権利を受け継いだ者の申請に基づき、地位を承継する手続きを行う。具体的には、承認申請書（規則第七号様式）による申請を受け付け、申請図書の記載内容の確認を行い、承認する場合は承認通知書（規則第八号様式）により申請者に承認された旨を通知する。

※一戸建て又は区分所有住宅分譲事業者が、譲受人又は区分所有住宅の管理者等を決定した後住宅を引き渡して、当該住宅に関する建築及び維持保全の権原を失った場合は、当該分譲事業者は認定計画実施者とみなされず、それ以降の第 9 条の手続きにおいて、共同で申請等を行う必要はない。

⑧ 認定の取消しの手続き（法第 14 条第 1 項第 1 号から第 3 号関係）

認定通知後、所管行政庁からの改善命令に対して違反が認められた場合や、申請者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申し出（参考様式 3 参照）があった場合、もしくは区分所有住宅にあっては工事の完了後、管理者の選任等に係る変更認定申請が一年以上行われない場合は、認定の取り消しを行い申請者にその旨を通知する。（参考様式 5 参照）

この際、下記の取り扱いとする。

- a 原則として、認定通知書の原本を回収すること。（紛失などやむを得ない場合にあつてはこの限りではない）

- b 申請者が住宅ローン減税などの税制優遇を受けている場合は、申請者に対し、税務署や固定資産税の課税担当部局へ認定の取り消しがあった旨を申告する必要があることを注意喚起すること。
- c 認定後5年（共同住宅等は7年）以内に認定の取り消しがあった場合は、固定資産税の課税担当部局に対し、その旨を周知すること。（平成21年8月14日付国土交通省住宅局住宅総合整備課、住宅生産課事務連絡「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴う長期優良住宅に関する固定資産税の減額措置について」参照）

なお、認定の取り消しを行ったことについて、台帳等に整理しておくことが望ましい。

### 3. 認定基準に関する審査の手順

長期優良住宅建築等計画の認定については法第6条で認定基準が定められている。

#### ①長期使用構造等の基準<法第6条第1項第1号、法第2条第4項>

- ・住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること

⇒規則第1条（長期使用構造等とするための措置）

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」

（平成21年国土交通省告示209号）

#### ②規模の基準<法第6条第1項第2号>

- ・住宅の規模が規則で定める規模以上であること

⇒規則第4条（規模の基準）

#### ③居住環境への配慮<法第6条第1項第3号>

- ・住宅が良好な景観形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること

⇒「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」（平成21年国土交通省告示

208号）三4 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項

#### ④自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮<法第6条第1項第4号>

- ・住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること

⇒「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」（平成21年国土交通省告示

208号）三5 自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項

#### ⑤維持保全の方法（資金計画を含む）<法第6条第1項第5号又は第6号>

- ・住宅の維持保全の方法が規則及び告示で定める基準に適合するものであること。（又は維持保全の方法の概要が適切なものであること）

⇒規則第5条（維持保全の方法の基準）

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」

（平成21年国土交通省告示209号）

- ・維持保全の期間が30年以上であること

- ・資金計画が適切なものであること

登録住宅性能評価機関の交付する確認書等を用いた場合と、用いない場合の基本的な審査の手順について以頁に示す。

## (1) 一般的な手順

### 〔手順1〕申請書等と認定基準（長期使用構造等の基準以外）との照合

- ① 申請書、設計内容説明書及び添付図書（以下「申請書等」という。）において、住宅の規模が規則で定める規模以上であることを確認する。（法第6条第1項第2号関係）
- ② 申請書等において、良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることを確認する。（法第6条第1項第3号関係）
- ③ 申請書等において、住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることを確認する。（法第6条第1項第4号関係）
- ④ 申請書等において、住宅の維持保全の方法、計画の期間や資金計画が適切に記載されていることを確認する。（法第6条第1項第5号又は第6号関係）

### 〔手順2〕設計内容説明書と認定基準（長期使用構造等の基準）との照合

設計内容説明書において、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認する。

具体的には、「構造躯体等の劣化対策」など、仕様等による基準となっている場合は「a. 仕様基準等による場合」、「耐震性」など構造計算等の計算による場合は「b. 計算による場合」の手順により、認定基準に適合することを確認する。

#### a. 仕様基準等による場合

仕様基準等による場合は次の〔手順2 a〕による。

##### 〔手順2 a〕設計内容説明書と認定基準との照合

設計内容説明書で示された仕様等と、認定基準で定める仕様等の適合を判断する。

#### b. 計算による場合

計算による場合は次の〔手順2 b-1〕、〔手順2 b-2〕による。

##### 〔手順2 b-1〕計算内容と基準との照合

各種計算書により、計算結果、入力諸元及び計算過程を確認し、基準（基準値）への適合を判断する。

##### 〔手順2 b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 b-1〕における、各種計算の結果、入力諸元等と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

### 〔手順3〕設計内容説明書と添付図書との照合

設計内容説明書の記載内容の信頼性を確認するために添付図書との照合を行う。

### 〔手順4〕認定の確定

#### a. 全ての認定基準において適合することが確認された場合

審査の結果、全ての認定基準において適合することが確認された場合は、認定通知書

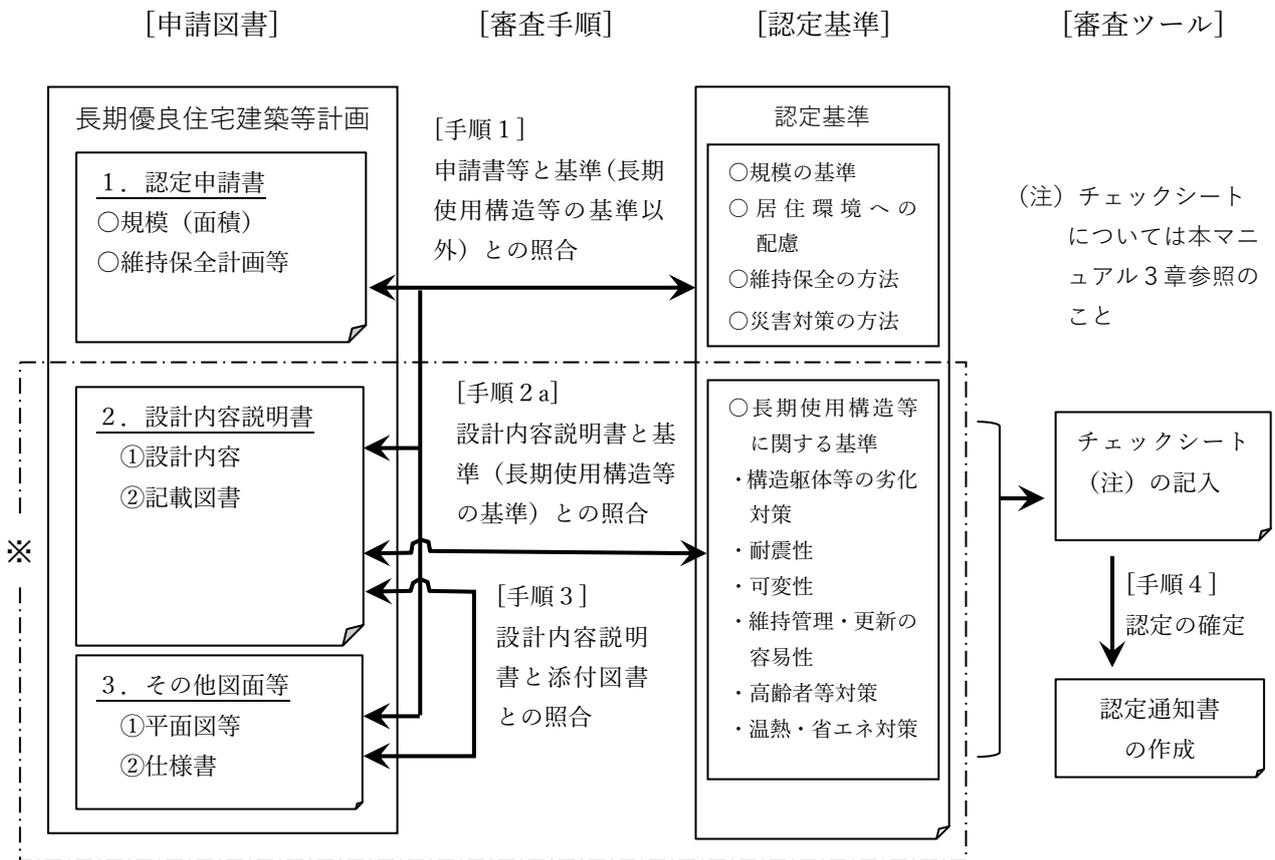
の作成を行う。

b. 適合しない部分の確認された場合

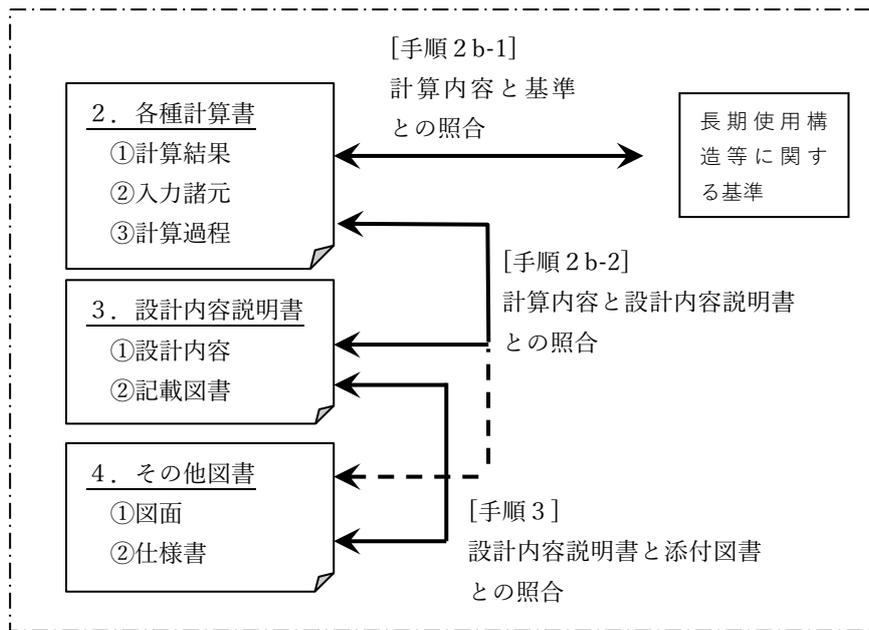
審査の結果、認定基準に適合しないことが確認された場合は、次の手順を踏まえ、申請者に認定しない旨を通知することが望ましい。

- i) 設計内容が適合しているものの、一部明らかな記載ミス等がある場合  
申請者が記載内容の修正を行った場合はその修正箇所を確認し、申請者が修正を行わない場合は、申請時の内容に基づき改めて審査を行い、その結果で判断する。
- ii) 設計内容が適合していない場合  
申請者に設計変更をする意思があるかどうかを確認し、申請者が設計変更した場合は、再審査を行う。  
設計変更の意思がない場合は、認定しない旨を申請者に通知する。

<認定基準の適合判定の基本的な流れ>



※認定基準のうち、計算等により確かめる必要がある場合（「耐震性」及び「温熱・省エネ対策」で非住宅・住宅計算方法等による場合）は次の通り



参考として、長期使用構造基準と住宅性能表示制度における各等級との比較を、表 1 に記載する。

表 1 基準ごとの比較表

長期使用構造等とするための措置	長期使用構造等基準と住宅性能評価における性能評価事項ごとの必要等級 <sup>※1</sup>	戸建	共同住宅等
1.構造躯体等の劣化対策	3-1 劣化対策等級 3	○	○
2.耐震性	1-1 耐震等級 (倒壊等防止) 2 又は 3、若しくは 1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) において、免震建築物として表示が行われていること	○	○
3.可変性	4-4 更新対策 (住戸専用部) において、躯体天井高 2,650 以上として表示が行われていること	/	○
4.維持管理・更新の容易性	4-1 維持管理対策等級 (専用配管) 3	○	○
	4-2 維持管理対策等級 (共用配管) 3	/	○
	4-3 更新対策等級 (共用排水管) 3	/	○
5.高齢者等対策	9-2 高齢者配慮対策等級 (共用部分) 3	/	○
6.省エネルギー性	5-1 断熱等性能等級 5	○	○
	5-2 一次エネルギー消費量等級 6	○	○

※1 長期使用構造等とするための措置と性能評価事項における各等級の基準は、一部の基準について同一となっていない。異なる部分の概要は以下のとおりとなっているが、詳細に

については2章で記載する認定事項毎の審査手順を参照すること。

- i 劣化対策等級3で定める基準について、追加措置あるいは基準値の変更等を行っている。
- ii 耐震等級1であっても安全限界変形により評価する規定を設けている。
- iii 耐震等級1であっても保有水平耐力計算による計算結果を用いた追加検討により評価する規定を設けている。
- iv 小規模木造住宅（壁量計算により検討するものに限る）にあつては耐震等級3を求めることとしている。
- v 区分所有住宅以外である共同住宅等では一部緩和規定を設けている。
- vi 維持管理対策等級（専用配管）3で定める基準から、ガス管を除外としている。
- vii 維持管理対策等級（共用配管）3及び更新対策等級（共用排水管）3で定める基準から、ガス管を除外するとともに一部緩和規定を設けている。
- viii 高齢者配慮対策等級（共用部分）3で定める基準から、手すり及び段差等に係る規定を除外している。

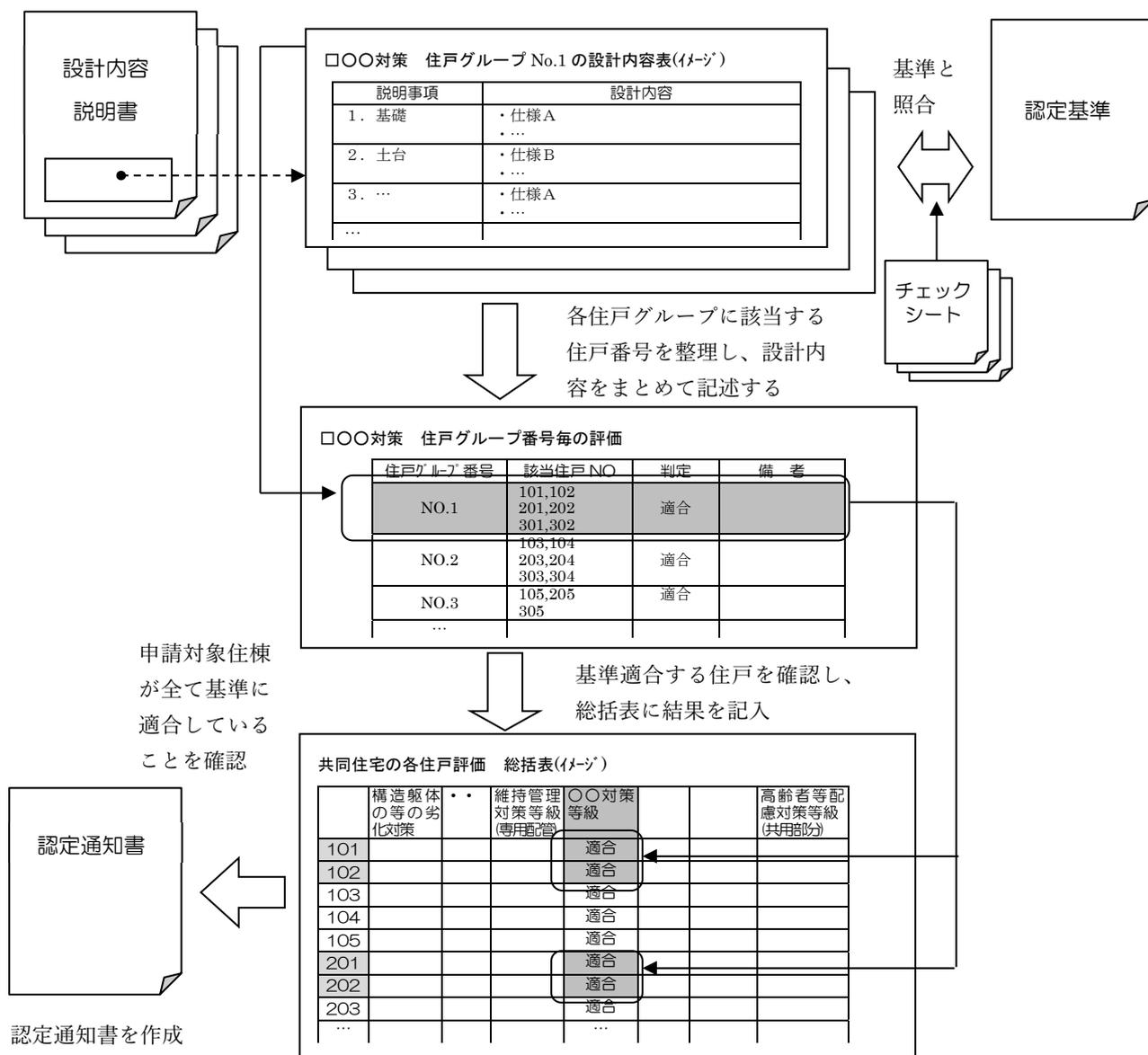
<共同住宅等の場合の審査について>

共同住宅等においては、同一仕様等の住戸を以下のような考え方でまとめて審査を行うと効率的である。

- a. 認定基準毎に同一仕様となる複数の住戸を一つの住戸グループとしてまとめ、各住戸グループに属する住戸の番号が対照できる一覧表を作成する。
- b. 住戸グループ毎に設計内容説明書と基準とを照合し、認定基準に適合しているかどうか確定する。
- c. bのグループ毎の審査結果をaで作成した一覧表に記載し、申請対象となる住戸が全ての基準に適合している住棟に対して認定通知書を作成する。

本マニュアルの2章において、共同住宅等の住棟の審査に関しては、上記の考え方に基きチェックシートが構成されている。審査の実務においてこれらを参考にし、審査業務の効率化に活用されたい。

以上の考え方にもとづく共同住宅等の住棟の審査イメージを次に示す。



## (2) 登録住宅性能評価機関が交付した確認書等を使用する場合

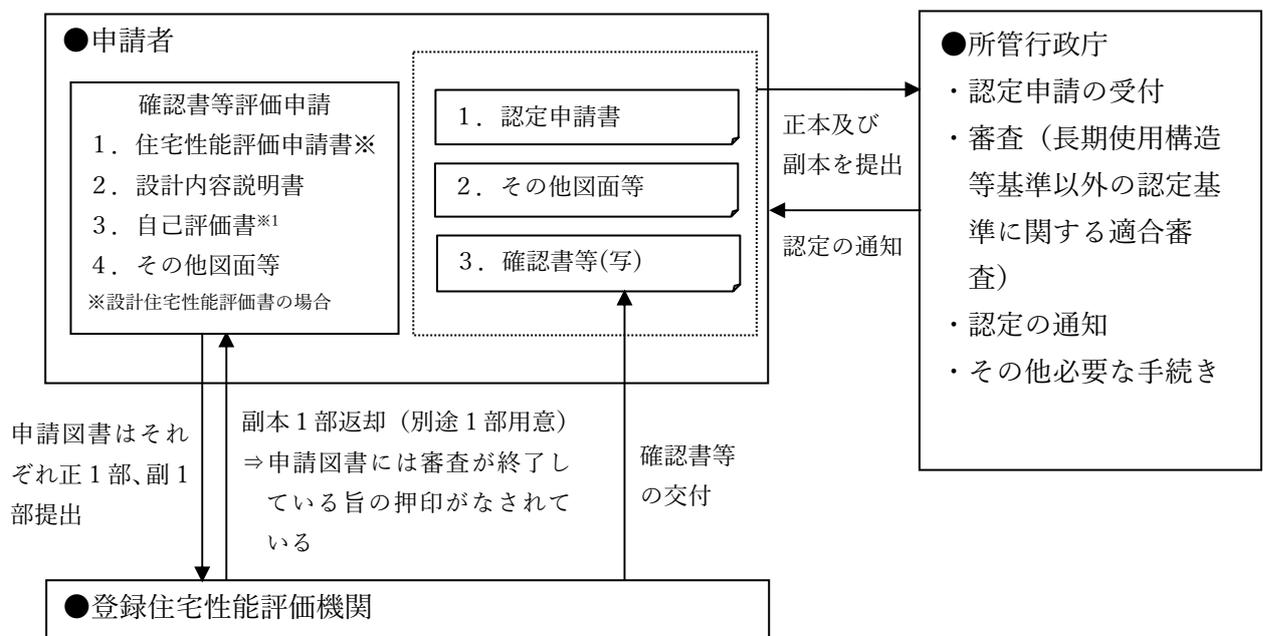
申請者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第6条の2に基づく、登録住宅性能評価機関が交付する確認書等を使用し、長期優良住宅認定の申請を行うことができる。この場合は提出書類について以下の確認を行う。

- ① 提出された確認書等が、申請対象建築物の確認書等であること
- ② 設計住宅性能評価書が提出された場合は、長期使用構造等基準への適合確認が行われたものであること

なお、この場合、確認書等の写しが提出されれば、確認書等の添付図書である図面等の提出を受ける必要は無いこととなっている。

ただし、その場合においても、規則第2条表3で定める図書を添付することが必要となるが、その際は確認書等の添付図書を活用することも可能と考えられる。

〔登録住宅性能評価機関が発行した確認書等を活用した場合の書類の流れ〕



### (3) 登録住宅型式性能認定等機関の発行する認定書等を活用する場合

<規格化された型式等に適合した住宅に関する審査事務の合理化・効率化>

長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、品確法に基づく登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（これと同等の確認書等を含む。）及び型式住宅部分等製造者認証書を活用し、図書の一部を省略できることとしている場合の提出図書及び審査の考え方は次のとおりである。

なお、図書の省略等については、規則第2条第1項及び第3項に基づき、所管行政庁が必要である図書及び不要である図書を定める必要がある。

#### 1) 住宅型式性能認定書

登録住宅型式性能認定等機関が発行する住宅型式性能認定書をいい、当該型式住宅が評価方法基準に規定された一定の性能を有することを認定するもの。

設計内容説明書及び添付図書と、住宅型式性能認定書の内容を照合し、設計内容が当該認定された型式に適合しているかを判断することで、当該住宅が型式認定された性能を有しているとみなすことができる。

この場合、住宅型式性能認定書における「住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項に係る図書」は、他の審査に要しない場合は、省略できる。

#### 2) 住宅型式性能確認書

登録住宅型式性能認定等機関が発行する確認書。評価方法基準に定められた基準以外のものを含む長期優良住宅の認定基準について、当該型式が当該認定基準に適合していることを確認するもの。審査の方法は1) 住宅型式性能認定書と同様となっている。

#### 3) 型式住宅部分等製造者認証書

登録住宅型式性能認定等機関が発行する型式住宅部分等製造者認証書をいう。当該認証を受けた製造者がその認証に係る型式住宅部分等を製造する場合には、当該認証に係る型式に適合したものを製造することが義務づけられており、当該住宅は認証書に記載された性能を有しているとみなすことができる。

この場合、型式住宅部分等製造者認証書における「住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項に係る図書」は、他の審査に要しない場合は、省略できる。

<長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置であることの確認>

長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明する図書として、特別評価方法認定書（これと同等の証明書を含む。）を活用する場合の審査の考え方は以下のとおりである。

#### 4) 特別評価方法認定書

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣が交付する特別評価方法認定書。評価方法基準で規定される性能について、評価方法基準として定められていない特別な評価方法を認定するもの。

住宅が当該特別評価方法の基準に適合することを判断することで、当該住宅は当該性能を有しているとみなすことができる。

#### 5) 同等性確認の結果の証明書

登録試験機関が行う（住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく）試験の結果の証明書と同等の証明書。評価方法基準に定められた基準以外のものを含む認定基準と同等以上の措置であることについて証明するもの。

住宅が当該特別評価方法あるいは同等性確認の結果の証明書の内容に適合することを判断することで、当該住宅は当該認定基準と同等以上の措置が講じられているとみなすことができる。

なお、上記1)～5)に掲げる認定書等を認定審査に活用する場合、所管行政庁で申請に係る認定書等の写しを有しており、認定審査の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合には当該認定書等の提出を要しないこととすることができる。

### 認定書等の効果と適用する基準の整理

効果 *2	評価方法基準に含まれる認定基準に関するもの	評価方法基準以外の基準を含む認定基準に関するもの
型式に適合する住宅が認定基準に適合していることを証明する（型式認定扱い）	①a 住宅型式性能認定書	①b 住宅型式性能確認書
性能を確認された型式に適合する住宅が製造されることを証明する（製造者認証扱い）	②型式住宅部分等製造者認証書	①b 住宅型式性能確認書 + ②型式部分等製造者認証書 *1
認定基準に規定されていない特別な評価方法により同等性が確認できることを証明する（特別評価方法認定扱い）	③a 特別評価方法認定書	③b 同等性確認の結果の証明書

\*1 住宅型式性能確認書により認定基準への適合を確認した型式が、型式住宅部分等製造者認証書において認証に係る型式住宅部分等の型式と同一で、当該型式住宅部分等を製造する場合に限る。

\*2 認定書等で証明された性能・認定基準以外に適合すべき認定基準がある場合は別途審査する。

### 型式認定と製造者認証の提出図書と審査の例

性能	基準	型式認定の提出図書	審査	製造者認証の提出図書	審査
省エネ性	断熱等性能 等級 5	①a 認定書等級 5 + 添付図書	型式認定扱い a	② 認証書等級 5	製造者認証扱い a
耐震性	限界耐力計算	①a 認定書 + ①b 確認書 + 添付図書	型式認定扱い b	② 認証書 + ①b 確認書*1	製造者認証扱い b
	時刻歴応答解析	①a 認定書 + ①b 確認書 + ③b 同等性証明書*2 + 添付図書	型式認定扱い b	② 認証書 + ①b 確認書*1 + ③b 同等性証明書 *2	製造者認証扱い b
		③b 同等性証明書*3 + 添付図書	証明書と図書等の照合 + 耐久性等関係規定	—	—
	保有水平耐力計算 その他	①a 認定書等級 2 以上 + 添付図書	型式認定扱い a + 計算ルートの確認	② 認証書等級 2 以上 + ①b 確認書*1	製造者認証扱い b
		①a 認定書等級 2 以上 + ①b 確認書 + 添付図書	型式認定扱い b		
	免震建築物	①a 認定書	型式認定扱い a	② 認証書	製造者認証扱い a
	全て	①b 確認書	型式認定扱い b	—	—
劣化対策	木造	①a 認定書等級 3	型式認定扱い a	② 認証書等級 3	製造者認証扱い a
	鉄骨造 (点検措置)	+ 添付図書	+ 点検措置の確認	+ 添付図書	+ 点検措置の確認
	鉄骨造 (防錆措置) RC 造	①a 認定書 + ①b 確認書 + 添付図書	型式認定扱い b	② 認証書 + ①b 確認書*1	製造者認証扱い b
	全て	①b 確認書	型式認定扱い b	—	—

型式認定扱い a : 設計内容説明書及び添付図書と、認定された型式を照合し、設計内容が認定された型式に適合しているかを判断することで、当該住宅が認定書に記載された性能を有していることとみなす。(確認書がない場合)

型式認定扱い b : 設計内容説明書及び添付図書と、確認された型式を照合し、設計内容が確認された型式に適合しているかを判断することで、当該住宅が確認書に記載された認定基準に適合していることとみなす。(確認書がある場合)

製造者認証扱い a : 設計内容説明書及び認証書の認証番号を確認することで、住宅が認証に係る型式に適合しているものとみなす。これによって、認証書に記載された性能を有しているとみなす。(確認書がない場合)

製造者認証扱い b : 設計内容説明書、確認書及び認証書の認証番号を確認することで、住宅が認証に係

る型式に適合しているものとみなす。これによって、確認書に記載された認定基準に適合していることとみなす。(確認書がある場合)

- \*1 認証書に含まれる型式のうちの一部の仕様のみが確認書により、認定基準に適合することが確認されている場合は認証書を活用できない。
- \*2 ①b 確認書により③b 同等性確認の結果の証明書に記載された特別評価方法の基準に適合することを確認されている場合は、この限りではない。
- \*3 型式認定等を活用せずに時刻歴応答解析により検証する場合には③b 同等性確認の結果の証明書に各階の応答層間変形角が  $1/100$  以下となることが含まれていること。

#### 4. 認定通知書の作成

審査の手続きを終え、認定が確定した場合は認定通知書の作成を行う。

- ・定められた手順に従い、認定番号、認定年月日を記入する。
- ・認定通知書を交付する所管行政庁の名称を記入する。
- ・申請者の氏名又は名称、申請年月日、申請者の住所、認定に係る住宅の位置及び構造等については申請書から転記する。
- ・申請の根拠の条・項について、該当するものを記載する。
- ・確認審査の申し出を併せて受けた場合で、建築主事から確認済証の交付を受けた場合においては、確認番号、確認年月日、建築主事の氏名を記入する。

5. 規則様式・参考様式

(1) 設計内容説明書（参考様式1、確認書等を使用する場合は添付不要）

① 一戸建て住宅の木造軸組住宅用

(第一面)

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
1. 構造躯体等の劣化対策	外壁の軸組等	外壁の構造(地面から1m)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁の構造 ( <input type="checkbox"/> 通気構造等 <input type="checkbox"/> その他 )</li> <li>・ 柱 [ <input type="checkbox"/> 製材 ( 樹種 ) <input type="checkbox"/> 集成材等 ( 樹種 ) ]</li> <li>小計 ( cm )</li> <li>薬剤処理 [ <input type="checkbox"/> 有 ( 方法 ) <input type="checkbox"/> 無 ]</li> <li>・ 柱以外の軸材 [ <input type="checkbox"/> 製材 ( 樹種 ) <input type="checkbox"/> 集成材等 ( 樹種 ) ]</li> <li>薬剤処理 [ <input type="checkbox"/> 有 ( 方法 ) <input type="checkbox"/> 無 ]</li> <li>・ 構造用合板等の種類 ( )</li> <li>薬剤処理 [ <input type="checkbox"/> 有 ( 方法 ) <input type="checkbox"/> 無 ]</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 伏図 <input type="checkbox"/>	
	土台	防 腐 ・ 防 蟻 処 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土台に接する外壁下端水切り ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )</li> <li>・ 土台の樹種 ( )</li> <li>・ 薬剤処置 [ <input type="checkbox"/> 有 ( 方法 ) <input type="checkbox"/> 無 ]</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 伏図 <input type="checkbox"/>	
	地盤	防 蟻 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防蟻措置 ( <input type="checkbox"/> ベタ基礎等 <input type="checkbox"/> 土壌処理 <input type="checkbox"/> その他 )</li> <li>・ 土壌処理方法 [ <input type="checkbox"/> 有 ( 方法 ) <input type="checkbox"/> 無 ]</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/>	
	浴室・脱衣室の防水	防 水 上 の 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴室 ( <input type="checkbox"/> 浴室ユニット <input type="checkbox"/> 防水上有効な仕上げ <input type="checkbox"/> その他の防水措置 <input type="checkbox"/> 防腐措置 )</li> <li>方法 ( )</li> <li>・ 脱衣室 ( <input type="checkbox"/> 防水上有効な仕上げ <input type="checkbox"/> その他の防水措置 <input type="checkbox"/> 防腐措置 )</li> <li>方法: ( )</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/>	
	基礎高さ	基 礎 高 さ	・ 地面から基礎上端又は土台下端までの高さ ( mm )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/>	
床下防湿・換気措置	防 湿 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防湿方法 [ <input type="checkbox"/> コンクリート ( 厚さ mm ) <input type="checkbox"/> 防湿フィルム ( 厚さ mm ) ]</li> <li>防湿フィルムの場合の材料 ( )</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 基礎伏図 <input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/>		
	換 気 措 置	<input type="checkbox"/> 基礎部の開口 ( 換気口の設置間隔 mm ) ( 開口高さ mm、幅 mm ) <input type="checkbox"/> ねこ土台 ( 有効面積 cm <sup>2</sup> /m、高さ cm )	<input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/>		
小屋裏換気	小 屋 裏 換 気 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気口位置 ( 給気口: 排気口: )</li> <li>・ 換気口の面積の天井面積に対する割合 ( )</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/>		
点検空間の確保	床 下 措 置	・ 床下空間への設置 点検口 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )	<input type="checkbox"/> 仕上表		
	床 下 空 間	・ 床下有効高さ ( mm )	<input type="checkbox"/> 立面図		
	小 屋 裏 措 置	・ 小屋裏空間への設置 点検口 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )	<input type="checkbox"/>		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
2. 耐震性	検証方法	地震力及び風圧力に関する検証	<input type="checkbox"/> 壁量計算 ⇒評価方法基準 第5 1-1(3)ホ又はへ①b)による場合 <input type="checkbox"/> 許容応力度等計算 <input type="checkbox"/> 限界耐力計算 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/>	
	耐力壁	筋交い耐力壁	・種類 ( ) 寸法 ( ) ・種類 ( ) 寸法 ( )	<input type="checkbox"/> 構造伏図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/>	
		木摺耐力壁	・種類 ( ) 寸法 ( ) ・間隔 ( )		
		面材耐力壁	・種類 ( ) ・面材厚さ ( mm) 倍率 ( ) ・釘種類 ( ) 釘間隔 ( mm)		
	準耐力壁	木摺準耐力壁	・種類 ( ) 寸法 ( ) ・間隔 ( )	<input type="checkbox"/> 構造伏図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/>	
		面材耐力壁	・種類 ( ) ・面材厚さ ( mm) 倍率 ( ) ・釘種類 ( ) 釘間隔 ( mm)		
	壁量	存在壁量	・ X軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm) ・ Y軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm)	<input type="checkbox"/> 壁量計算書 <input type="checkbox"/>	
		基準法で定める必要壁量	・ X軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm) ・ Y軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm)		
		耐震等級の必要壁量	・ X軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm) ・ Y軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm)		
		耐風等級の必要壁量	・ X軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm) ・ Y軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm)		
		・ X軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm) ・ Y軸方向 1階 ( cm) 2階 ( cm)			
床組等	火打ち構面	・種類 ( ) ・間長 ( ) 取合梁成 ( ) ・火打ち構面位置 ( )	<input type="checkbox"/> 構造伏図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/>		
	2階床面	・面材の種類 ( ) ・根太間隔 ( mm) 工法 ( ) ・釘種類 ( ) 釘間隔 ( mm)			
	3階床面	・面材の種類 ( ) ・根太間隔 ( mm) 工法 ( ) ・釘種類 ( ) 釘間隔 ( mm)			
	小屋床面	・面材の種類 ( ) ・根太間隔 ( mm) 工法 ( ) ・釘種類 ( ) 釘間隔 ( mm)			
屋根面	屋根勾配	・勾配 ( )	<input type="checkbox"/> 構造伏図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/>		
	屋根構面	・面材の種類 ( ) ・垂木間隔 ( mm) 工法 ( ) ・釘種類 ( ) 釘間隔 ( mm)			
接合部	筋交い端部の接合部	・接合部の仕様 ( ) ( )	<input type="checkbox"/> 構造伏図 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/>		
	柱脚・柱頭の接合部	・柱脚・柱頭の接合部の検証方法 <input type="checkbox"/> 平成12年建設省告示第1460号(仕様規定) <input type="checkbox"/> N値計算法 <input type="checkbox"/> 許容応力度等計算 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	横架材接合部	・接合部の仕様 ( ) ( )			
	胴差しと通し柱の接合部	・接合部の仕様 ( ) ( )			

基礎	基礎の形式	<input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> ベタ基礎 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 基礎伏図 <input type="checkbox"/> 構造計算書	
	寸法及び配筋等の検証方法	<input type="checkbox"/> スパン表による (種類: ) <input type="checkbox"/> 許容応力度計算による <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 構造伏図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
	アンカーボルト	・品質 ( ) ・埋め込み長さ ( mm) ・位置・間隔 ( )		
横架材	寸法及び配筋等の検証方法	<input type="checkbox"/> スパン表による (種類: ) <input type="checkbox"/> 許容応力度計算による <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 構造伏図 <input type="checkbox"/>	
限界耐力計算の場合	寸法及び配筋等の検証方法	<input type="checkbox"/> 地上部の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合が1/40以下であることを確認 <input type="checkbox"/> 各階の変形をそれぞれ当該階の安全限界変形の75%以下であることを確認 <input type="checkbox"/> 等級2, 3, かつ地上部の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合が1/30以下であることを確認	<input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 構造伏図 <input type="checkbox"/>	
時刻歴応答解析計算		<input type="checkbox"/> 平成12年建設省告示第1461号第1号から第5号までに定める構造計算により安全性を有することを確認 <input type="checkbox"/> 極めて稀に発生する地震による力に対して、各階の応答層間変形角が1/100以下であることを確認 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第36条第2項第2号に規定する耐久性等関係規定(令第39条第1項及び第70条の規定を除く)に適合している	<input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 構造伏図 <input type="checkbox"/>	
免震建築物の場合		<input type="checkbox"/> 免震建築物 <input type="checkbox"/> 平成12年建設省告示2009号第1第3号による規定 ・同告示第2の該当する号 <input type="checkbox"/> 一号(建築基準法20条第1項第四号に掲げる建築物) <input type="checkbox"/> 二号(建築基準法20条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物) <input type="checkbox"/> 三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・免震層、免震材料の維持に関する計画 <input type="checkbox"/> 免震材料等の維持管理に関する計画 <input type="checkbox"/> 敷地の管理に関する計画	<input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 計画書 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

(第二面)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
3. 可変性			(一戸建ての住宅のため該当なし)		
4. 維持管理 更新の容易性 (専用配管) (ガス管を除く)	専用配管	コンクリート 内埋込み配管	・ 排水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ) ・ 給水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ) ・ 給湯管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/>	
	地中埋設管	地中埋設管上 のコンクリート 打設	・ 排水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ) ・ 給水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ) ・ 給湯管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ) <input type="checkbox"/> 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	専用排水管 の 清掃措置	排水管の 清掃措置	・ 便所 [ <input type="checkbox"/> 排水ますに隣接 <input type="checkbox"/> 掃除口 <input type="checkbox"/> 露出又は開口有 ] ・ その他の水まわり [ <input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> 掃除口 <input type="checkbox"/> 露出又は開口有 ]	<input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図	
	排水管の形状 等(継手及び ヘッダーを含 む)	排水管等の 内面 設置状態	<input type="checkbox"/> 平滑である(仕様等 ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> たわみ、抜け等が生じないように設置 措置 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/>	
	配管点検口 等の点検措置	主要接合部 等の点検措置	・ 排水管と設備機器の接合部 [ <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] ・ 給水管と設備機器の接合部 [ <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [ <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [ <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [ <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
5. 高齢者等 対策			(一戸建ての住宅のため該当なし)		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容確認欄	
		項目	設計内容			
6. 省エネルギー対策【断熱等性能等級】 地域の区分( )	適用する基準	適用する基準	<input type="checkbox"/> 非住宅・住宅計算方法 <input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> 簡易計算法 <input type="checkbox"/> 誘導仕様基準	<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/>		
		外皮・開口部の断熱性能等	非住宅・住宅計算方法			<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 外皮平均熱貫流率(U <sub>A</sub> 値)の基準に適合
			外皮平均日射熱取得率			<input type="checkbox"/> 冷房期の平均日射熱取得率(η <sub>AC</sub> 値)の基準に適合
			誘導仕様基準			<input type="checkbox"/> 外皮の熱貫流率の基準に適合 <input type="checkbox"/> 緩和措置有り(外気床(5%緩和)) <input type="checkbox"/> 断熱材の熱抵抗の基準に適合 <input type="checkbox"/> 緩和措置有り(外気床(5%緩和)) <input type="checkbox"/> 構造熱橋部の基準に適合(鉄筋コンクリート造等のみ)
結露防止対策	結露の発生防止対策	開口部の断熱性能等	<input type="checkbox"/> 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 <input type="checkbox"/> 緩和措置有り <input type="checkbox"/> 窓の断熱(2%緩和) <input type="checkbox"/> 窓の日射(4%緩和)			
		結露防止対策	<input type="checkbox"/> 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) <input type="checkbox"/> 設置 ( ) <input type="checkbox"/> 省略 ( ) <input type="checkbox"/> 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) 屋根 [ <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 省略 ( ) ] ・ 防風層の設置 ( ) 外壁 [ <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 省略 ( ) ] ・ 防風層の設置 ( )			
【一次エネルギー消費量等級】	適用する基準	適用する基準	<input type="checkbox"/> 非住宅・住宅計算方法 <input type="checkbox"/> 誘導仕様基準	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 面積表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 系統図		
		一次エネルギー消費量	非住宅・住宅計算方法			外皮性能値 ・ 外皮平均熱貫流率(UA値) <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量計算結果による ・ 冷房期の平均日射熱取得率(η <sub>AC</sub> 値) ・ 暖房期の平均日射熱取得率(η <sub>AH</sub> 値)
			居室等の面積			合計の床面積 ・ 主たる居室 ・ その他の居室 <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量計算結果による
			一次エネルギー消費量			・ 基準一次エネルギー消費量 <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量計算結果による ・ 設計一次エネルギー消費量
			設備機器等の仕様			<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量計算結果による
		誘導仕様基準	暖房設備			・ 暖房方式 ( ) ・ 暖房機器の仕様等 ( )
			冷房設備			・ 冷房方式 ( ) ・ 冷房機器の仕様等 ( )
			換気設備			・ 熱交換換気設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・ 換気機器の仕様等 ( )
照明設備	<input type="checkbox"/> 全ての照明設備がLED又は同等以上					
給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯熱源機の種別等 ( ) ・ 所定の省エネ対策の実施 <input type="checkbox"/> ヘッダー方式、分岐後配管径13A以下 <input type="checkbox"/> 浴室シャワーの節湯水栓の使用 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽の採用					

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。



② RC造共同住宅等用

その1. 住棟審査用

(第一面)

設計内容説明書【RC共同住宅等(住棟用)】

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
1. 劣化対策等級 (構造躯体等)	セメント	セメントの種類	<input type="checkbox"/> ボルトランドセメント (JIS R 5210) ( <input type="checkbox"/> 中庸熱 <input type="checkbox"/> 低熱 <input type="checkbox"/> その他 ) <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント (JIS R 5213) <input type="checkbox"/> 高炉セメント (JIS R 5211)	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/>	
	コンクリートの水セメント比	最小かぶり厚さ	・ 土に接しない部分 耐力壁以外の壁 床屋内( mm) 屋外( mm) 耐力壁、柱、はり 床屋内( mm) 屋外( mm) ・ 土に接する部分 壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり部分 ( mm) ・ 基礎(立ち上がり部分を除く) ( mm) ・ 外壁仕上げ [ <input type="checkbox"/> タイル貼 <input type="checkbox"/> モルタル塗 <input type="checkbox"/> 外断熱工法 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/>	
		水セメント比	コンクリートの種類 ( <input type="checkbox"/> 普通コンクリート <input type="checkbox"/> 軽量コンクリート ) ・ 水セメント比 ( % )		
	部材の設計・配筋	設計かぶり厚さ	・ 施工誤差 ( mm)	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/>	
	コンクリートの品質等	スランブ	( cm)	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/>	
		単位水量	( kg/m <sup>3</sup> )		
施工計画	コンクリートの充填方法等	空気量	( %)		
		・ 打込・締め固め方法 ( ) ・ 打継ぎ部の処理方法 ( ) ・ 養生方法 ( )	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/>		
2. 耐震性 (倒壊等防止)	構造躯体及び基礎等	構造躯体	・ 構造計算方法 <input type="checkbox"/> 限界耐力計算 <input type="checkbox"/> 保有水平耐力計算(ルート3) <input type="checkbox"/> 許容応力度等計算(ルート2) <input type="checkbox"/> 許容応力度計算(ルート1) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 大臣認定書(基準法)の活用	<input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		限界耐力計算	<input type="checkbox"/> 各階の安全限界変形の基準に適合		
		保有水平耐力計算 (RC造またはSRC造に限る)	<input type="checkbox"/> 等級1の基準に適合 <input type="checkbox"/> 各階のDSの数値がRC造では0.3、SRC造では0.25であり、かつ極めて稀に発生する地震力による応答変位の当該階高さに対する割合が1/75以下 <input type="checkbox"/> 各階のDSの数値がRC造では0.55、SRC造では0.5である		
	免震	免震建築物	<input type="checkbox"/> 免震建築物 <input type="checkbox"/> 平成12年建設省告示2009号第1第3号による規程 ・ 同告示第2の該当する号 <input type="checkbox"/> 一号(建築基準法20条第1項第四号に掲げる建築物) <input type="checkbox"/> 二号(建築基準法20条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物) <input type="checkbox"/> 三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・ 免震層、免震材料の維持に関する計画 <input type="checkbox"/> 免震材料等の維持管理に関する計画 <input type="checkbox"/> 敷地の管理に関する計画		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄	
		項目	設計内容			
4. 維持管理更新の容易性 (共用配管) (ガス管を除く)	共用配管	コンクリート内埋込み配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )</li> <li>給水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )</li> <li>給湯管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/> 設備図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/>		
		地中埋設管	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )</li> <li>給水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )</li> <li>給湯管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )</li> </ul> <input type="checkbox"/> 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域			
	①維持管理等級(共用排水管)  (等級3とする場合の例)	共用排水管	排水管の管の種類 掃除口の位置 点検措置 掃除措置 ( ) ( ) ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口 ) 掃除口の ( ) ( ) ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口 ) 点検措置 ( ) ( ) ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口 ) ・横主管 管の種類 掃除口の位置、間隔 点検措置 ( ) ( ) ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口 ) ( ) ( ) ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口 ) ( ) ( ) ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口 )			
		排水管の性状等(継手及びヘッダーを含む)	排水管等の内面設置状態 <input type="checkbox"/> 平滑である(仕様等) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> たわみ等が生じないように設置措置 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	②更新対策(共用排水管)  (等級3とする場合の例)	配管点検口	主要接合部等の点検措置			<input type="checkbox"/> 給水管、排水管及び給湯管の主要接合部等の点検措置等の確保
		横主管の設置位置	設置位置			<input type="checkbox"/> 給水管、排水管及び給湯管の横主管が共用部分に設けられている
			到達経路			<input type="checkbox"/> 人通孔その他人が到達できる経路が設けられている <input type="checkbox"/> 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)
配管補修の措置		設置位置	<input type="checkbox"/> 専用部分に立ち入らないで補修できる位置に露出又は補修可能な開口を持つPSに設置 <input type="checkbox"/> 構造躯体及び仕上材に影響を及ぼさず補修できる <input type="checkbox"/> 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている			
4. 維持管理更新の容易性 (共用配管) (ガス管を除く)	共用排水管	コンクリート内埋込み配管	<input type="checkbox"/> 共用排水管のコンクリート内への埋め込み無し (モルタル、コンクリートブロックを含む)	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/> 設備図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/>		
		埋設管上のコンクリート打設	<input type="checkbox"/> 共用排水管上のコンクリート打設無し			
		横主管の設置位置等	排水横主管が共用部に設けられている			<input type="checkbox"/> 人通孔その他人が到達できる経路が設けられている(仕上材等の軽微な除去により到達可能なものを含む) <input type="checkbox"/> 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)
			排水横主管が共用部に設けられている			
		排水管の設置位置	<input type="checkbox"/> 専用部分に立ち入らないで更新できる位置に露出又は更新が行える開口を持つPSに設置(仕上材等の軽微な除去により更新可能なものを含む) <input type="checkbox"/> ただし書き規定を適用(維持管理の円滑な実施のために必要な措置)			
		切断工事等軽減措置	共用排水管の切断工事を軽減する措置、かつ、コンクリート貫通部のはつり工事を軽減する措置			<input type="checkbox"/> 専用排水管の接続替えを容易に行うための措置 <input type="checkbox"/> 共用排水管の撤去、接続替え、その他更新のための作業空間の確保
専用排水管の接続替えを容易に行うための措置						
増設更新対応措置	<input type="checkbox"/> 共用排水管の近傍に新たな共用排水管を設置できる空間、スリーブ等の設置 <input type="checkbox"/> 専用排水管の接続替えを容易に行うための措置 <input type="checkbox"/> 共用排水管の撤去、接続替え、その他更新のための作業空間の確保					

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
5. 高齢者等対策 (共用部分)	共用廊下	共用廊下の幅員	有効幅員 ( mm)	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/>	
		外部開放廊下の転落防止用手すり	・ 転落防止措置の床からの高さ ( mm) <input type="checkbox"/> 手すり壁 <input type="checkbox"/> さく <input type="checkbox"/> 金網		
	共用階段	勾配等	・ けあげ ( mm)    ・ 踏面 ( mm) ・ 勾配 ( / )	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 階段詳細図	
		蹴込み	・ 蹴込み寸法 ( mm) ・ 蹴込み板 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )		
		形式等	・ 階段の形式 ( <input type="checkbox"/> 踊り場付き折れ階段 <input type="checkbox"/> 直階段 <input type="checkbox"/> その他 ) ・ 最上段の通路等への食い込み ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ) ・ 最下段の通路等への突出 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )		
		滑り防止	・ 滑り止め ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有、踏面と同一面)		
		段鼻	・ 段鼻の出 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )		
		転落防止用手すり(外部開放階段)	・ 転落防止措置の床からの高さ ( mm) <input type="checkbox"/> 手すり壁 <input type="checkbox"/> さく <input type="checkbox"/> 金網		
		共用階段の幅員	・ 有効幅員 ( mm)		
	手すり	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
エレベーター	エレベーターの利用	・ 住戸の位置 ( <input type="checkbox"/> 建物出入口に存する階 <input type="checkbox"/> 左記以外) ・ エレベーター設置 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
	エレベーターの仕様	・ 出入口の有効幅員 ( mm)			
	エレベーターホールの広さ	・ エレベーターホールの寸法 ( mm × mm)			
6. 省エネルギー対策	【一次エネルギー消費量等級】	評価方法	<input type="checkbox"/> 住棟評価(詳細は第三面にて記載) <input type="checkbox"/> 単位住戸評価		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

その2. 住戸審査用

(第二面)

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
3. 可変性			・ 躯体天井高さ ( ) mm以上 <input type="checkbox"/> 可変性の確保に有効な高さを含める(区分所有住宅以外の住宅に限る)	<input type="checkbox"/> 矩形図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
4. 維持管理更新の容易性(専用配管)  (ガス管を除く)	専用配管	コンクリート内埋込み配管	<input type="checkbox"/> 給水管、排水管及び給湯管のコンクリート内への埋め込み無し(コンクリートブロックを含む)	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 基礎伏図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> 設備図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		他住戸内の専用部内の設置	<input type="checkbox"/> 給水管、排水管及び給湯管の他住戸専用部内への設置無し <input type="checkbox"/> 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)		
	地中埋設管	地中埋設管上のコンクリート打設	<input type="checkbox"/> 排水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ) <input type="checkbox"/> 給水管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ) <input type="checkbox"/> 給湯管 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ) <input type="checkbox"/> 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域		
	専用排水管	排水管の清掃措置	・ 便所 [ <input type="checkbox"/> 共用縦管に隣接 <input type="checkbox"/> 掃除口 <input type="checkbox"/> (露出又は開口有) ] ・ その他の水まわり [ <input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> 掃除口 <input type="checkbox"/> (露出又は開口有) ]		
	排水管の形状等(継手及びヘッダーを含む)	排水管等の内面設置状態	<input type="checkbox"/> 平滑である(仕様等) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> たわみ等が生じないように設置措置 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	配管点検口	主要接合部等の点検措置	・ 排水管と設備機器の接合部 [ ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ] ・ 給水管と設備機器の接合部 [ ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [ ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [ ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [ ( <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 開口有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ]		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄		
		項目	設計内容				
6. 省エネルギー対策 【断熱性能等級】 地域の区分 ( )	適用する基準	適用する基準	<input type="checkbox"/> 非住宅・住宅計算方法 <input type="checkbox"/> 誘導仕様基準	<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/>			
	外皮・開口部の断熱性能等	非住宅・住宅計算方法 外皮平均熱貫流率 <input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率(U <sub>0</sub> 値)の基準に適合 外皮平均日射熱取得率 <input type="checkbox"/> 冷房期の平均日射熱取得率(η <sub>AC</sub> 値)の基準に適合 誘導仕様基準 外皮の断熱性能等 <input type="checkbox"/> 外皮の熱貫流率の基準に適合 <input type="checkbox"/> 緩和措置有り(外気床(5%緩和)) <input type="checkbox"/> 断熱材の熱抵抗の基準に適合 <input type="checkbox"/> 緩和措置有り(外気床(5%緩和)) <input type="checkbox"/> 構造熱橋部の基準に適合(鉄筋コンクリート造等のみ) 開口部の断熱性能等 <input type="checkbox"/> 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 <input type="checkbox"/> 緩和措置有り <input type="checkbox"/> 窓の断熱(2%緩和) <input type="checkbox"/> 窓の日射(4%緩和)					
	結露防止対策	結露の発生防止対策	<input type="checkbox"/> 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) <input type="checkbox"/> 設置 ( ) <input type="checkbox"/> 省略 ( ) <input type="checkbox"/> 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) <input type="checkbox"/> 屋根 [ <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 省略 ( ) ] ・ 防風層の設置 ( ) <input type="checkbox"/> 外壁 [ <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 省略 ( ) ] ・ 防風層の設置 ( )				
【一次エネルギー消費量等級】	適用する基準	適用する基準	<input type="checkbox"/> 非住宅・住宅計算方法 住棟評価の場合は以下のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 住棟評価(単位住戸の合計) <input type="checkbox"/> 住棟評価(単位住戸の合計+共用部) <input type="checkbox"/> 誘導仕様基準	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 面積表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 系統図			
	一次エネルギー消費量	非住宅・住宅計算方法	外皮性能値 ・ 外皮平均熱貫流率(UA値) <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量計算 ・ 冷房期の平均日射熱取得率(η <sub>AC</sub> 値)      結果による ・ 暖房期の平均日射熱取得率(η <sub>AI</sub> 値)				
		居室等の面積	・ 合計の床面積 <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量計算 ・ 主たる居室      結果による ・ その他の居室				
		一次エネルギー消費量	・ 基準一次エネルギー消費量 <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量計算 ・ 設計一次エネルギー消費量      結果による				
		設備機器等の仕様	<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量計算結果による				
		誘導仕様基準	暖房設備			・ 暖房方式 ( ) ・ 暖房機器の仕様等 ( )	
			冷房設備			・ 冷房方式 ( ) ・ 冷房機器の仕様等 ( )	
		換気設備	・ 熱交換換気設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・ 換気機器の仕様等 ( )				
		照明設備	<input type="checkbox"/> 全ての照明設備がLED又は同等以上				
		給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯熱源機の種別等 ( ) ・ 所定の省エネ対策の実施 <input type="checkbox"/> ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 <input type="checkbox"/> 浴室シャワーの節湯水栓の使用 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽の採用				

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

(第四面)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容 確認欄
		項目	設計内容		
7.住宅の規模	住宅面積	住宅の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の専用面積 (            m<sup>2</sup> )</li> <li>・ 40m以上ある階 (            階 ) (            m<sup>2</sup> )</li> <li>  うち階段部分面積 (            m<sup>2</sup> )</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 求積図 <input type="checkbox"/>	
8.維持保全の方法		維持保全の期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間 (            ) 年以上</li> <li><input type="checkbox"/> その他の基準への適合</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 維持保全計画書	
9.資金計画		費用の設定	<input type="checkbox"/> 建築に要する費用の設定 <input type="checkbox"/> 維持保全に要する費用の設定	<input type="checkbox"/> 申請書	
10.居住環境への配慮	まちなみへの配慮	地区計画等への適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等がある区域</li> <li><input type="checkbox"/> 区域外</li> <li><input type="checkbox"/> 区域内 該当する地区計画等の名称 (            )</li> <li><input type="checkbox"/> 適合</li> <li>・住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域</li> <li><input type="checkbox"/> 区域外</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 別添	
11.自然災害への配慮		区域等への該当有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害のリスクが特に高い区域</li> <li><input type="checkbox"/> 区域外</li> <li>・自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域</li> <li><input type="checkbox"/> 区域外</li> <li>・一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域</li> <li><input type="checkbox"/> 区域外</li> <li><input type="checkbox"/> 区域内 (            )</li> <li><input type="checkbox"/> 所管行政庁が定める必要な措置に適合</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 別添	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(2) 認定通知書(規則第二号様式)

第二号様式(第六条関係)(日本産業規格A列4番)

認定通知書  
(新築 / 増築・改築 / 既存)

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

(※) (確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事又は  
建築副主事の職氏名)

殿

所管行政庁

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第 項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 共同住宅等に係る申請にあつては、認定対象住戸番号
6. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあつては、工事種別
7. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあつては、新築又は増築・改築の時期
8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による求めを行った年月日

(※)は法第6条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(3) 変更認定通知書 (規則第四号様式)

第四号様式 (第九条関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

変更認定通知書  
(新築 / 増築・改築 / 既存)

認定番号 第 \_\_\_\_\_ 号  
認定年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(※) (確認番号 第 \_\_\_\_\_ 号  
確認年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
建築主事又は  
建築副主事の職氏名 \_\_\_\_\_ )

殿

所管行政庁

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等の変更について、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので、同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 7 条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画等の認定番号
4. 認定に係る住宅の位置
5. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
6. 認定に係る住宅の構造
7. 法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
8. 法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期

(※) は法第 6 条第 4 項において準用する建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(4) 地位の承継の承認書 (規則第八号様式)  
第八号様式 (第十五条関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

承認通知書  
(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

殿

所管行政庁

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 10 条の規定に基づき申請のあった地位の承継について承認したので、通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
4. 認定に係る住宅の位置
5. 当初認定時の工事種別

(5) その他の参考様式

①建築工事が完了した旨の報告（参考様式2）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本産業規格A列4番）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定計画実施者の氏名

5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号  
住所  
氏名

印

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
名称  
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本産業規格A列4番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定計画実施者の氏名
5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類)

(日本産業規格A列4番)

住宅の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を完了したので報告します。

1. 住宅の所在地
2. 発注者の氏名
3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

②計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出（参考様式3）

（日本産業規格A列4番）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条1項2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出ます。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

③認定しない旨の通知（参考様式4）

（日本産業規格A列4番）

不認定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 殿

所管行政庁

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る住宅の位置
4. 理由

④認定の取消しの通知（参考様式5）

（日本産業規格A列4番）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

認定計画実施者 殿

所管行政庁

下記の認定長期優良住宅建築等計画等については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認定番号	第	号
認定年月日	年	月 日
(※) 確認番号	第	号
確認年月日	年	月 日
建築主事又は 建築副主事の職氏名		

1. 認定計画実施者の氏名又は名称
2. 認定計画実施者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 理由

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

## 6. 確認書の様式（品確法規則第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による

長期使用構造等である旨の確認書

（新築／増築・改築／既存）

第 号  
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

### 記

1. 申請年月日
2. 確認を行った住宅の所在地及び名称
3. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
4. 確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
6. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
7. 確認を行った評価員の氏名
8. 確認対象住戸
9. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

（注意）この確認書は、大切に保存しておいてください。

## 7. 設計住宅性能評価書の参考様式

設計住宅性能評価書のイメージ

(一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律

第5条第1項に基づく

# 設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)

\_\_\_\_\_ (申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和 年 月 日国土交通省告示第 号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

〔なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。〕

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印		
機関登録番号			
評価員氏名			

### ●特記事項

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果  : 適合  : 不適合

申請年月日

一住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）一

事項	内容
住宅の階数	地上〔 階〕 地下〔 階〕
住宅の面積	建築面積〔 m <sup>2</sup> 〕 延べ面積〔 m <sup>2</sup> 〕
住宅の構造	〔 造〕 一部〔 造〕

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
<input type="checkbox"/>	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	<input type="checkbox"/>	5-1 断熱等性能等級
<input type="checkbox"/>	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	<input type="checkbox"/>	5-2 一次エネルギー消費量等級
<input type="checkbox"/>	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）
<input type="checkbox"/>	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	6-2 換気対策
<input type="checkbox"/>	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
<input type="checkbox"/>	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	<input type="checkbox"/>	7-1 単純開口率
<input type="checkbox"/>	1-7 基礎の構造方法及び形式等	<input type="checkbox"/>	7-2 方位別開口比
<input type="checkbox"/>	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	<input type="checkbox"/>	8-1 重量床衝撃音対策
<input type="checkbox"/>	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	<input type="checkbox"/>	8-2 軽量床衝撃音対策
<input type="checkbox"/>	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	<input type="checkbox"/>	8-3 透過損失等級（界壁）
<input type="checkbox"/>	2-4 脱出対策（火災時）	<input type="checkbox"/>	8-4 透過損失等級（外壁開口部）
<input type="checkbox"/>	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	<input type="checkbox"/>	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）
<input type="checkbox"/>	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	<input type="checkbox"/>	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）
<input type="checkbox"/>	2-7 耐火等級（界壁及び界床）	<input type="checkbox"/>	10-1 開口部の侵入防止対策
<input type="checkbox"/>	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	4-3 更新対策（共用排水管）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	4-4 更新対策（住戸専用部）	<input type="checkbox"/>	

一必須項目一

項目		結果	
<input type="checkbox"/> 1.構造の安定に関すること  <input type="checkbox"/> 経過措置適用有※  <input type="checkbox"/> 経過措置適用無※	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 3 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度	
	<input type="checkbox"/> 評価対象外（免震建築物）		
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	評価対象建築物が免震建築物であるか否か <input type="checkbox"/> 免震建築物 <input type="checkbox"/> その他	
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 <input type="checkbox"/> 地盤の許容応力度〔 kN/m <sup>2</sup> 〕 <input type="checkbox"/> 杭の許容支持力〔 kN/本〕 <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容支持力度〔 kN/m <sup>2</sup> 〕 <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容支持力〔 kN/本〕 地盤調査方法等〔 〕 地盤改良方法〔 〕	
1-7 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 <input type="checkbox"/> 直接基礎 構造方法〔 〕 形式〔 〕 <input type="checkbox"/> 杭基礎 杭種〔 〕 杭径〔 cm〕 杭長〔 m〕		
3.劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている	
	4.維持管理・更新への慮に関する こと	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易とするため必要な対策の程度 3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている 1 その他
		<input type="checkbox"/> 該当なし	

※ 評価方法基準 第5 1-1 (3) 木又は①b（壁量基準）による場合の経過措置の適用

経過措置の適用無：令和7年4月1日以降の基準に適合 経過措置の適用有：令和7年3月31日以前の基準に適合

5.温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8]	
		外皮平均熱貫流率【 W/ (㎡・K)】 冷房期の平均日射取得率【 】	
		7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている(8地域を除く)
		6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		5	熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている
		4	熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている
		3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
	2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
	1	その他	
	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
		地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8]	
		床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【 MJ/ (㎡・年)】	
		6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
5		一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている	
4		一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている	
1	その他		

－選択項目－

項 目		結 果		
1.構造の安定に関すること	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ		
		3	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
		2	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
		□評価対象外(免震建築物)	1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ		
		2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度	
		1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度	
	1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ		
		2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度	
		1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度	
	□該当区域以外			
2.火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ		
		4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている	
		3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている	
		2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている	
		1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている	
	2-4 脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策		
	□該当なし	□直接階段に直接通ずるバルコニー □隣戸に通ずるバルコニー □避難器具【 】 □その他【 】		
	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ		
	3	火災を遮る時間が60分相当以上		
	2	火災を遮る時間が20分相当以上		

	<input type="checkbox"/> 該当なし	1	その他		
	2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	4	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ		
		4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上		
		3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上		
	<input type="checkbox"/> 該当なし	2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上		
		1	その他		
6.空気環境に関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策			
		<input type="checkbox"/> 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する <input type="checkbox"/> 特定建材を使用する <input type="checkbox"/> その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)			
	ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ			
		内装	天井裏等		
		3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)	
		2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)	
	<input type="checkbox"/> 該当なし(内装)		1	その他	
	<input type="checkbox"/> 該当なし(天井裏等)				
	6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策			
	居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策			
	<input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> その他 [ ]				
局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策				
<input type="checkbox"/> 便所 該当なし	便所: <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし				
<input type="checkbox"/> 浴室 該当なし	浴室: <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし				
<input type="checkbox"/> 台所 該当なし	台所: <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし				
7.光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合			
		単純開口率: [ ] %以上]			
	7-2 方位別開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率			
	北: [ ]	東: [ ]			
	南: [ ]	西: [ ]	真上: [ ]		
項 目		結 果			
8.音環境に関すること	8-4 透過損失等級(外壁開口部)	居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度			
	<input type="checkbox"/> 北 該当なし	北	東	南	西
	<input type="checkbox"/> 東 該当なし	3	3	3	3
	<input type="checkbox"/> 南 該当なし	2	2	2	2
	<input type="checkbox"/> 西 該当なし	1	1	1	1
		特に優れた空気伝播音の遮断性能(日本産業規格の $R_{m(1/3)}$ -25相当以上)が確保されている程度			
		優れた空気伝播音の遮断性能(日本産業規格の $R_{m(1/3)}$ -20相当以上)が確保されている程度			
		その他			
9.高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度			
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
	1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている			

項目		結果		
10.防犯に関すること	10-1 開口部の侵入対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分		外部からの侵入を防止するための対策
		〔 階〕*	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			b 地面から開口部までの下端まで高さが2m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			c a及びb	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		〔 階〕*	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			b 地面から開口部までの下端まで高さが2m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			c a及びb	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		〔 階〕*	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			b 地面から開口部までの下端まで高さが2m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			c a及びb	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし

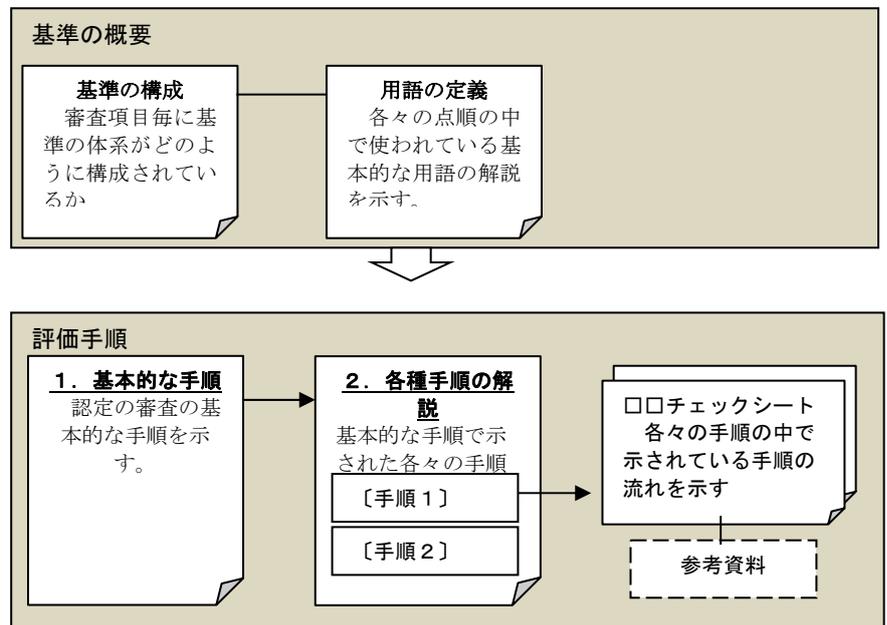
\* 1つの階ごとに1つの欄を使用し、階の数だけ各欄を連結して使用する

## 2章. 認定事項毎の審査手順

## 2章. 認定基準毎の審査手順

### 【本章の見方】

本章は、認定基準毎に審査の手順を示すものである。構成としては、大きく「基準の概要」と「審査手順」とに分けられる。



長期優良住宅の認定基準は以下のように整理される。次頁以降、事項ごとに審査の手順を解説する。

#### <法第6条第1項第1号関係>

##### ●長期使用構造等とするための措置

- |                |                            |
|----------------|----------------------------|
| 1. 構造躯体等の劣化対策  | ⇒ 「本マニュアル2章1. 構造躯体等の劣化対策」  |
| 2. 耐震性         | ⇒ 「本マニュアル2章2. 耐震性」         |
| 3. 可変性         | ⇒ 「本マニュアル2章3. 可変性」         |
| 4. 維持管理・更新の容易性 | ⇒ 「本マニュアル2章4. 維持管理・更新の容易性」 |
| 5. 高齢者等対策      | ⇒ 「本マニュアル2章5. 高齢者等対策」      |
| 6. 省エネルギー対策    | ⇒ 「本マニュアル2章6. 省エネルギー対策」    |

#### <法第6条第1項第2号関係>

##### ●規模の基準

⇒ 「本マニュアル2章7. 規模の基準」

#### <法第6条第1項第3号関係>

##### ●良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

⇒ 「本マニュアル2章8. 居住環境への配慮」

#### <法第6条第1項第4号関係>

##### ●自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮に関する基準

⇒ 「本マニュアル2章9. 自然災害への配慮」

<法第6条第1項第5号関係>

●維持保全の方法の基準 ⇒「本マニュアル2章10. 維持保全の方法の基準」

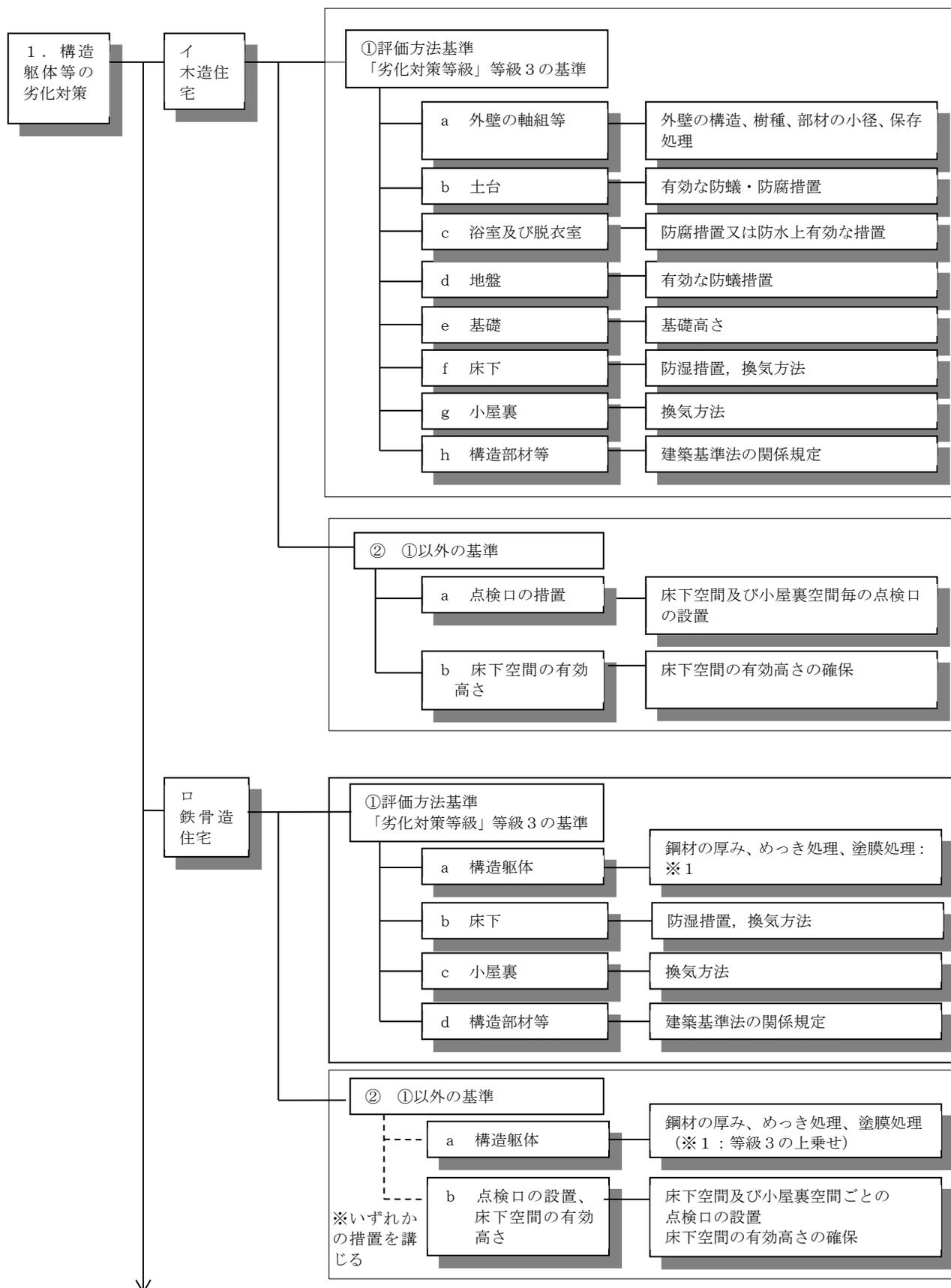
●資金計画 ⇒「本マニュアル2章11. 資金計画」

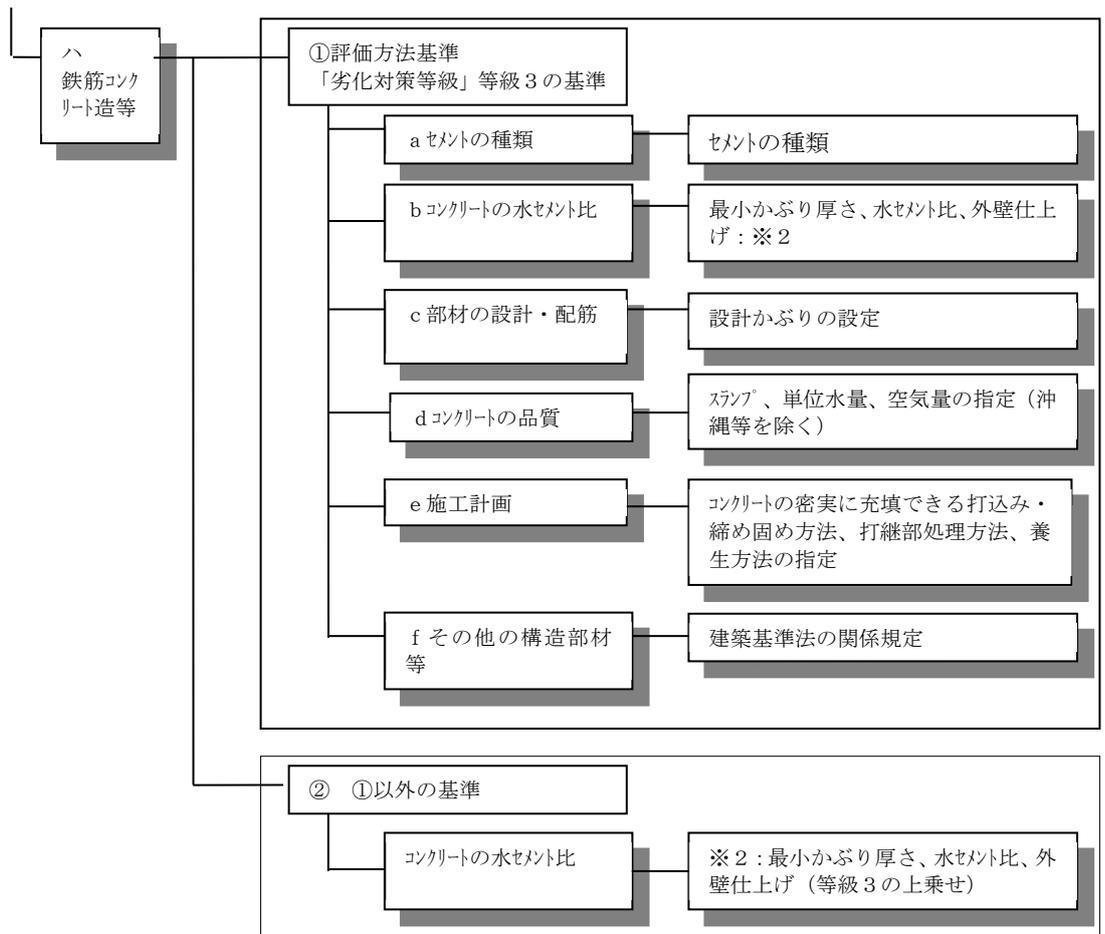
なお、本マニュアルにおける評価方法基準とは、平成13年国土交通省告示第1347号の「評価方法基準」をいう。

# 1. 構造躯体等の劣化対策

## 1-1. 基準の概要

≪基準の構成≫





## 《用語の解説》

### ○構造躯体等

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄筋コンクリート造等」という）の建築物にあっては構造躯体（建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分）及びそれと一体のものとしてつくられた鉄筋コンクリート造等の部分を、鉄筋コンクリート造等以外の建築物にあっては構造躯体をいう。

### ○軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない）をいう。

### ○通気層を設けた構造

壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。

### ○真壁構造

柱が直接外気に接する構造をいう。

### ○通気構造等

通気層を設けた構造又は軒の出が90cm以上である真壁構造のいずれかの構造をいう。

### ○集成材等

- ① 日本農林規格（昭和19年農林省告示第1152号）に規定する化粧ばり構造用集成柱又は構造用集成材
- ② 日本農林規格（昭和20年農林水産省告示第701号）に規定する構造用単板積層材
- ③ 日本農林規格（平成3年農林水産省告示第701号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材

### ○構造用合板等

- ① 日本農林規格（昭和15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板
- ② 日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル
- ③ 日本産業規格 A5908 に規定するパーティクルボードのうちPタイプ
- ④ 日本産業規格 A5905 に規定する繊維板のうちミディアムデンシティボードのPタイプ

### ○構造用製材規格等

- ① 製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）
- ② 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）

### ○K3相当以上の防腐・防蟻処理

構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK3以上の防腐処理又は防蟻処理（日本産業規格 K1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK3以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む）をいう。

### ○K2相当以上の防腐・防蟻処理

構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK2以上の防腐処理又は防蟻処理（日本産業規格 K1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK2以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む）をいう。

### ○心材の耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種

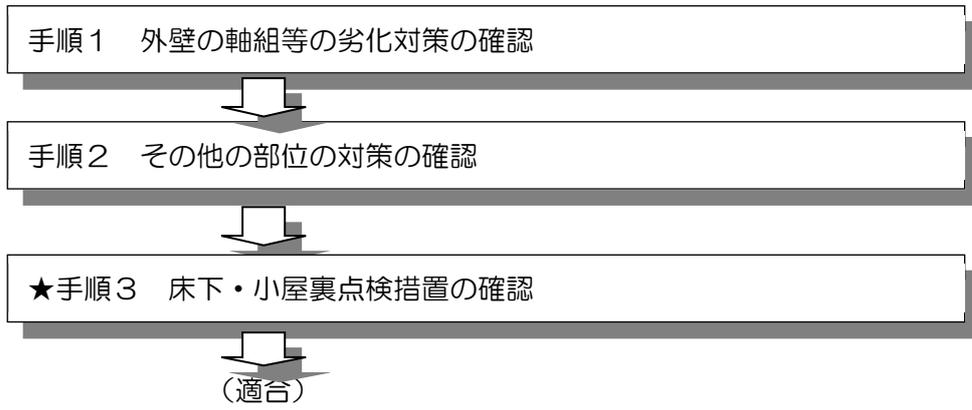
構造用製材規格等に規定される心材の耐久性区分のうちD<sub>1</sub>の樹種に該当するものをいう。

### ○日最低気温の平滑平年値の年間極値

日別の最低気温の平滑平年値のうち、一年間で最も低い値をいう。“平年値”とは、連続する30年間について算出した累年平均値をいい、そのうち統計学的処理をして平準化した値を“平滑平年値”という。気象庁で発表する日別値は通常平滑した値を使用する。

## 1-2. 審査手順 木造住宅の劣化対策（等級3+α）

### 1. 基本的な手順



### 2. 各手順の解説

#### 〔手順1〕：外壁等の劣化対策の確認

外壁の軸組等のうち、地面から1 m以内の部分について、「外壁工法」「樹種」「保存処理」「小径」の組合せが基準に適合するものであるか確認する。

フィクット劣化1 a

フィクット劣化1 b

#### 〔手順2〕：その他の対策の確認

- ① 土台について、地域に応じて土台に用いる樹種、又は保存処理※の種類を確認する。また、外壁下端に水切りがあるか確認する。
- ② 地盤について、地域に応じ有効な防蟻措置がなされているか確認する。
- ③ 水廻り部分（浴室、脱衣室）について、防腐措置又は防水上有効な措置がなされているか確認する。
- ④ 基礎高さ（地面から基礎上端又は地面から土台下端までの高さ）が、400 mm以上確保されているか確認する。
- ⑤ 床下換気について、換気上有効な面積の換気口が確保されているか確認する。
- ⑥ 床下防湿について、有効な対策がなされているか確認する。
- ⑦ 小屋裏換気について、換気方式に応じた換気口等の有効面積の天井面積に対する割合を確認する。
- ⑧ 構造部材等について、建築基準法の関連規定に適合しているか確認する。

フィクット劣化1 a

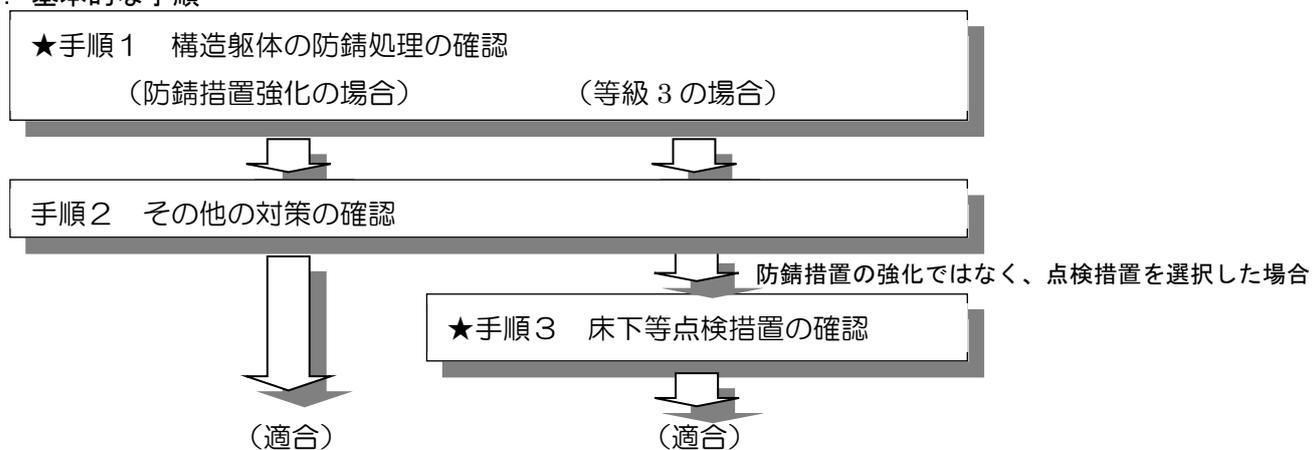
※手順1と同様

#### ★〔手順3〕：床下、小屋裏点検措置の確認

- ① 床下空間毎に点検口が設置されているか確認する。
- ② 小屋裏空間毎に点検口が設置されているか確認する。
- ③ 床下空間の高さが有効330 mm以上確保されているか確認する。

## 1-3. 審査手順 鉄骨造住宅の劣化対策（等級3+α）

### 1. 基本的な手順



### 2. 各手順の解説

#### ★〔手順1〕：構造躯体の防錆処理の確認

- ① 柱の柱脚部が、鋼材の厚みに応じた厚さの鋼材と防錆処理（塗膜・めっき処理）の組み合わせによっているか確認する。
- ② 柱脚部以外の柱、梁、筋かいが、鋼材の厚みに応じた厚さの鋼材と防錆処理（塗膜・めっき処理）の組み合わせによっているか確認する。
- ③ ①、②以外の構造耐力上主要な部分に、所定の塗装がなされているか確認する。

チェックシート劣化2 a  
 チェックシート劣化2 b  
 チェックシート劣化2 c

#### 〔手順2〕：その他の対策の確認

- ① 床下換気について、換気上有効な面積の換気口が確保されているか確認する。
- ② 床下防湿について、有効な対策がなされているか確認する。
- ③ 小屋裏換気について、小屋裏の形式に応じた換気口等の有効面積の天井面積に対する割合を確認する。
- ④ 構造部材等について、建築基準法の関連規定に適合しているか確認する。

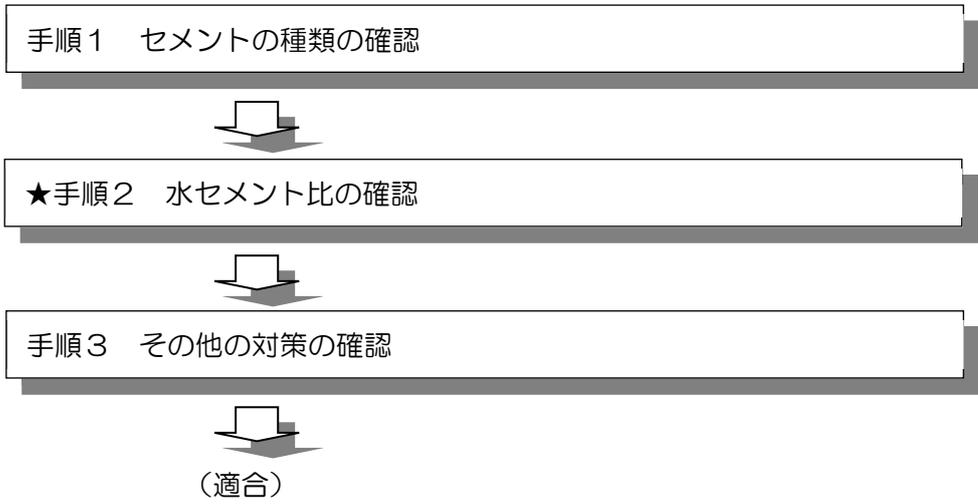
チェックシート劣化2 a  
 チェックシート劣化1 a

#### ★〔手順3〕：床下、小屋裏点検措置の確認（手順1が確認できない場合）

- ① 床下空間毎に点検口が設置されているか確認する。
- ② 小屋裏空間毎に点検口が設置されているか確認する。
- ③ 床下空間の高さが有効330mm以上確保されているか確認する。

1-4. 審査手順 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅の劣化対策（等級3+α）

1. 基本的な手順



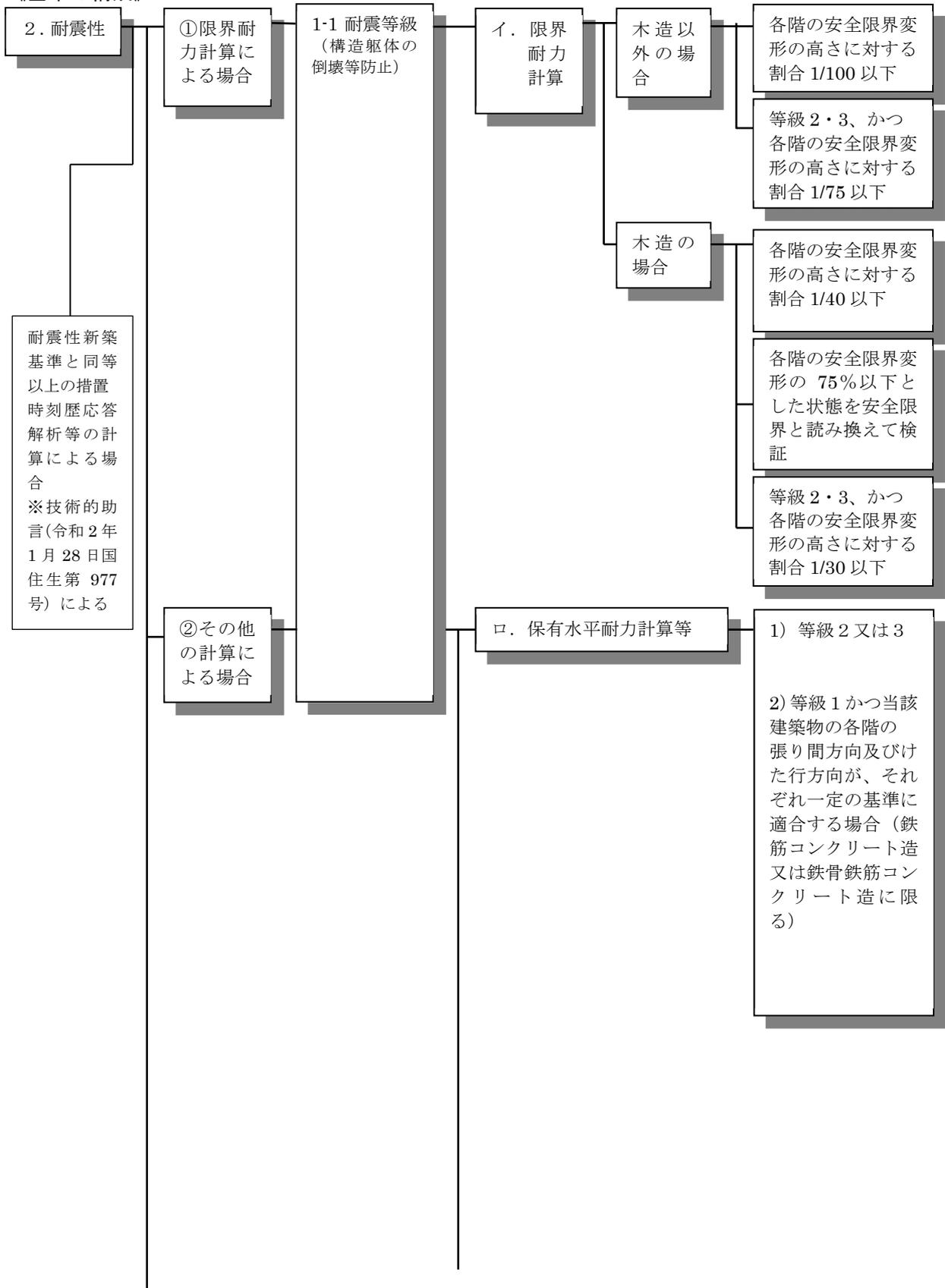
2. 各手順の解説

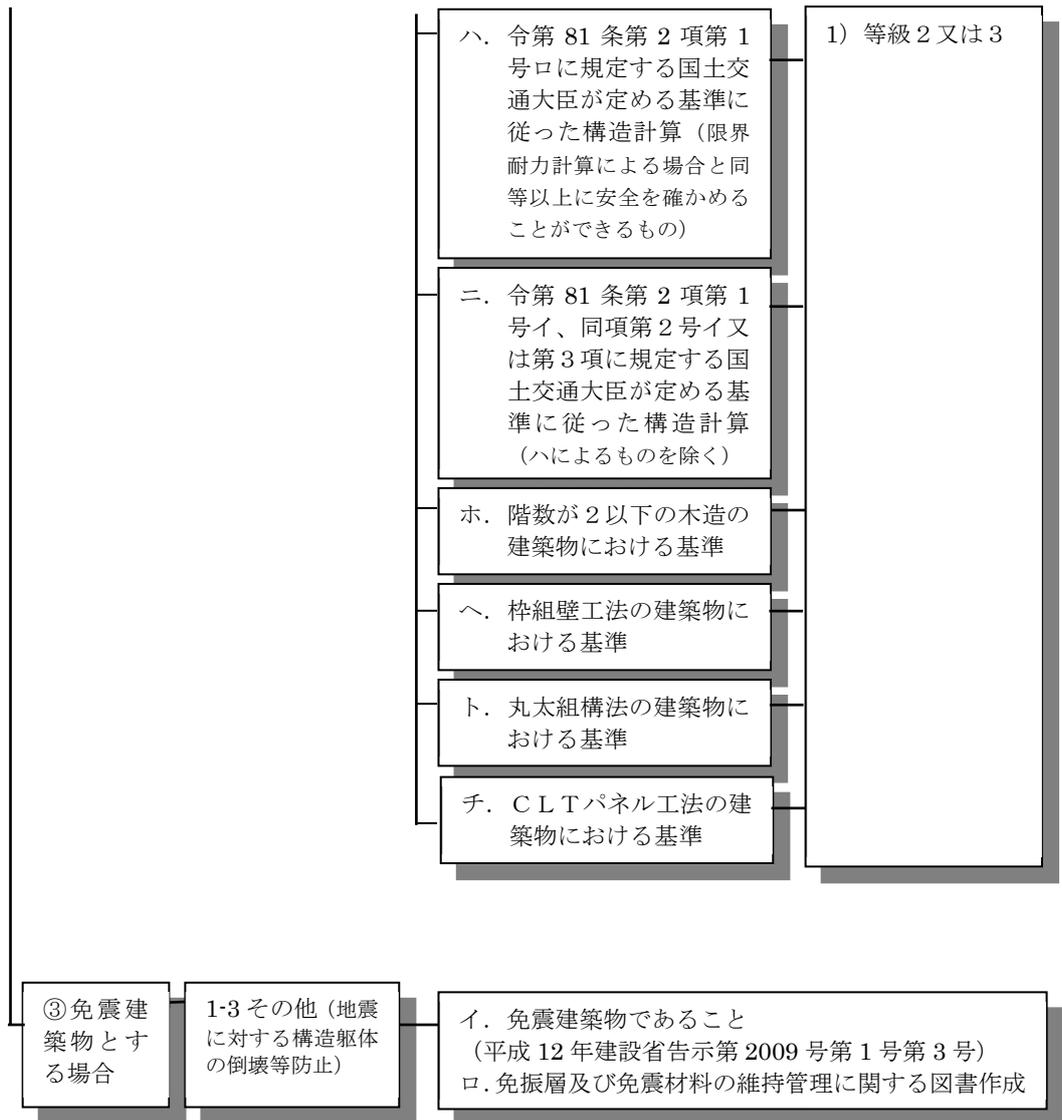
<b>〔手順1〕：セメントの種類の確認</b>	
セメントの種類が日本産業規格で定める「ポルトランドセメント」、 「フライアッシュセメント」または「高炉セメント」であるか確認する。	フェックシート劣化3 a フェックシート劣化3 b
<b>★〔手順2〕：水セメント比の確認</b>	
基準で定められた水セメント比に応じた最小かぶり厚さが確保されているかを確認する。 ※ 外壁の屋外に面する部位にタイル張、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、最小かぶり厚さを1 cm 減ずることができる。	フェックシート劣化3 a フェックシート劣化3 b
<b>〔手順3〕：各等級共通の対策の確認</b>	
① 部材の設計・配筋について、誤差を見込んで設計かぶり厚さが設定されているか確認する。 ② コンクリートの品質（スランプ、単位水量、空気量）を確認する。 ③ 施工計画について、コンクリートの打ち込み締め固め方法、打ち継処理方法、養生方法が指定されているか確認する。 ④ 構造部材等について、建築基準法の関連規定に適合しているか確認する。	フェックシート劣化3 a

## 2. 耐震性

### 2-1. 基準の概要

#### 《基準の構成》





《用語の解説》

○限界耐力計算

建築基準法施行令第 82 条の 5 に規定される構造計算。

○保有水平耐力計算

建築基準法施行令第 3 章第 8 節構造計算第 1 款の 2 に規定する構造計算。  
ただし、住宅性能評価の等級 2 においては、同第 82 条の 4 の規定を除外する。

○許容応力度等計算

建築基準法施行令第 3 章第 8 節構造計算第 1 款の 4 に規定する構造計算。

○壁量計算

法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 46 条第 4 項に規定する構造計算。

○耐久性等関係規定

建築基準法施行令第 36 条第 2 項第 2 号に規定する耐久性等関係規定。  
ただし、住宅性能評価においては、同第 39 条第 1 項及び第 70 条の規定を除外する。

○免震建築物

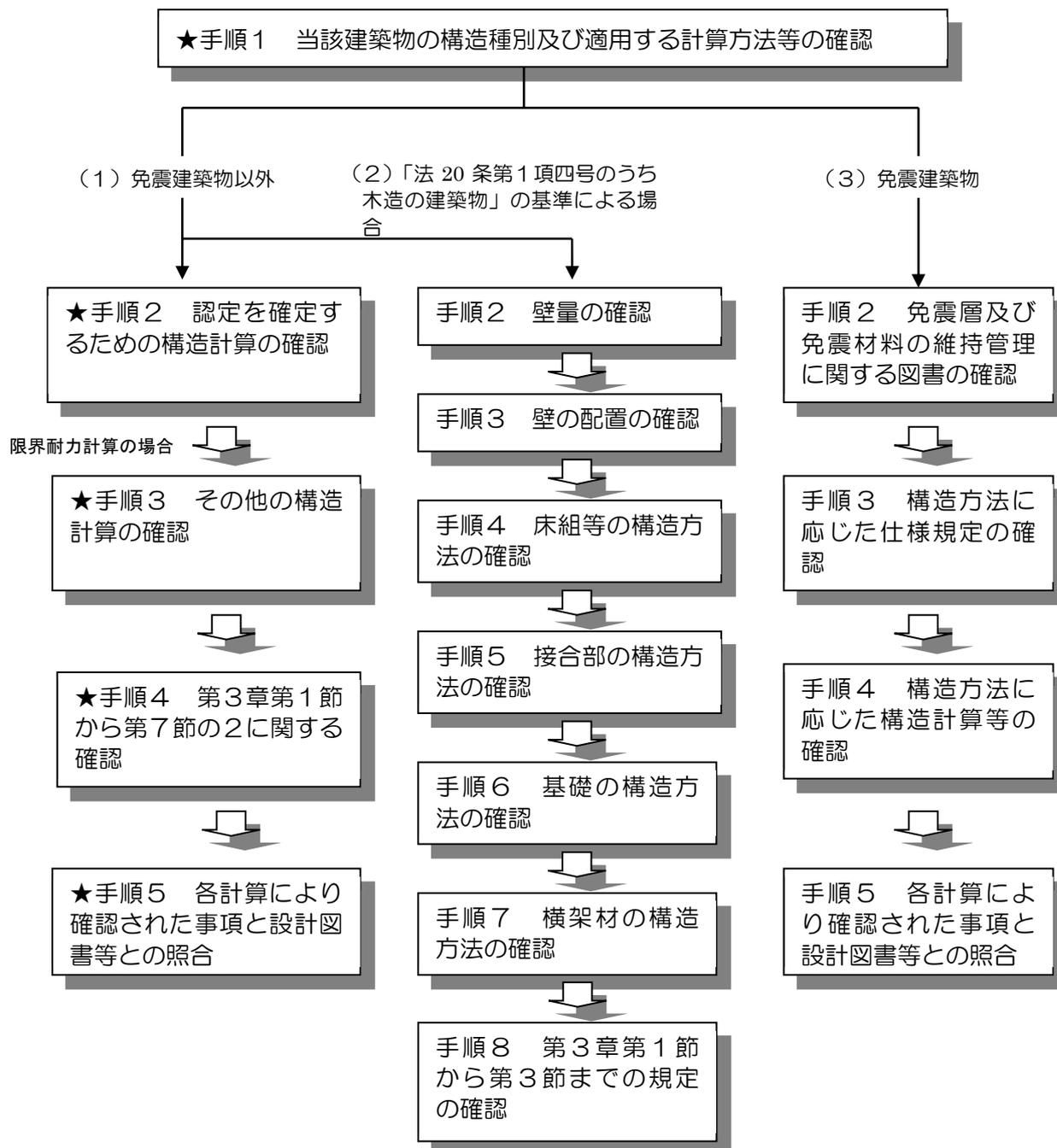
平成 12 年建設省告示第 2009 号第 1 第 3 号に規定する免震建築物をいう。

○時刻歴応答解析等の計算

平成 12 年建設省告示第 1461 号第 1 号から第 5 号までに規定する構造計算

## 2-2. 審査手順 耐震性

### 1. 基本的な手順



### 2. 各手順の解説

#### ★〔手順1〕：当該住宅の構造種別等及び適用する計算方法等の確認

- ① 構造種別等の確認  
当該建築物の構造種別や規模等、構造計算等の適用範囲に関わる基本的な事項を確認する。
- ② 構造の安定の計算方法の確認

チェックシート 構造 8  
チェックシート  
構造 1～20

①で確認された情報をもとに、採用されている構造計算等が適切な適用範囲で用いられていることを確認する。

※免震建築物の場合は平成12年建設省告示第2009号第2で該当する  
構造方法及び適用する計算方法を確認する。

チェックシート  
構造21

(1) 免震建築物以外 ((2)以外のもの) の場合

<p><b>★〔手順2〕：認定を確定するための構造計算の確認</b></p> <p>① 適用倍率の確認 各構造計算方法等において、検証する等級に応じた倍率を用いていることを確認する。</p> <p>② 計算結果の確認 計算結果が、基準に適合していること（応答値が限界値を超えていないこと等）を確認する。</p> <p>③ 入力値及び計算過程の確認 計算に当たって採用された荷重・外力の大きさ、材料強度の入力値、及び計算過程を確認する。</p>	<p>チェックシート 構造1～20</p>
<p><b>★〔手順3〕：その他の構造計算の確認</b></p> <p>構造計算(手順2で確認された構造計算を除く)が適切に行われていることを確認する。</p>	<p>チェックシート 構造1～20</p>
<p><b>★〔手順4〕：第3章第1節から第7節の2に関する確認</b></p> <p>① 建築基準法施行令第3章第1節から第7節の2に定める基準(一部の規定を除く)に適合していることを確認する。 確認する内容は、建築物の構造種別や規模に関わらない構造安全の共通原則と、構造種別ごとの構造細則規定である。</p> <p>② ①の仕様が設計図書等に反映されていることを確認する。</p>	<p>チェックシート 構造1～20</p>
<p><b>★〔手順5〕：各計算により確認された事項と設計図書等との照合</b></p> <p>① 構造計算等によって確認された柱・壁・床等の構造要素が有効につりあいよく配置されており、さらにその配置が設計図書等に反映されていることを確認する。</p> <p>② 構造計算等によって確認された柱・壁・床等の構造部材の材料強度が確保されており、さらにその材料の仕様が設計図書等に反映されていることを確認する。</p> <p>③ 構造計算によって確認された柱・壁・床等の構造部材の接合方法が設計図書等に反映されていることを確認する。</p>	<p>チェックシート 構造1～20</p>

※ なお、チェックシートは、すべての計算方法について作成していない。その他の計算方法による場合は、3章のチェックシートを参考に、各自作成して頂きたい。

(2) 免震建築物以外（階数が2以下の木造の建築物）

**〔手順2〕：壁量の確認**

耐震等級が等級2の基準をみたすかどうか、壁量の確認を行う。  
以下に掲げる手順のうち、建築基準法施行令第46条に対する①～③の確認を行い、また、評価方法基準に対する④～⑤の確認を行う。

チェックシート 構造11

チェックシート 構造12

- ① 昭和56年建設省告示第1100号による耐力壁の存在壁量の確認  
耐力壁の種類、倍率及び実長を確認し、昭和56年建設省告示第1100号の規定による耐力壁の存在壁量を確認する。なお、準耐力壁等の壁量は基本的に、各階・各方向の必要壁量の1/2以下の範囲内で任意に算入することができる。
- ② 昭和56年建設省告示第1100号による必要壁量の確認 昭和56年建設省告示第1100号に規定する地震に対する必要壁量及び風に対する必要壁量を確認する。
- ③ 「①による存在壁量」 $\geq$ 「②による必要壁量」の確認  
①の耐力壁の存在壁量と、②の地震に対する必要壁量の大小を比較し、存在壁量が必要壁量以上であることを確認する。  
。
- ④ 評価方法基準による必要壁量の確認  
耐震等級の判定のために、評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の式により計算した数値及び評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値により必要壁量を算出する。
- ⑤ 「③による存在壁量」 $\geq$ 「④による必要壁量」の確認  
耐震等級の判定のために、③の耐力壁と準耐力壁等の存在壁量と④の評価方法基準による地震に対する必要壁量の大小を比較し、存在壁量が必要壁量以上であることを確認する。これを満たしている場合に、適合と判定する。

**〔手順3〕：壁の配置の確認**

昭和56年建設省告示第1100号の規定に対する壁配置の釣り合いの良さを確認する。

チェックシート 構造11

チェックシート 構造12

- ① 側端部分の設定の確認  
各方向、各階における側端部分（桁行方向及び張り間方向の両端からそれぞれ4分の1の部分）の設定位置を確認する。

② 各側端部分における存在壁量の確認

各方向、各階の側端部分それぞれについて、昭和 56 年建設省告示第 1100 号の規定による耐力壁の存在壁量を確認する。なお、必要壁量に対して準耐力壁の割合が 1/2 を超えない場合、耐力壁のみを側端部分の存在壁量としバランスを確認する（準耐力壁等を側端部分の存在壁量に考慮しない）。

③ 各側端部分における必要壁量の確認

各方向、各階の側端部分それぞれについて、昭和 56 年建設省告示第 1100 号の規定による地震に対する必要壁量を確認する。

④ 各側端部分における壁量充足率の確認

各方向、各階の側端部分それぞれについて、②の存在壁量を③の必要壁量で除した値（壁量充足率）を確認する。

壁量充足率の値が、各方向、各階の側端部分それぞれにおいて 1 を超える場合には、壁の配置を適合と判定し、次の⑤を行う必要はない。

⑤ 壁率比の確認

各方向、各階における④の壁量充足率のうち、小さい方を大きい方で除した値（壁率比）を確認し、この値が 0.5 以上である場合に、適合と判定する。

**〔手順 4〕：床組等の構造方法の確認**

床等の構造方法の確認を行う。

チェックシート 構造 1 1

① 耐力壁線の設定の確認

耐力壁線が、評価方法基準第 5 の 1-1 (3)ホ②の規定（壁線相互の間隔、有効壁長等の規定）に準じて適切に設定されていることを確認する。

チェックシート 構造 1 4

② 必要床倍率を設定するための条件の確認

耐力壁線の間隔、耐力壁線で挟まれる床組等と耐力壁線の位置関係等の必要床倍率を設定するための条件を確認する。

③ 存在床倍率の確認

耐力壁線で挟まれた床組等について、評価方法基準第 5 の 1-1 (3)ホ③の（式 2）により算出される存在床倍率を確認する。

④ 必要床倍率の確認

耐震等級の判定のために、耐力壁線で挟まれた床組等について、評価方法基準第 5 の 1-1 (3)ホ③の（式 1）により算出され

る地震に対する必要床倍率を確認する。

⑤ ③による存在床倍率 $\geq$ ④による必要床倍率の確認

耐震等級の判定のために、③の存在床倍率と④の地震に対する必要床倍率の大小を比較し、存在床倍率が必要床倍率以上であることを確認する。これを満たしている場合に、適合と判定する。

**〔手順5〕：接合部の構造方法の確認**

接合部の構造方法の確認を行う。

以下に掲げる手順のうち、建築基準法施行令第47条第1項に基づく平成12年建設省告示第1460号の規定に対する、①の筋かいの端部及び②の耐力壁に接する柱脚・柱頭の接合部の構造方法を確認する。

また、評価方法基準に対する、③の胴差しと通し柱の接合部及び④の建物外周に接する部分の接合部の構造方法を確認する。

① 筋かいの端部の接合部の確認

筋かい端部の接合部に、筋かいの種類に応じ、告示第1460号第一号の規定に照らして適切な構造方法が用いられていることを確認する。

② 柱脚・柱頭の接合部の確認

告示第1460号第二号項に規定された構造方法からの選択による場合は、耐力壁に接する柱頭・柱脚の接合部に、同告示の規定に照らして適切な構造方法が用いられていることを確認する。同告示第二号イの仕様については、階高が3.2m以下の場合のみに限られる。

計算による場合は、適切な計算方法であること、及び計算結果に基づき当該接合部に適切な構造方法（例えば、柱脚にかかる引張り力よりも、耐力が大きい接合部の構造方法）が用いられていることを確認する。なお、必要壁量に対して準耐力壁の割合が1/2を超えない場合、耐力壁のみで接合方法を確認する（N値計算法による場合、準耐力壁等の倍率を0として計算を行う。但し、壁倍率が1.5倍を超える準耐力壁等は、当該準耐力壁等の倍率でN値計算を行う）。

③ 胴差しと通し柱の接合部の確認

評価方法基準第5の1-1(3)ホ④のaの規定により、対象となる胴差しと通し柱の接合部について、接合方法の種類に応じた適切な構造方法が用いられていることを確認する。

チェックシート 構造11

チェックシート 構造15

④ 建物外周に接する部分の接合部の確認

評価方法基準第5の1-1(3)ホ④のbの規定により、建物外周に接する部分の継手及び仕口の構造方法を確認する。

1階小屋組の端部等の耐力上弱点となる部分については、当該接合部の存在接合部倍率が必要接合部倍率以上であることを確認する。

また、その他の部分については、当該接合部の存在接合部倍率が0.7以上であることを確認する。

**〔手順6〕：基礎の構造方法の確認**

基礎の構造方法の確認を行う。

以下に掲げる手順のうち、建築基準法施行令第38条に基づく平成12年建設省告示第1347号の規定に対する①の基礎の構造方法を確認する。

また、評価方法基準に対する②の鉛直荷重及び③の水平荷重に対する基礎の構造方法を確認する。

① 基準法レベルの基礎の構造方法の確認

基礎の形式に応じ、基礎の形状・寸法、配筋方法等が、告示第1347号の規定に照らして適切に設定されていることを確認する。

② 鉛直荷重に対する基礎の構造方法の確認

建物の荷重及び地耐力等の条件に応じて、基礎の各部寸法及び配筋が適切に設定されていることを確認する。

③ 水平荷重に対する基礎の構造方法の確認

上階柱脚の接合方法に応じて、基礎の各部寸法及び配筋が適切に設定されていることを確認する。

④ ②と③の比較による基礎の構造方法の確認

②の鉛直荷重に対する基礎の寸法・配筋と③の水平荷重に対する基礎の寸法・配筋を比較して、耐力の高い構造方法が用いられていることを確認する。

チェックシート 構造11

チェックシート 構造16

**〔手順7〕：横架材の構造方法の確認**

横架材の構造方法の確認を行う。

チェックシート 構造11

チェックシート 構造16

評価方法基準に対する鉛直荷重に対する横架材の構造方法を確認する。

① 横架材の構造方法の確認

建物の荷重、横架材の間隔・長さ等の条件に対して、横架材の樹種及び断面寸法等が適切に設定されていることを確認する。

**〔手順 8〕：第 3 章第 1 節から第 3 節までの規定の確認**

- ① 令第 3 章第 1 節から第 3 節までの規定（令第 39 条及び上記に関連する項目を除く）に適合していることを確認する。

チェックシート 構造 1 1

■ 2 階建て以下の木造建築物に係る壁量基準に加えて配慮することが望ましい事項

建築物の重量化に伴い、長期荷重に対する土台等へのめり込み及び座屈防止の観点から、柱の小径について「長期優良住宅に係る認定基準 技術解説（一般社団法人住宅性能評価・表示協会発行）」にて配慮事項が設けられているが、当該配慮を行っていないことのみを理由として認定を行わないことがないよう留意ください。

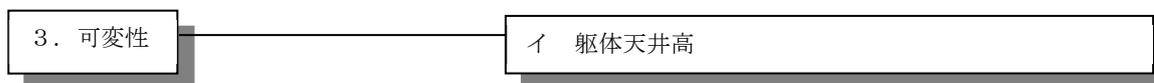
### (3) 免震建築物

<b>〔手順2〕：免震層及び免震材料の維持管理に関する図書の確認</b>	
① 免震層及び免震材料の維持管理に関して次に掲げる図書が作成されていること ・ 免震材料等の維持管理に関する計画 ・ 免震建築物の実況に応じた敷地の維持管理に関する計画	チェックシート 構造2 1
<b>〔手順3〕：構造方法に応じた仕様規定の確認</b>	
① 仕様規定の確認 各構造方法において、仕様規定（一部の地域を除く）の確認を行う。 ② ①の仕様が設計図書等に反映されていることを確認する。	チェックシート 構造2 2 ～構造2 4
<b>〔手順4〕：構造方法に応じた構造計算等の確認</b>	
① 構造計算等の確認 各構造計算方法等において、計算結果が基準に適合していること（応答値が限界値を超えていないこと等）を確認する。	チェックシート 構造2 4
<b>〔手順5〕：各種計算等により確認された事項と設計図書等との照合</b>	
① 以上の手順によって確認された柱・壁・床等の構造要素が有効に釣り合い良く配置されており、さらにその配置が設計図書等に反映されていることを確認する。 ② 構造計算等によって確認された柱・壁・床等の構造部材の材料強度が確保されており、さらにその材料の仕様が設計図書等に反映されていることを確認する。 ③ 構造計算等によって確認された柱・壁・床等の構造部材の接合方法が設計図書等に反映されていることを確認する。	チェックシート 構造2 2 ～構造2 4

### 3. 可変性

#### 3-1. 基準の概要

##### 《基準の構成》



##### 《用語の解説》

###### ○区分所有住宅

二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。以下、本マニュアルにおいて同じ。

###### ○躯体天井高

住戸専用部分の構造躯体等の床版等にはさまれた空間の高さをいう。

#### 3-2. 審査手順 可変性

##### 1. 基本的な手順

手順1 躯体天井高の確認



（適合）

##### 2. 各手順の解説

###### 〔手順1〕：躯体天井高の確認

- ① 審査対象住戸の構造躯体等である床版等の上面から上階の構造躯体の下面までの空間の内法高さを確認する。
- ② 異なる躯体天井高が存する場合は、該当する空間の内法高さ（床面積の1/2以上が該当）を確認する。
- ③ メゾネット住宅等認定対象住戸が複数の階にわたる場合、各階について確認する。

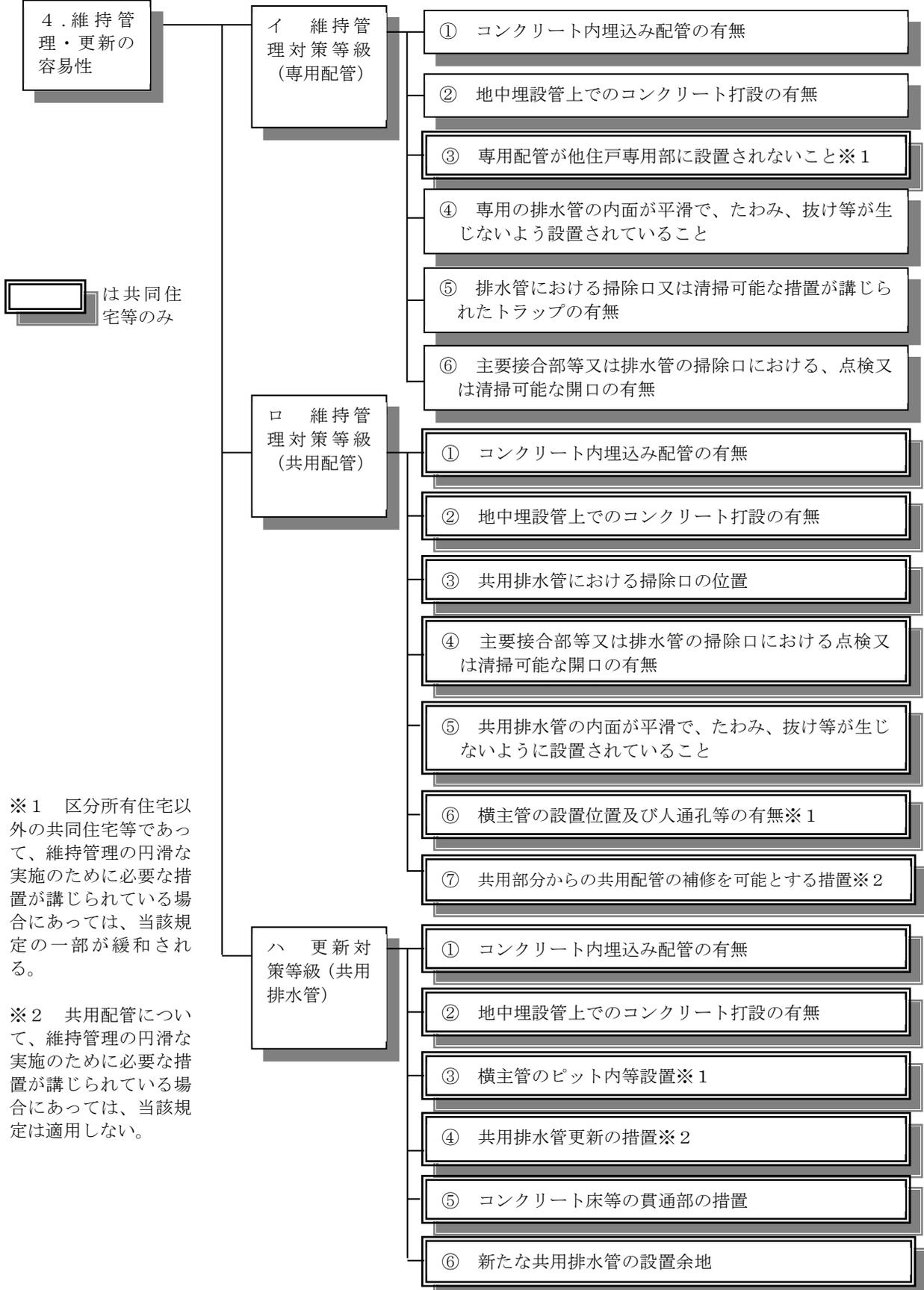
※認定対象住戸が区分所有住宅以外の共同住宅又は長屋である場合は、専用配管の設置が可能な床下空間その他の当該認定対象住戸の可変性の確保に有効な空間の高さを躯体天井高へ含めることができる。

チェックシート 可変1

## 4. 維持管理・更新の容易性

### 4-1. 基準の概要

#### 《基準の構成》



## 《用語の解説》

### ○専用配管

- a 一戸建ての住宅
  - (i) 排水管 敷地内最終ますから設備機器との接続部までの配管
  - (ii) 給水管 水道メーターから住戸内の給水栓又は設備機器（給湯設備を含む。）との接続部までの配管
  - (iii) 給湯管 給湯設備から住戸内の給湯栓又は設備機器との接続部までの配管
- b 共同住宅等
  - (i) 排水管 共用立管との接続部から設備機器との接続部までの住戸専用部の配管
  - (ii) 給水管 各住戸の水道メーター（メーターが設置されない場合にあつては、共用配管との接続部）から専用部の給水栓又は設備機器（給湯設備を含む。）との接続部までの配管
  - (iii) 給湯管 給湯設備（専用部に給湯設備が設置されない場合にあつては、各住戸の給湯のメーター（メーターが設置されない場合にあつては、共用配管との接続部））から住戸内の給湯栓又は設備機器との接続部までの配管

### ○共用配管

- (i) 排水管 専用立管との接続部から建物外部の最初のますまでの立管及び横主管
- (ii) 給水管 横主管から各住戸の水道メーター（メーターが設置されない場合にあつては、専用配管との接続部）までの立管及び共同住宅等の水平投影内に存する横主管（この範囲内に存する受水槽、高置水槽その他の設備機器を除く。）
- (iii) 給湯管 共用の給湯設備から各住戸の給湯のメーター（メーターが設置されない場合にあつては、専用配管との接続部）までの立管及び共同住宅等の水平投影内に存する横主管

### ○点検

排水管、給水管又は給湯管に事故が発生した場合における当該箇所の確認をいう。

### ○清掃

排水管内の滞留物及び付着物の除去をいう。

### ○補修

排水管、給水管又は給湯管に事故が発生した場合における当該箇所の修理及び配管、バルブ、継手等の部品の部分的な交換をいう。

### ○主要接合部等

- a 専用配管の場合 設備機器と専用配管の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダーをいう。
- b 共用配管の場合 専用配管と共用配管の接合部及び共用配管のバルブをいう。

### ○共用排水管

専用の排水管との接続部から建物外部の最初のますまでの立管及び横主管をいう。

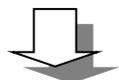
### ○共用排水管の更新

共用排水管の全面的な交換又は変更をいう。

## 4-2. 審査手順 維持管理対策等級（専用配管）〔一戸建て・共同各戸〕

### 1. 基本的な手順

手順1 専用配管の設置位置・設置方法等の確認



手順2 専用排水管の清掃及び専用配管の点検措置の確認



### 2. 各手順の解説

#### 〔手順1〕：専用配管の設置位置・設置方法等の確認

- ① 排水管、給水管、給湯管毎に、おおむねの配管位置を確認する。
  - ② 配管の設置方法（コンクリート内埋め込みの有無、地中埋設管上でのコンクリート打設の有無）を確認する。
  - ③ 専用の排水管は内面が、清掃に支障がないような平滑なものか確認する。
  - ④ 専用の排水管はたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されているか確認する。
- ※ 共同住宅等の場合は、他の住戸の専用部に設置されていないかを確認する。ただし、区分所有住宅以外の共同住宅等であって、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、この限りではない。

チェックシート 維持1

#### 〔手順2〕：専用排水管の清掃及び専用配管の点検措置の確認

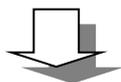
- ① 排水管のトラップの形状又は掃除口の位置を確認する。なお、便所に係る排水管は、便所と共用立管又は排水管の位置関係を確認する。
- ② 排水管、給水管及び給湯管と設備機器との接合部、給水管、給湯管のバルブ・ヘッダーの位置を確認する。
- ③ ①及び②において、仕上げ材等により掃除口及び接合部等が、隠蔽されている場合は、清掃、点検に必要な開口部の有無を確認する。

チェックシート 維持1

## 4-3. 審査手順 維持管理対策等級（共用配管）〔共同住棟〕

### 1. 基本的な手順（共同住宅のみ）

手順1 共用配管の設置位置・設置方法の確認



手順2 共用配管の点検、清掃及び補修のための開口等の確認



（適合）

### 2. 各手順の解説

#### 〔手順1〕：共用配管の設置位置・設置方法の確認

- ① 共用の排水管、給水管、給湯管毎に、配管位置を確認する。
- ② 配管の設置方法（コンクリート内埋め込みの有無、地中埋設管上でのコンクリート打設の有無、横主管のピット内等設置、補修可能な位置への設置）を確認する。
- ③ 共用の排水管は内側の清掃に支障がないような平滑なものか確認する。
- ④ 共用の排水管はたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されているか確認をする。

チェック 維持2

#### 〔手順2〕：共用配管の点検、清掃及び補修のための開口等の確認

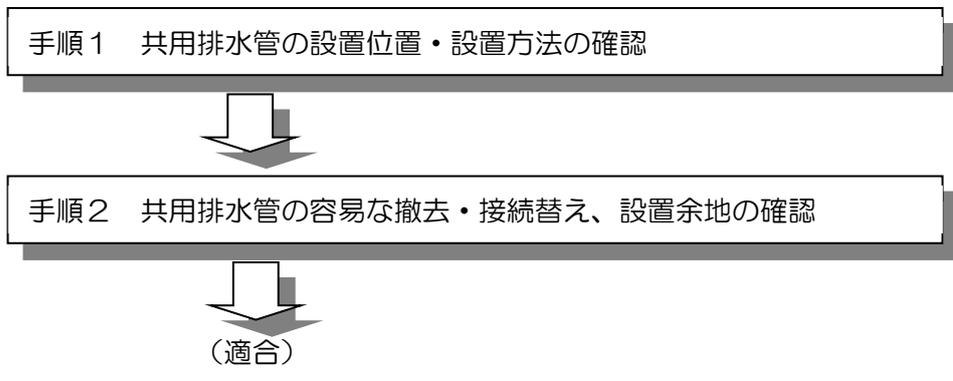
- ① 排水管の掃除口の位置を確認する。
- ② 専用配管と共用配管の接合部、共用配管のバルブの位置を確認する。
- ③ ①及び②において、仕上げ材等により、掃除口及び接合部等が、隠蔽されている場合は、清掃、点検に必要な開口部の有無を確認する。
- ④ ピット若しくは1階床下空間内又はピロティ等に共用配管が設置されている場合は、人通孔等（専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。）の有無を確認する。  
 ※ 区分所有住宅以外の共同住宅等であって、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、専用部分に立ち入らないで到達できるものに限らない。
- ⑤ 共用配管がパイプスペース等に隠蔽されている場合は、専用部分に立ち入らないで補修が行える開口があることを確認する。

チェック 維持2

※共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、上記の位置であることを要しない。

#### 4-4. 審査手順 更新対策等級（共用排水管）の〔共同住棟〕

##### 1. 基本的な手順



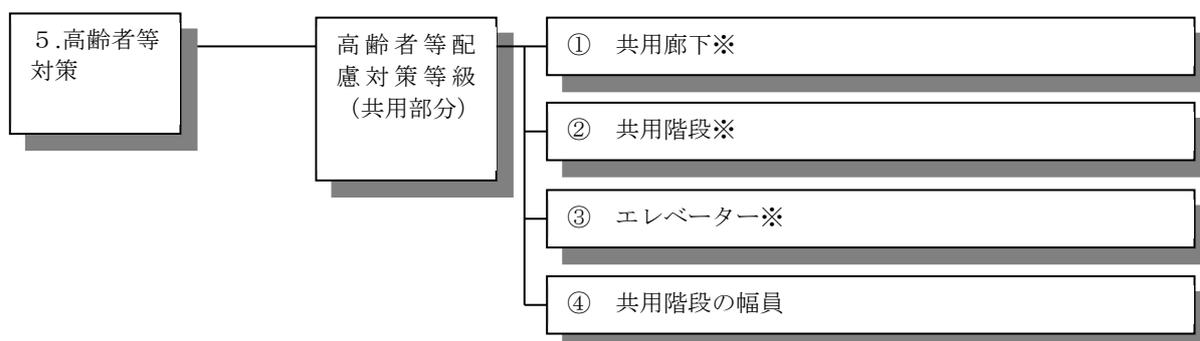
##### 2. 各手順の解説

<p><b>〔手順1〕：共用排水管の設置位置・設置方法の確認</b></p> <p>① 共用排水管の配管位置を確認する。</p> <p>② 共用排水管の設置方法について、以下を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート内埋め込みの有無</li> <li>・地中埋設管上でのコンクリート打設の有無</li> <li>・横主管のピット内等設置</li> </ul> <p>（専用部分に立ち入らないで到達できるものに限り、共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含む。ただし、区分所有住宅以外の共同住宅等であって、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、専用部分に立ち入らないで到達できるものに限らない。）</p> <p>③ 共用排水管が次のいずれかの位置に設けられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用部分に立ち入らないで更新ができる位置に露出。</li> <li>・専用部分に立ち入らないで更新が行える開口をもつパイプスペース内（共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い、更新できる場合を含む）</li> </ul> <p>※共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、上記の位置であることを要しない。</p>	<p>チェック 維持2</p>
<p><b>〔手順2〕：共用排水管の容易な撤去・接続替え、設置余地の確認</b></p> <p>① 次のいずれかの措置が講じられていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートの床等の貫通部の措置の基準に適合。</li> <li>・新たな共用排水管の設置余地</li> </ul>	<p>チェック 維持2</p>

## 5. 高齢者等対策

### 5-1. 基準の概要

#### 《基準の構成》



※手すり、段差、高低差の基準を除く。

※見え消しの部分は、認定基準においては対象としない。

### (3) 評価基準（新築住宅）

#### ハ 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

##### ① 共用廊下

評価対象住戸から、建物出入口、共用施設、他住戸等その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

~~a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。~~

~~b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。~~

~~(i) 勾配が1/12以下（高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下）の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。~~

~~(ii) 段が設けられている場合にあっては、当該段が②aの(i)から(iii)までに掲げる基準に適合していること。~~

~~c イ①のeからeまでに掲げる基準に適合していること。~~

~~⇒イ①e 令第119条及び第126条第1項に定める基準に適合していること。~~

##### ② 共用階段

各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、次に掲げる基準に適合していること。

a 次の(i)から(iii)まで（評価対象住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、(iii)）に掲げる基準に適合していること。

(i) 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。

(ii) 蹴込みが30mm以下であること。

(iii) ロ②aの(iii)及び(iv)に掲げる基準に適合していること。

~~⇒最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。~~

~~b イ②のb及びcに掲げる基準に適合していること。~~

~~⇒令第23条から第27条まで及び第126条第1項に定める基準に適合していること。~~

##### ③ エレベーター

評価対象住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、評価対象住戸からエレベーター又は共用階段（1階分の移動に限る。）を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、エレベーターを利用せずに評価対象住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、評価対象住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが次に掲げる基準に適合していること。

a エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、イ④aの(i)及び(iii)に掲げる基準に適合していること。

~~⇒(i) エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。~~

~~(ii) エレベーターのかごの奥行きが内法寸法で1,350mm以上であること。~~

~~⇒(iii) エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。~~

~~b 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。~~

~~e 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。~~

~~(i) ロ①bの(i)及び(ii)に掲げる基準に適合していること。~~

~~(ii) 段が設けられている場合にあっては、当該段が②aの(i)から(iii)までに掲げる基準に適合していること。~~

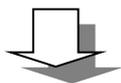
##### ④ 共用階段の幅員

評価対象住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る一の共用階段の有効幅員が900mm以上であること。

## 5-2. 審査手順 高齢者等配慮対策等級（共用部分）

### 1. 基本的な手順

手順1 建物出入口から当該住戸の玄関に至る経路範囲等の確認



手順2 認定に応じた各仕様の確認



(適合)

### 2. 各手順の解説

<高齢者等配慮対策等級（共用部分）>

**〔手順1〕：建物出入口から当該住戸の玄関に至る経路範囲等の確認**

- ① 建物出入口から審査対象住戸の玄関に至る経路の範囲（共用廊下、共用階段、エレベーター等）を確認する。
- ② 確認すべき範囲に留意しながら、各仕様を確認する。

**〔手順2〕：認定に応じた各仕様の確認**

- ① 共用廊下の確認
  - イ 関連する法規に適合しているか確認する。
- ② 共用階段の確認
  - イ～ハについては少なくとも1の共用階段について確認する。
    - イ 共用階段の勾配、滑り止め、段鼻、蹴込みが認定に応じた基準に適合しているか確認する。
    - ロ 関連する法規に適合しているか確認する。
    - ハ 幅員が基準に適合するか確認する。
- ③ エレベーターの確認

手順1の①のエレベーターについて確認する。

  - イ エレベーターの利用等が認定に応じた基準に適合しているか確認する。
  - ロ エレベーター及びエレベーターホールの寸法等が基準に適合するか確認する。

チェックシート 高齢1

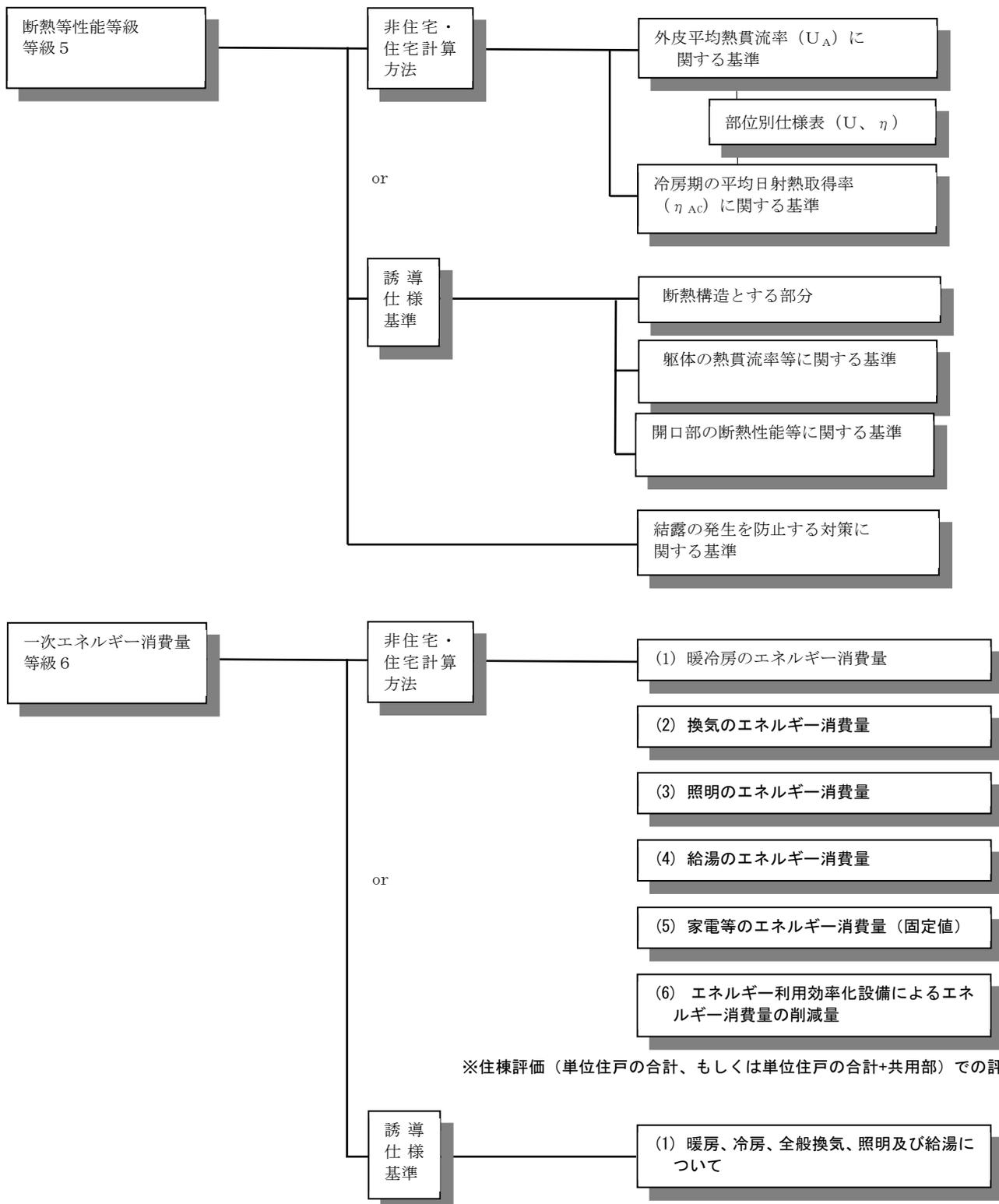
## 6. 省エネルギー対策

省エネルギー対策の新築基準においては、評価方法基準の 5-1 断熱等性能等級及び 5-2 一次エネルギー消費量等級を引用しており、同様の扱いとなる。また 5-1 (3) 等級 5 及び 5-2 (3) 等級 6 が求められている。

6. 省エネルギー対策

6-1. 基準の概要

《基準の構成》



※住棟評価（単位住戸の合計、もしくは単位住戸の合計+共用部）での評価も可。

## 《用語の解説》

### ○基準省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年 1 月 29 日経済産業省・国土交通省令第一号）

### ○非住宅・住宅計算方法

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）

### ○誘導仕様基準

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国土交通省告示）

### ○地域の区分

非住宅・住宅計算方法に規定する別表第 10 に掲げる地域の区分をいう。（1 地域～8 地域）

### ○外皮平均熱貫流率

単位住戸の内外の温度差 1 度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。）の面積で除した値をいう。

### ○平均日射熱取得率

日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。

### ○土間床等

地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆った床又は床裏が外気に通じないものをいう。

### ○熱橋

構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣っているものをいう。

### ○断熱構造

断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造をいう。

### ○防湿層

断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成された層であって、断熱層への漏気や水蒸気の浸入を防止するものをいう。

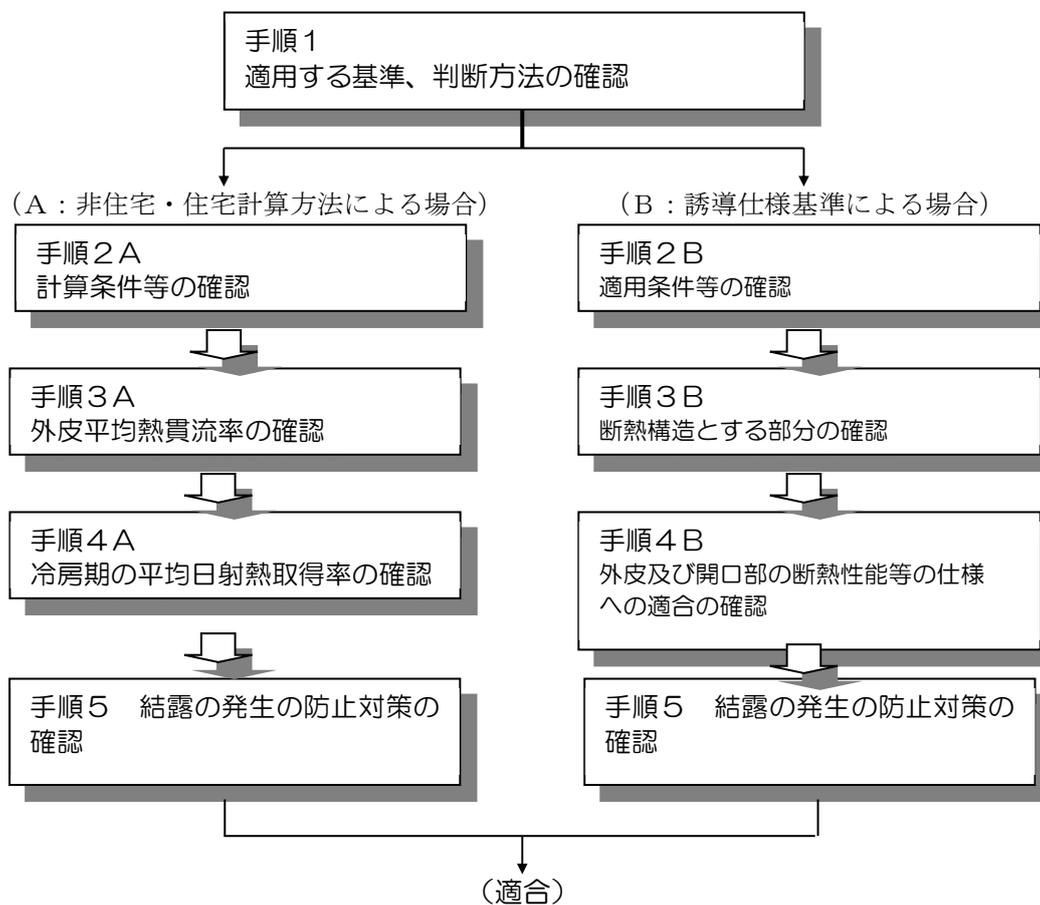
### ○断熱補強

構造熱橋部に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。

## 6-2. 省エネルギー対策に関する認定の審査手順

### 1. 基本的な手順

-外皮性能-



## 2. 各手順の解説

### 〔手順1〕：適用する基準、判断方法の確認

適用する判断方法が非住宅・住宅計算方法によるか、又は誘導仕様基準によるか確認する。

非住宅・住宅計算方法による場合は手順2 Aへ。

誘導仕様基準による場合は手順2 Bへ。

⇒設計内容説明書

フィクシット 省エネ 1

#### － A：非住宅・住宅計算方法による場合－

### 〔手順2 A〕：計算条件等の確認

建設地の地域の区分等の計算諸条件が、申請住宅の内容と適合しているかを確認する。

フィクシット 省エネ 2

### 〔手順3 A〕：外皮平均熱貫流率の確認

#### ① 計算結果の確認

イ 当該住戸の外皮平均熱貫流率 $U_A$ の計算結果を確認する。

ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。

ハ 当該住戸の外皮平均熱貫流率 $U_A$ と該当する基準値を比較する。

#### ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

##### イ 各部位の熱貫流率の確認

・断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算方法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という）の値を使用しているかを確認する。

・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。

##### ロ 各部位の面積の確認

・断熱構造とするべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。

・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。

##### ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認

イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率 $U_A$ を正しく計算により求めているかを確認する。

フィクシット 省エネ 2

⇒温熱 参考資料 1

※ただし、8地域において $U_A$ の基準値は設けられていない。

**〔手順4A〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認**

- ① 計算結果の確認
- イ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$  の計算結果を確認する。
  - ロ 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。なお、暖房期に関しては基準値が設けられていない。
  - ハ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$  と該当する基準値を比較する。
- ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。
- イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認
    - ・断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算方法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という）の値を使用しているかを確認する。
    - ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。
  - ロ 各部位の面積の確認
    - ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
    - ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
  - ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
    - イ及びロの計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$  を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、1地域から4地域において  $\eta_{AC}$  の基準値は設けられていない。

チェックシート 省エネ2  
⇒温熱 参考資料1

**〔手順5〕：結露の発生の防止対策の確認**

- ① 断熱材の種類、通気層の有無等に応じ、結露の防止対策を確認する。
- ② 住宅の種類に応じ、熱橋部分の断熱補強を確認する。
- ※鉄筋コンクリート造等の住宅の場合、地域の区分によって断熱補強範囲が異なることに留意する。

チェックシート 省エネ4  
⇒温熱 参考資料2

－ B. 誘導仕様基準による場合－

<p><b>〔手順 2 B〕：適用条件の確認</b></p>	
<p>建設地の地域の区分、住宅の構造種別、断熱工法等を確認する。</p>	<p>チェック 省エネ 3 ⇒ 参考資料 5</p>
<p><b>〔手順 3 B〕：断熱構造とする部分の確認</b></p>	
<p>断熱構造とすべき部分が断熱構造となっているか部位毎に確認する。</p>	<p>チェック 省エネ 3</p>
<p><b>〔手順 4 B〕：外皮及び開口部の断熱性能等の確認</b></p>	
<p>① 熱的境界となる外壁、屋根、天井、床等の部位について、以下の適合ルートに応じ、基準適合を確認する。また、木造以外の部位については、構造熱橋部が適切な仕様となっていることを併せて確認する。</p> <p>イ 部位の熱貫流率による基準の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部位の断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算方法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。</li> <li>・ 計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。</li> </ul> <p>ロ 部位の断熱材の熱抵抗による基準の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部位で使用する断熱材の種別が図面の仕様と整合しているかを確認する。</li> <li>・ 断熱材の種別に応じた熱物性値や、使用する厚さ等に応じ適切に計算が行われているかを確認する。</li> </ul> <p>② ①で確認した熱的境界となる開口部について、以下の熱貫流率等の性能が、仕様に適合していることを確認する。</p> <p>イ 開口部の熱貫流率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部の熱貫流率について、用いている性能証明ルートを確認する。</li> <li>・ 確認したルートによる開口部の熱貫流率が、地域の区分及び建築物の種類に応じた熱貫流率の基準値以下であることを確認する。</li> </ul> <p>ロ 開口部の日射遮蔽措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部の日射遮蔽措置について、付属部材による措置か窓・ガラス性能による措置かを確認する。</li> <li>・ 窓・ガラス性能による措置の場合、用いている性能証明ルートを確認する。</li> <li>・ 確認したルート等による開口部の日射遮蔽措置が、地域の区</li> </ul>	<p>チェック 省エネ 3</p>

分及び建築物の種類に応じた仕様に適合していることを確認する。

**〔手順5〕：結露の発生の防止対策の確認**

“A：非住宅・住宅計算方法による場合”の「手順5」に準じる。

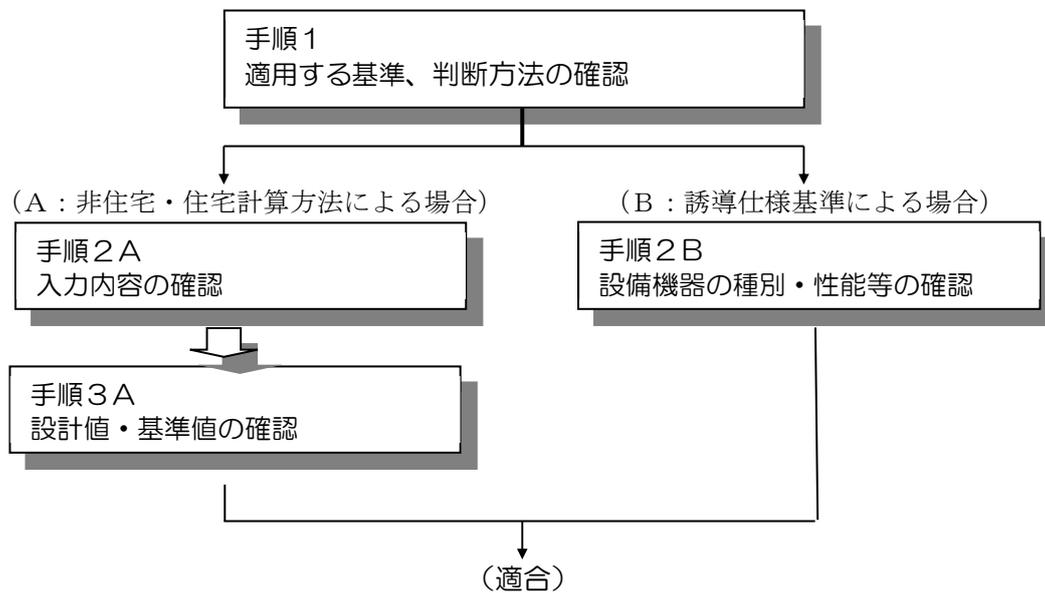
チェックシート 省エネ3

⇒ 参考資料2

## 6-3. 省エネルギー対策に関する認定の審査手順

### 1. 基本的な手順

-一次エネルギー消費性能-



## 2. 各手順の解説

### 〔手順1〕：適用する基準、判断方法の確認

適用する判断方法が非住宅・住宅計算方法によるか、又は誘導仕様基準によるか確認する。

非住宅・住宅計算方法による場合は手順2 Aへ。

誘導仕様基準による場合は手順2 Bへ。

⇒設計内容説明書

フィクシト 省エネ5

－A：非住宅・住宅計算方法による場合－

### 〔手順2 A〕：入力内容の確認

当該住宅の基本条件及び使用している設備機器を確認し、住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

※設備機器性能の確認については性能証明書等で確認するほか、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上にある、温熱設備機器等ポータルで確認することもできる。（以下同じ。）

フィクシト 省エネ6

### 〔手順3 A〕：設計値・基準値の確認

計算支援プログラム等の出力結果により、一次エネルギー消費量の設計値が、基準値を下回っていることを確認する。

フィクシト 省エネ6

－B：誘導仕様基準による場合－

### 〔手順2 B〕：設備機器の種別・性能等の確認

住宅で使用する暖房設備、冷房設備、全般換気設備、照明設備及び給湯設備について、基準で定める仕様又は住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより同等性の確認を行った仕様となっていることを確認する。

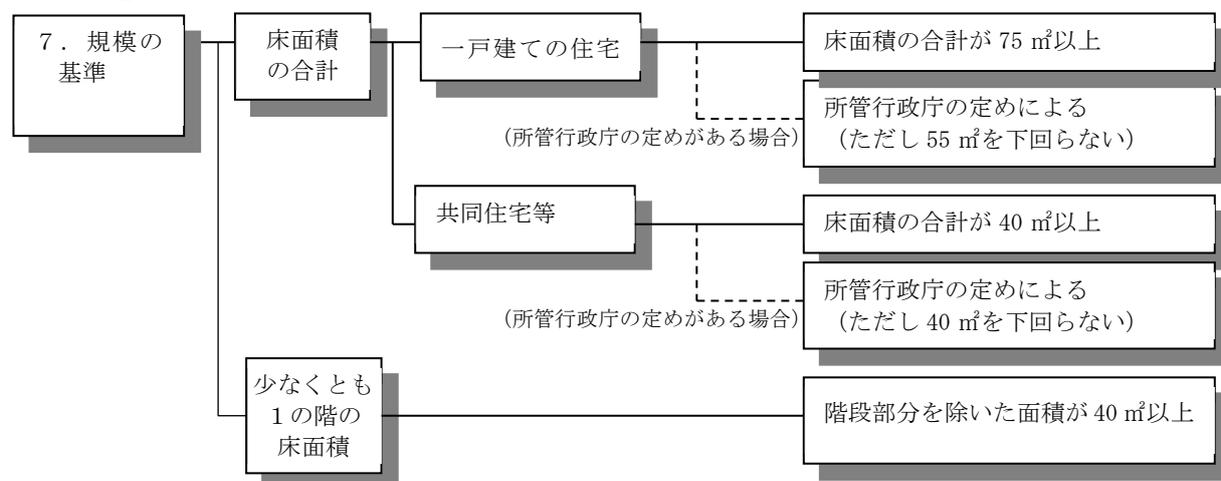
住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより同等性の確認を行う場合は、必要な手順により入力等を行っていることを併せて確認する。

フィクシト 省エネ7

## 7. 規模の基準

### 7-1. 基準の概要

#### 《基準の構成》



### 7-2. 規模の基準の審査手順

#### 1. 審査の手順

以下に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める面積※1以上とする。

ただし、住戸の少なくとも1つの階の床面積（階段の部分の面積※2を除く）が40㎡以上であるものとする。一戸建ての住宅の場合、この面積の確認にあたっては、当該規模基準面積として記載される認定申請書第二面【6. 建て方】欄等を基に行うものとする。

##### ① 一戸建ての住宅※3

床面積の合計が75㎡

ただし、地域の実情を勘案して所管行政庁が55㎡を下回らない範囲で別に面積を定める場合にはその面積

##### ② 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外）

一戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く）が40㎡

ただし、地域の実情を勘案して所管行政庁が40㎡を下回らない範囲で別に面積を定める場合にはその面積

※1：住戸専用面積とし、壁芯による面積とする。バルコニーの面積は含めない。

※2：階段部分の面積

①階段部分の面積は、水平投影面積とする。壁のある部分は壁心による面積。

②階段の下が便所、収納等の居住スペースとして利用される場合や自由に行き来できる空間となっている場合は、当該面積を階段部分の面積から除くことができる。

③ホームエレベータは階段部分とみなし、着床階においては面積に算入しない。

※3：人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る

## 8. 居住環境への配慮

### 1. 審査の手順

①地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等のうち、所管行政庁が選定・公表したものに適合していることを確認する。

②住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域外であることを確認する。

(所管行政庁が選定・公表するものの例)

- ・ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- ・ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ・ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- ・ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- ・ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

## 9. 自然災害への配慮

### 1. 審査の手順

①自然災害のリスクが特に高い区域外であることを確認する。

(自然災害のリスクが特に高い区域の例)

- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域など

②災害危険区域のように自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域外であることを確認する。

(所管行政庁が選定・公表するものの例)

- ・ 災害危険区域
- ・ 津波災害特別警戒区域

③、浸水想定区域のように、一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域については、地域の実情を踏まえ、所管行政庁が長期にわたり良好な状態で使用するために定めた、必要な措置に適合していることを確認する。

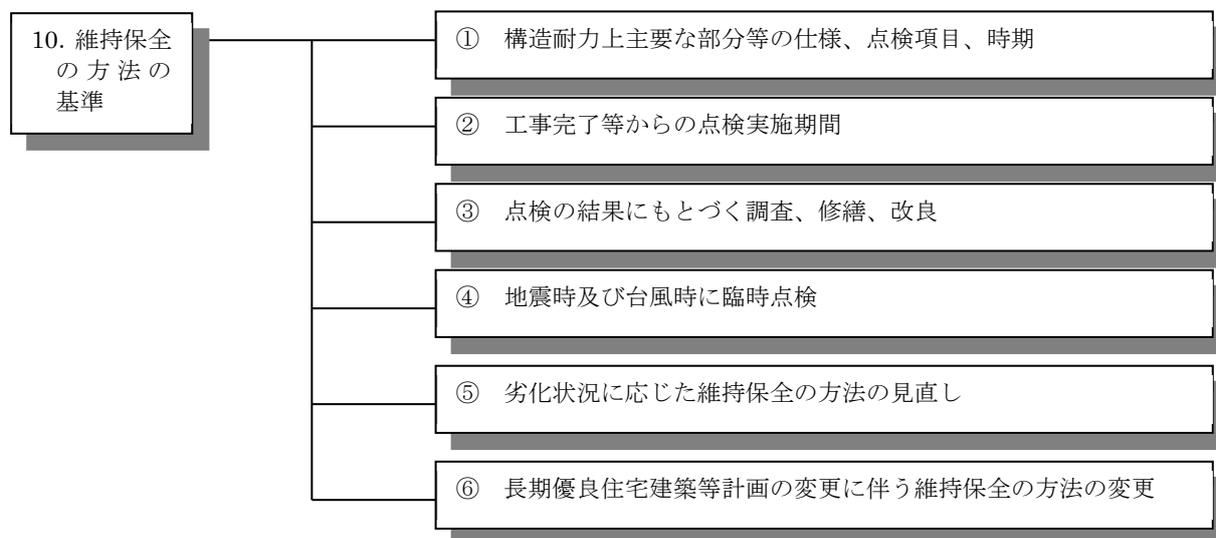
(所管行政庁が定める区域の例)

- ・ 浸水想定区域
- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 津波災害警戒区域
- ・ 浸水ハザードマップにおいて一定以上の災害リスクがある区域

## 10. 維持保全の方法の基準

### 10-1. 基準の概要

#### 《基準の構成》



### 10-2. 維持保全の方法の基準の審査手順

#### 1. 審査の手順

以下に掲げる内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることを確認する。

① 以下に掲げる部分の仕様並びに点検の項目及び時期が定められたものであること

1) 住宅の構造耐力上主要な部分として政令で定めるもの

【政令】住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他震動若しくは衝撃を支えるもの

2) 住宅の雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの

【政令】住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具

3) 住宅の給水又は排水の設備は政令で定めるもの

【政令】住宅に設ける給水又は排水のための配管設備

② ①の点検の時期が、それぞれ認定長期優良住宅の建築の完了又は直近の点検若しくは更新から10年を超えないものであること

③ 点検の結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行うこととされていること

④ 地震時及び台風時に臨時点検を実施することとされていること

⑤ 住宅の劣化状況に応じて、維持保全の方法について見直しを行うこととされていること

- ⑥ 長期優良住宅建築等計画に変更があった場合に、必要に応じて維持保全の方法の変更することとされていること。

## 1 1. 資金計画

### 1. 審査の手順

#### ①建築に係る資金計画

建築に要する費用が記載されており、記載された額が著しく不適切でないことを確認する。建築に要する費用としては、請負工事価格や販売（予定）価格などの概算額が記載されていてもよい。

#### ②維持保全に係る資金計画

維持保全に要する費用の年間の積立予定額が記載されており、記載された額が著しく不適切でないことを確認する。共同住宅等の1住戸である場合には、住棟に係る費用が記載されていてもよい。

### 3章. 認定基準毎のチェックシート

●チェックシート一覧

タイトル	番号
<b>1. 構造躯体等の劣化対策</b>	
認定基準チェックシート／木造／総括表	劣化 1 a
認定基準チェックシート／木造／外壁等の確認	劣化 1 b
認定基準チェックシート／鉄骨造／総括表	劣化 2 a
認定基準チェックシート／鉄骨造／等級 3	劣化 2 b
認定基準チェックシート／鉄骨造／等級 3 + $\alpha$	劣化 2 c
認定基準チェックシート／RC造／総括表	劣化 3 a
認定基準チェックシート／RC造／水セメント比等の確認	劣化 3 b
<b>2. 耐震性</b>	
保有水平耐力計算等ルート 1 木造の建築物チェックシート／共通	構造 1
保有水平耐力計算等ルート 1 鉄骨造の建築物チェックシート／共通	構造 2
保有水平耐力計算等ルート 1 鉄筋コンクリート造の建築物チェックシート／共通	構造 3
保有水平耐力計算等ルート 2 木造・鉄骨造の建築物チェックシート／共通	構造 4
保有水平耐力計算等ルート 2-1 鉄筋コンクリート造の建築物チェックシート／共通	構造 5
保有水平耐力計算等ルート 2-2 鉄筋コンクリート造の建築物チェックシート／共通	構造 6
保有水平耐力計算等ルート 3 チェックシート／共通	構造 7
保有水平耐力計算等ルート 3 チェックシート／共通	構造 7-2
別表 1 法第 20 条における建築物の区分の確認チェックシート	構造 8
別表 2 荷重及び外力、長期及び短期の応力度確認チェックシート	構造 9
別表 3 保有水平耐力・必要保有水平耐力の確認チェックシート	構造 10
階数が 2 以下の木造の建築物チェックシート①／共通	構造 11
階数が 2 以下の木造の建築物チェックシート②／共通	構造 12
階数が 2 以下の木造の建築物チェックシート③／共通	構造 13
階数が 2 以下の木造の建築物チェックシート④／共通	構造 14
階数が 2 以下の木造の建築物チェックシート⑤／共通	構造 15
階数が 2 以下の木造の建築物チェックシート⑥／共通	構造 16
枠組壁工法の建築物チェックシート（平成 13 国交告第 1540 号第 9）／共通	構造 17
枠組壁工法の建築物チェックシート（平成 13 国交告第 1540 号第 10 第 1 号）／共通	構造 18
枠組壁工法の建築物チェックシート（平成 13 国交告第 1540 号第 10 第 2 号）／共通	構造 19
枠組壁工法の建築物チェックシート（平成 13 国交告第 1540 号第 5 第 5 号）／共通	構造 20
免震建築物チェックシート 免震建築物の種類と維持管理に関する事項	構造 21
免震建築物（平成 12 建告第 2009 号第 2 第一号）チェックシート①	構造 22
免震建築物（平成 12 建告第 2009 号第 2 第一号）チェックシート②	構造 21
免震建築物（平成 12 建告第 2009 号第 2 第二号）チェックシート	構造 21
<b>3. 可変性</b>	
躯体天井高 チェックシート	可変 1
<b>4. 維持管理・更新の容易性</b>	
維持管理対策等級（専用配管）チェックシート／共通	維持 1
維持管理対策等級（共用配管）チェックシート／共通	維持 2
更新対策（共用配管）／更新対策（住戸専用部）チェックシート	維持 3
<b>5. 高齢者等対策</b>	
高齢者等配慮対策等級（共用部分）チェックシート	高齢 1

6. 省エネルギー対策	
省エネルギー対策等級チェックシート／総括表	省エネ1
省エネルギー対策等級チェックシート／非住宅・住宅計算方法による場合	省エネ2
省エネルギー対策等級チェックシート／誘導仕様基準による場合	省エネ3
省エネルギー対策等級チェックシート／共通／結露防止・熱橋部対策	省エネ4
省エネルギー対策等級チェックシート／一次エネルギー消費量等級	省エネ5
省エネルギー対策等級チェックシート／一次エネルギー消費量等級（非住宅・住宅計算方法による場合）	省エネ6
省エネルギー対策等級チェックシート／一次エネルギー消費量等級（誘導仕様基準による場合）	省エネ7

1. 構造躯体の劣化対策

1. 構造躯体等の劣化対策/認定基準チェックシート/木造/総括表 劣化1 a

①外壁等の劣化対策

項目	チェック事項	適	否
軸組等のうち地面から1m以内の部分にいずれかの適切な措置がなされていること 【チェックシート劣化1bによる】	<input type="checkbox"/> 仕様Ⅰ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅱ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅲ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅳ <input type="checkbox"/> その他同等の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

①チェックの結果⇒【適合・不適合】

②その他の対策

項目	チェック事項	適	否															
Ⅰ. 土台 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">a.北海道 青森県</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">保存処理等 工法の工夫</td> <td style="width: 80%;"> <input type="checkbox"/>ヒノキ等*1に区分される製材 <input type="checkbox"/>ヒノキ等*1により構成される集成材  <input type="checkbox"/>K2相当以上の処理 <input type="checkbox"/>その他劣化の軽減に有効な措置  <input type="checkbox"/>外壁の下端に水きりを有する                 </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">b.上記以外 の地域</td> <td style="vertical-align: top;">保存処理等 工法の工夫</td> <td> <input type="checkbox"/>ヒノキ等*1に区分される製材 <input type="checkbox"/>ヒノキ等*1により構成される集成材  <input type="checkbox"/>K3相当以上の処理 <input type="checkbox"/>その他劣化の軽減に有効な措置  <input type="checkbox"/>外壁の下端に水きりを有する                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	a.北海道 青森県	保存処理等 工法の工夫	<input type="checkbox"/> ヒノキ等*1に区分される製材 <input type="checkbox"/> ヒノキ等*1により構成される集成材 <input type="checkbox"/> K2相当以上の処理 <input type="checkbox"/> その他劣化の軽減に有効な措置 <input type="checkbox"/> 外壁の下端に水きりを有する			b.上記以外 の地域	保存処理等 工法の工夫	<input type="checkbox"/> ヒノキ等*1に区分される製材 <input type="checkbox"/> ヒノキ等*1により構成される集成材 <input type="checkbox"/> K3相当以上の処理 <input type="checkbox"/> その他劣化の軽減に有効な措置 <input type="checkbox"/> 外壁の下端に水きりを有する										
a.北海道 青森県	保存処理等 工法の工夫	<input type="checkbox"/> ヒノキ等*1に区分される製材 <input type="checkbox"/> ヒノキ等*1により構成される集成材 <input type="checkbox"/> K2相当以上の処理 <input type="checkbox"/> その他劣化の軽減に有効な措置 <input type="checkbox"/> 外壁の下端に水きりを有する																
b.上記以外 の地域	保存処理等 工法の工夫	<input type="checkbox"/> ヒノキ等*1に区分される製材 <input type="checkbox"/> ヒノキ等*1により構成される集成材 <input type="checkbox"/> K3相当以上の処理 <input type="checkbox"/> その他劣化の軽減に有効な措置 <input type="checkbox"/> 外壁の下端に水きりを有する																
Ⅱ. 地盤 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">a.地域A*2</td> <td style="width: 80%;">(特に必要なし)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">・基礎の内周部 ・束石等の周囲</td> <td style="vertical-align: top;">b.上記以外 の地域</td> <td> <input type="checkbox"/>有効な土壌処理  <input type="checkbox"/>鉄筋コンクリート造のべた基礎  <input type="checkbox"/>布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆ったもの  <input type="checkbox"/>その他 [ ]                 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">基礎断熱工法</td> <td> <input type="checkbox"/>鉄筋コンクリート造のべた基礎  <input type="checkbox"/>一様に打設されたコンクリートと鉄筋により一体となった布基礎  <input type="checkbox"/>コンクリートで覆ったもの                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		a.地域A*2	(特に必要なし)			・基礎の内周部 ・束石等の周囲	b.上記以外 の地域	<input type="checkbox"/> 有効な土壌処理 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造のべた基礎 <input type="checkbox"/> 布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆ったもの <input type="checkbox"/> その他 [ ]				基礎断熱工法	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造のべた基礎 <input type="checkbox"/> 一様に打設されたコンクリートと鉄筋により一体となった布基礎 <input type="checkbox"/> コンクリートで覆ったもの					
	a.地域A*2	(特に必要なし)																
・基礎の内周部 ・束石等の周囲	b.上記以外 の地域	<input type="checkbox"/> 有効な土壌処理 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造のべた基礎 <input type="checkbox"/> 布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆ったもの <input type="checkbox"/> その他 [ ]																
	基礎断熱工法	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造のべた基礎 <input type="checkbox"/> 一様に打設されたコンクリートと鉄筋により一体となった布基礎 <input type="checkbox"/> コンクリートで覆ったもの																
Ⅲ. 水廻り <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">a.脱衣室</td> <td style="width: 80%;">                     軸組、床組  <input type="checkbox"/>外壁等と同様の措置（<input type="checkbox"/>仕様Ⅰ <input type="checkbox"/>仕様Ⅱ <input type="checkbox"/>仕様Ⅲ <input type="checkbox"/>仕様Ⅳ）  <input type="checkbox"/>防水性上有効な仕上げ  <input type="checkbox"/>その他 [ ]                 </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">b.浴室</td> <td>                     軸組、床組 天井  <input type="checkbox"/>外壁等と同様の措置（<input type="checkbox"/>仕様Ⅰ <input type="checkbox"/>仕様Ⅱ <input type="checkbox"/>仕様Ⅲ <input type="checkbox"/>仕様Ⅳ）  <input type="checkbox"/>JIS A4416に規定する浴室ユニット  <input type="checkbox"/>防水上有効な仕上げ  <input type="checkbox"/>その他 [ ]                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		a.脱衣室	軸組、床組 <input type="checkbox"/> 外壁等と同様の措置（ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅰ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅱ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅲ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅳ） <input type="checkbox"/> 防水性上有効な仕上げ <input type="checkbox"/> その他 [ ]				b.浴室	軸組、床組 天井 <input type="checkbox"/> 外壁等と同様の措置（ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅰ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅱ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅲ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅳ） <input type="checkbox"/> JIS A4416に規定する浴室ユニット <input type="checkbox"/> 防水上有効な仕上げ <input type="checkbox"/> その他 [ ]										
	a.脱衣室	軸組、床組 <input type="checkbox"/> 外壁等と同様の措置（ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅰ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅱ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅲ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅳ） <input type="checkbox"/> 防水性上有効な仕上げ <input type="checkbox"/> その他 [ ]																
	b.浴室	軸組、床組 天井 <input type="checkbox"/> 外壁等と同様の措置（ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅰ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅱ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅲ <input type="checkbox"/> 仕様Ⅳ） <input type="checkbox"/> JIS A4416に規定する浴室ユニット <input type="checkbox"/> 防水上有効な仕上げ <input type="checkbox"/> その他 [ ]																
Ⅳ. 基礎高さ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"> <input type="checkbox"/>基礎高さ400mm以上                 </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 基礎高さ400mm以上															
		<input type="checkbox"/> 基礎高さ400mm以上																
Ⅴ. 床下換気 床下防湿 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">a.基礎断熱工法以外</td> <td style="width: 80%;">                     床下換気  <input type="checkbox"/>4m毎に有効面積300cm<sup>2</sup>以上の換気口確保  <input type="checkbox"/>1m当たり有効面積75cm<sup>2</sup>以上の換気口確保  <input type="checkbox"/>その他同等以上の換気性能を有するもの                      防湿措置  <input type="checkbox"/>厚さ60mm以上のコンクリートで覆う  <input type="checkbox"/>厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆う  <input type="checkbox"/>その他同等の防湿性能のあるもので覆う                 </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">b.基礎断熱工法</td> <td>                     床下換気  <input type="checkbox"/>-                      防湿措置  <input type="checkbox"/>厚さ100mm以上のコンクリートで覆う  <input type="checkbox"/>厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆う <input type="checkbox"/>重ね幅300mm以上  <input type="checkbox"/>厚さ50mm以上のコンクリートで覆う  <input type="checkbox"/>乾燥砂で押さえる  <input type="checkbox"/>その他同等の防湿性能のあるもので覆うもの                      断熱材                      ・断熱材の熱抵抗 [ ] m<sup>2</sup>・K/W                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		a.基礎断熱工法以外	床下換気 <input type="checkbox"/> 4m毎に有効面積300cm <sup>2</sup> 以上の換気口確保 <input type="checkbox"/> 1m当たり有効面積75cm <sup>2</sup> 以上の換気口確保 <input type="checkbox"/> その他同等以上の換気性能を有するもの 防湿措置 <input type="checkbox"/> 厚さ60mm以上のコンクリートで覆う <input type="checkbox"/> 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆う <input type="checkbox"/> その他同等の防湿性能のあるもので覆う				b.基礎断熱工法	床下換気 <input type="checkbox"/> - 防湿措置 <input type="checkbox"/> 厚さ100mm以上のコンクリートで覆う <input type="checkbox"/> 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆う <input type="checkbox"/> 重ね幅300mm以上 <input type="checkbox"/> 厚さ50mm以上のコンクリートで覆う <input type="checkbox"/> 乾燥砂で押さえる <input type="checkbox"/> その他同等の防湿性能のあるもので覆うもの 断熱材 ・断熱材の熱抵抗 [ ] m <sup>2</sup> ・K/W										
	a.基礎断熱工法以外	床下換気 <input type="checkbox"/> 4m毎に有効面積300cm <sup>2</sup> 以上の換気口確保 <input type="checkbox"/> 1m当たり有効面積75cm <sup>2</sup> 以上の換気口確保 <input type="checkbox"/> その他同等以上の換気性能を有するもの 防湿措置 <input type="checkbox"/> 厚さ60mm以上のコンクリートで覆う <input type="checkbox"/> 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆う <input type="checkbox"/> その他同等の防湿性能のあるもので覆う																
	b.基礎断熱工法	床下換気 <input type="checkbox"/> - 防湿措置 <input type="checkbox"/> 厚さ100mm以上のコンクリートで覆う <input type="checkbox"/> 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆う <input type="checkbox"/> 重ね幅300mm以上 <input type="checkbox"/> 厚さ50mm以上のコンクリートで覆う <input type="checkbox"/> 乾燥砂で押さえる <input type="checkbox"/> その他同等の防湿性能のあるもので覆うもの 断熱材 ・断熱材の熱抵抗 [ ] m <sup>2</sup> ・K/W																
Ⅵ. 小屋裏換気 (小屋裏を有するものに限り) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">a.屋根断熱以外の場合</td> <td style="width: 80%;"> <input type="checkbox"/>換気方式1  <input type="checkbox"/>換気方式2  <input type="checkbox"/>換気方式3  <input type="checkbox"/>換気方式4                      (「劣化 参考資料1」参照)                 </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">b.屋根断熱</td> <td> <input type="checkbox"/>屋根断熱等により小屋裏が室内と同等の温熱環境                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		a.屋根断熱以外の場合	<input type="checkbox"/> 換気方式1 <input type="checkbox"/> 換気方式2 <input type="checkbox"/> 換気方式3 <input type="checkbox"/> 換気方式4 (「劣化 参考資料1」参照)				b.屋根断熱	<input type="checkbox"/> 屋根断熱等により小屋裏が室内と同等の温熱環境										
	a.屋根断熱以外の場合	<input type="checkbox"/> 換気方式1 <input type="checkbox"/> 換気方式2 <input type="checkbox"/> 換気方式3 <input type="checkbox"/> 換気方式4 (「劣化 参考資料1」参照)																
	b.屋根断熱	<input type="checkbox"/> 屋根断熱等により小屋裏が室内と同等の温熱環境																
Ⅶ. 構造部材等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"> <input type="checkbox"/>令第37条に適合  <input type="checkbox"/>令第41条に適合  <input type="checkbox"/>令第49条に適合  <input type="checkbox"/>令第80条の2（構造躯体等の劣化軽減に関するものにかかっている）に適合                 </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 令第37条に適合 <input type="checkbox"/> 令第41条に適合 <input type="checkbox"/> 令第49条に適合 <input type="checkbox"/> 令第80条の2（構造躯体等の劣化軽減に関するものにかかっている）に適合																
	<input type="checkbox"/> 令第37条に適合 <input type="checkbox"/> 令第41条に適合 <input type="checkbox"/> 令第49条に適合 <input type="checkbox"/> 令第80条の2（構造躯体等の劣化軽減に関するものにかかっている）に適合																	

②チェックの結果⇒【適合・不適合】

③床下等点検措置

※人通口等により接続されている場合は、1の空間とみなす

項目	チェック事項	適	否
a 床下空間	<input type="checkbox"/> 基礎等によって区分された床下空間※毎に点検口がある <input type="checkbox"/> 有効高さが330mm以上ある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b 小屋裏空間	<input type="checkbox"/> 壁等によって区分された床下空間※毎に点検口がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\*1:「劣化 参考資料1」参照

③チェックの結果⇒【適合・不適合】

\*2:北海道,青森県,岩手県,秋田県,宮城県,山形県,福島県,新潟県,富山県,石川県,福井県の地域

注:本シートにおいて、「法」、「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令

①&②&③チェックの結果⇒【適合・不適合】

①申請が等級3の場合

項目	チェック事項						
a. 外壁工法の確認	<div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 外壁工法                 </div>						
b. 樹種の確認	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 真壁構造  <input type="checkbox"/> 通気構造*1                             </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 左記以外                             </div> </div>						
c. 保存処理の確認	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 樹種                             </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 耐久性区分 D1以外                             </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 耐久性区分 D1                             </div> </div> </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 保存処理                     </div> </div>						
d. 部材の小径の確認	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 防腐処理有り  <input type="checkbox"/> 無処理                             </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> K3相当以上  <input type="checkbox"/> その他                             </div> </div>						
適・否の確認	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> (不適合)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> (不適合)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> (不適合)
仕様の区分	[仕様Ⅰ]	[仕様Ⅱ]	—	[仕様Ⅲ]	—	[仕様Ⅳ]	—

\*1 柱が直接外気に接する構造又は、外壁仕上げと軸組等の間に中空層を設ける等  
雨がかかり防止上有効な措置を講じかつ壁体内に通気経路を設けた構造

## ●構造用製材規格等の心材の耐久性区分 D1 に該当するもの及びヒノキ等に該当するもの一覧

JAS の区分	心材の耐久性区分 D1 に区分されるもの (※はヒノキ等に該当するもの)					
イ. 針葉樹の構造用製材	・ヒノキ※ ・ベイヒ※	・ヒバ※ ・ベイスギ※	・スギ ・ベイマツ	・カラマツ ・ダフリカカラマツ	・ベイヒバ※ ・サイプレスバイン	
ロ. 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材	・ダグラスファー ・タマラック ・スギ	・ウェスタンラーチ ・カラマツ ・タイワンヒノキ※	・ダフリカカラマツ ・ヒバ※ ・ウェスタンレッドシーダー※	・パシフィックコーストイエローシーダー ・ヒノキ※		
ハ. 広葉樹製材	・ケヤキ※ ・セランガンバツ ・ジャラ	・クリ※ ・アピトン	・クヌギ ・ケンバス	・ミズナラ ・イベ	・カブール ・ボンゴシ	

## ●小屋裏換気方式

換気方式	小屋裏の形式及び換気口等の有効面積の天井面積に対する割合 (Qk)	
	小屋裏の形式	有効面積の天井面積に対する割合
イ. 換気方式 1	・小屋裏の壁に 2 以上の換気口を設置	換気口の Qk $\geq$ 1/300
ロ. 換気方式 2	・軒裏に 2 以上の換気口を設置	換気口の Qk $\geq$ 1/250
ハ. 換気方式 3	・軒裏又は小屋裏の壁に給気口を設置し、かつ小屋裏の壁に排気口を垂直距離 90 cm 以上離して設置	給気口及び排気口の Qk $\geq$ 1/900
ニ. 換気方式 4	・軒裏又は小屋裏の壁に給気口を設け、かつ排気塔その他の器具を用いた排気口を設置 ・排気口は小屋裏の頂部に設置	給気口の Qk $\geq$ 1/900 排気口の Qk $\geq$ 1/1600

## ●構造部材等 建築基準法の関係規定

項目	対策
イ. 令第 37 条 構造部材の耐久性	構造耐力上主要な部分（特に腐食等のおそれのある部分）に次の材料が使用されていること ・ 腐食、腐朽、若しくは摩損し難しい材料 ・ 有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料
ロ. 令第 41 条 木材の品質	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないこと
ハ. 令第 49 条 外壁内部等の防腐措置等	鉄網モルタル塗りその他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には防水紙その他これに類するものが使用されていること 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち地面から 1m 以内の部分には、有効な防腐措置を講じるとともに、必要に応じてシロアリその他の虫による害を防ぐための措置が講じられていること
ニ. 令第 80 条の 2 構造方法に関する補足	国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうち構造躯体等の劣化軽減に関する規定に従ったものであること

注：本シートにおいて「法」、「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令を指す。

1. 構造躯体等の劣化対策/認定基準チェックシート/鉄骨造/総括表

劣化2a

①構造耐力上主要な部分の鋼材の防錆措置

項目	チェック事項	適	否
イ. 柱、梁、筋かい (ベースプレートを含む)	<input type="checkbox"/> 適切な防錆措置がなされている a. 劣化対策等級が等級3である場合 ⇒【チェック劣化2b】 b. 劣化対策等級より防錆措置のレベルをあげた場合 ⇒【チェック劣化2c】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ. イ以外の部分	<input type="checkbox"/> 鉛・クロムフリーさび止めペイント塗り回数2回以上、全面塗布 <input type="checkbox"/> その他同等のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

①チェックの結果⇒【適合・不適合】

②その他の対策

項目	チェック事項	適	否					
イ. 床下換気 床下防湿	a. 基礎断熱工法以外	床下換気	<input type="checkbox"/> 4m毎に有効面積 300㎡以上の換気口確保 <input type="checkbox"/> 1m当たり有効面積 75㎡以上の換気口確保 <input type="checkbox"/> その他同等以上の換気性能を有するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		防湿措置	<input type="checkbox"/> 厚さ 60 mm以上のコンクリートで覆う <input type="checkbox"/> 厚さ 0.1 mm以上の防湿フィルムで覆う <input type="checkbox"/> その他同等の防湿性能のあるもので覆う					
	b. 基礎断熱工法	床下換気	<input type="checkbox"/> 床下防湿措置を施し、換気口は設置しない			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		防湿措置	<input type="checkbox"/> 厚さ 100 mm以上のコンクリートで覆う					
			<input type="checkbox"/> 厚さ 0.1 mm以上の防湿フィルムで覆う					<input type="checkbox"/> 重ね幅 300 mm以上
								<input type="checkbox"/> 厚さ 50 mm以上のコンクリートで覆う <input type="checkbox"/> 乾燥砂で押さえる
断熱材	<input type="checkbox"/> その他同等の防湿性能のあるもので覆う ・断熱材の熱抵抗 [            ] m <sup>2</sup> ・K/W							
ロ. 小屋裏換気 (小屋裏を有するものに限る)	a. 屋根断熱以外の場合	<input type="checkbox"/> 換気方式 1 <input type="checkbox"/> 換気方式 2 <input type="checkbox"/> 換気方式 3 <input type="checkbox"/> 換気方式 4 (「劣化 参考資料 1」参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	b. 屋根断熱	<input type="checkbox"/> 屋根断熱等により小屋裏が室内と同等の温熱環境						
ハ. 構造部材等	<input type="checkbox"/> 令第 37 条に適合 <input type="checkbox"/> 令第 80 条の 2 (構造躯体等の劣化の軽減に関するものに限る) に適合 (注: 該当告示なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

②チェックの結果⇒【適合・不適合】

【①イで a を選択した場合のみ】③床下等の点検措置 ※人通口により接続されている場合は、1 の空間とみなす

項目	チェック事項	適	否
a. 床下空間	<input type="checkbox"/> 床下空間全体の点検が可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 基礎等によって区分された床下空間毎に点検口がある※		
	<input type="checkbox"/> 有効高さが 330 mm以上ある		
b. 小屋裏空間	<input type="checkbox"/> 小屋裏空間全体の点検が可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 壁等によって区分された小屋裏空間毎に点検口がある※		

③チェックの結果⇒【適合・不適合】

注: 本シートにおいて、「法」、「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令

①&②&③チェックの結果⇒【適合・不適合】

①最下階の柱脚部

鋼材厚	防錆措置の方法	コンクリートへの埋め込み	防錆措置 (該当するものに○) ※1	
□12mm以上	□塗膜による防錆	□なし	別表1	d・e・f・g・h・i・j・k・l
		□あり	別表1	d・i・j・k・l
□9mm以上	□めっき処理による防錆		別表2	C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
	□塗膜による防錆	□なし	別表1	h・i・j・k・l
		□あり	別表1	i・j・k・l
□6mm以上	□めっき処理による防錆		別表2	E・F・G・H・I・J・K・L
	□塗膜による防錆		別表1	j・k・l
□2.3mm以上	□めっき処理による防錆		別表2	G・H・I・J・K・L
	□塗膜による防錆		別表1	k・l
□2.3mm以上	□めっき処理		別表2	I・J・K・L
	□めっき処理 + 塗膜による防錆	□なし	別表2	G・H
			別表1	f・g・h

①チェックの結果⇒ [□適合・□不適合]

②一般部 柱 (柱脚部以外)

鋼材厚	防錆措置 (該当するものに○)	
□12mm以上	(必要なし)	
□9mm以上	□塗膜による防錆	別表1 a・b・c・d・e・f・g・h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
□6mm以上	□塗膜による防錆	別表1 d・e・f・g・h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
□2.3mm以上	□塗膜による防錆	別表1 j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 G・H・I・J・K・L

②チェックの結果⇒ [□適合・□不適合]

③一般部 梁

鋼材厚	防錆措置 (該当するものに○)	
□12mm以上	(必要なし)	
□9mm以上	□塗膜による防錆	別表1 a・b・c・d・e・f・g・h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
□6mm以上	□塗膜による防錆	別表1 d・e・f・g・h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
□2.3mm以上	□塗膜による防錆	別表1 j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 G・H・I・J・K・L

③チェックの結果⇒ [□適合・□不適合]

④一般部 筋かい

鋼材厚	防錆措置 (該当するものに○)	
□12mm以上	(必要なし)	
□9mm以上	□塗膜による防錆	別表1 a・b・c・d・e・f・g・h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
□6mm以上	□塗膜による防錆	別表1 d・e・f・g・h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
□2.3mm以上	□塗膜による防錆	別表1 j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 G・H・I・J・K・L

④チェックの結果⇒ [□適合・□不適合]

注：鋼材厚は最も薄い部分でチェックする。

※1：「劣化 参考資料2」の防錆措置区分記号による

①最下階の柱脚部

鋼材厚	防錆措置の方法	コンクリートへの埋め込み	防錆措置 (該当するものに○) ※1		
□15mm以上	□塗膜による防錆	□なし	別表1	h・i・j・k・l	
		□あり	別表1	i・j・k・l	
	□めっき処理による防錆		別表2	E・F・G・H・I・J・K・L	
□12mm以上	□塗膜による防錆		別表1	j・k・l	
	□めっき処理による防錆		別表2	G・H・I・J・K・L	
□9mm以上	□塗膜による防錆		別表1	k・l	
	□めっき処理による防錆		別表2	I・J・K・L	
□6mm以上	□塗膜による防錆		別表1	k・l	
	□めっき処理による防錆		別表2	I・J・K・L	
	□めっき処理 +塗膜による防錆	□なし	別表2	G・H	}両方に○をつける
			別表1	f・g・h	
□2.3mm以上	□めっき処理による防錆		別表2	K・L	
	□めっき処理 +塗膜による防錆	□なし	別表2	I・J	}両方に○をつける
			別表1	f・g・h	

①チェックの結果⇒ [□適合・□不適合]

②一般部 柱 (柱脚部以外)

鋼材厚	防錆措置 (該当するものに○)	
□15mm以上	(必要なし)	
□12mm以上	□塗膜による防錆	別表1 d・e・f・g・h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
□9mm以上	□塗膜による防錆	別表1 h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 E・F・G・H・I・J・K・L
□6mm以上	□塗膜による防錆	別表1 j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 G・H・I・J・K・L
□2.3mm以上	□塗膜による防錆	別表1 k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 I・J・K・L

②チェックの結果⇒ [□適合・□不適合]

③一般部 梁

鋼材厚	防錆措置 (該当するものに○)	
□15mm以上	(必要なし)	
□12mm以上	□塗膜による防錆	別表1 d・e・f・g・h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
□9mm以上	□塗膜による防錆	別表1 h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 E・F・G・H・I・J・K・L
□6mm以上	□塗膜による防錆	別表1 j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 G・H・I・J・K・L
□2.3mm以上	□塗膜による防錆	別表1 k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 I・J・K・L

③チェックの結果⇒ [□適合・□不適合]

④一般部 筋かい

鋼材厚	防錆措置 (該当するものに○)	
□15mm以上	(必要なし)	
□12mm以上	□塗膜による防錆	別表1 d・e・f・g・h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L
□9mm以上	□塗膜による防錆	別表1 h・i・j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 E・F・G・H・I・J・K・L
□6mm以上	□塗膜による防錆	別表1 j・k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 G・H・I・J・K・L
□2.3mm以上	□塗膜による防錆	別表1 k・l
	□めっき処理による防錆	別表2 I・J・K・L

④チェックの結果⇒ [□適合・□不適合]

①&②&③&④チェックの結果⇒ [□適合・□不適合]

注：鋼材厚は最も薄い部分でチェックする。

※1：「劣化 参考資料2」の防錆措置区分記号による

## ●防錆措置

別表 1 (防錆措置 (塗膜) 一覧表)

		下塗り 1		下塗り 2		中塗り・上塗り	
			塗り回数		塗り回数		塗り回数
区分 1	a	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1回	—	—	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1回
	b	ジンクリッチプライマー	1回	—	—	—	—
	c	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	—	—	—	—
区分 2	d	厚膜形ジンクリッチペイント	1回	—	—	—	—
	e	鉛・クロムフリーさび止めペイント	2回	—	—	合成樹脂調合ペイント	2回
	f	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	—	—	合成樹脂調合ペイント	2回
区分 3	g	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	—	—	2液形エポキシ樹脂エナメル	1回
	h	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	—	—	2液形エポキシ樹脂エナメル	2回
	i	ジンクリッチプライマー	1回	—	—	2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	1回
区分 4	j	ジンクリッチプライマー	1回	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	2液形エポキシ樹脂エナメル	1回
区分 5	k	ジンクリッチプライマー	1回	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	2液形エポキシ樹脂エナメル	2回
	l	ジンクリッチプライマー	1回	2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー	1回	2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	2回

- この表において a、c、e、f、g及びhの塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。
- この表においてc、f、g及びh以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。
- この表においてc、g及びhの塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、1にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。
- この表において下塗り 1 及び下塗り 2 は工場内にて行うものとする。
- この表において「鉛・クロムフリーさび止めペイント」とは、日本産業規格K5674に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイント1種をいう。
- この表において「ジンクリッチプライマー」とは、日本産業規格 K5552に規定するジンクリッチプライマーをいう。
- この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、日本産業規格 K5551に規定する構造物さび止めペイントA種をいう。
- この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、日本産業規格 K5553に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう。
- この表において「2液形エポキシ樹脂エナメル」とは、日本産業規格 K5659に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約30 $\mu$ m以上のものをいう。
- この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、日本産業規格 K5516に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。
- この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、日本産業規格 K5551に規定する構造物用さび止めペイントB種をいう。
- この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、日本産業規格 K5659に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約60 $\mu$ mから120 $\mu$ mまでのものをいう。

別表 2 (防錆措置 (めっき) 一覧表)

		めっき処理
区分 1	A	片面付着量が30g/m <sup>2</sup> 以上60g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき
	B	両面付着量が60g/m <sup>2</sup> 以上120g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき又は 両面付着量表示記号 Z06、Z08、Z10、F06、F08若しくは F10に該当する熔融亜鉛めっき鋼材
区分 2	C	片面付着量が60g/m <sup>2</sup> 以上90g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき
	D	両面付着量が120g/m <sup>2</sup> 以上180g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき又は 両面付着量表示記号 Z12、Z14若しくは F12に該当する熔融亜鉛めっき鋼材
区分 3	E	片面付着量が90g/m <sup>2</sup> 以上120g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき
	F	両面付着量が180g/m <sup>2</sup> 以上240g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき又は 両面付着量表示記号 Z18、Z20、Z22若しくは F18に該当する熔融亜鉛めっき鋼材
区分 4	G	片面付着量が120g/m <sup>2</sup> 以上180g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき
	H	両面付着量が240g/m <sup>2</sup> 以上360g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき、両面付着量表示記号 Z25、Z27、Z35若しくは Z37に該当する熔融亜鉛めっき鋼材又は Y18に該当する熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼材
区分 5	I	片面付着量が180g/m <sup>2</sup> 以上225g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき
	J	両面付着量が360g/m <sup>2</sup> 以上450g/m <sup>2</sup> 未満の熔融亜鉛めっき、両面付着量表示記号 Z45若しくは Z60に該当する熔融亜鉛めっき鋼材、AZ70、AZ90若しくは AZ120に該当する熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼材又は Y20又は Y22に該当する熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼材
区分 6	K	片面付着量が225g/m <sup>2</sup> 以上の熔融亜鉛めっき
	L	両面付着量が450g/m <sup>2</sup> 以上の熔融亜鉛めっき、両面付着量表示記号が Z45若しくは Z60に該当する熔融亜鉛めっき鋼材、AZ150、AZ170、AZ185若しくは AZ200に該当する熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼材又は Y25、Y27、Y35、Y45若しくは Y60に該当する熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼材
1 この表において「熔融亜鉛めっき」とは、日本産業規格 H8641に規定する熔融亜鉛めっきをいう。 2 この表において「熔融亜鉛めっき鋼材」とは、日本産業規格 G3302に規定する熔融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。 3 この表において「熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼材」とは日本産業規格 G3321に規定する熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。 4 この表において「熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼材」とは日本産業規格 G3317に規定する熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。 5 この表において「両面付着量」とは、3点平均最小付着量をいう。		

※この表において劣化対策等級3の基準による場合は、区分5は区分6を含めるものとする

●構造部材等 建築基準法の関係規定

項目	対策
イ. 令第37条 構造部材の耐久性	構造耐力上主要な部分 (特に腐食等のおそれのある部分) に次の材料が使用されていること ・ 腐食、腐朽、若しくは摩損し難しい材料 ・ 有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料
二. 令第80条の2 構造方法に関する補足	国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうち構造躯体等の劣化軽減に関する規定に従ったものであること

注：本シートにおいて「法」、「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令を指す。



## ①使用するセメントの確認

項目	チェック事項	適	否
セメントの種類	<input type="checkbox"/> JIS R5210ポルトランドセメント ⇒ [ <input type="checkbox"/> 中庸熟 or <input type="checkbox"/> 低熟 or <input type="checkbox"/> その他 ] <input type="checkbox"/> JIS R5213フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> JIS R5211高炉セメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①チェックの結果⇒ [ <input type="checkbox"/> 適合・ <input type="checkbox"/> 不適合 ]			

## ②水セメント比の確認

項目	対策等	適	否
水セメント比	<input type="checkbox"/> 最小かぶり厚さ a i) 普通コンクリート <input type="checkbox"/> 45%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 最小かぶり厚さ b i) 普通コンクリート <input type="checkbox"/> 50% (※中庸熟、低熟ポルトランドは適用外)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②チェックの結果⇒ [ <input type="checkbox"/> 適合・ <input type="checkbox"/> 不適合 ]			

## ③最小かぶり厚さの確認

イ 最小かぶり厚さ &lt; a &gt; の場合

部位	最小かぶり厚さ	適	否	
I. 土に接しない部分	耐力壁以外 屋内	<input type="checkbox"/> 2 cm	<input type="checkbox"/>	
	の壁・床 屋外	外壁の屋外に面する 部位に有効な仕上げ有	<input type="checkbox"/> タイル貼り <input type="checkbox"/> 外断熱工法 <input type="checkbox"/> 珪藻土塗り <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/>
		その他の外壁及び床	<input type="checkbox"/> 3 cm	<input type="checkbox"/>
	耐力壁、柱、梁	屋内	<input type="checkbox"/> 3 cm	<input type="checkbox"/>
屋外		外壁の屋外に面する 部位に有効な仕上げ有	<input type="checkbox"/> タイル貼り <input type="checkbox"/> 外断熱工法 <input type="checkbox"/> 珪藻土塗り <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/>
	その他の外壁及び柱、梁	<input type="checkbox"/> 4 cm	<input type="checkbox"/>	
II. 土に接する部分	壁、柱、床、梁、基礎の立ち上がり部分	<input type="checkbox"/> 4 cm	<input type="checkbox"/>	
	基礎 (立ち上がり部分を除き、捨てコンクリートの部分を除く)	<input type="checkbox"/> 6 cm	<input type="checkbox"/>	
③イのチェックの結果⇒ [ <input type="checkbox"/> 適合・ <input type="checkbox"/> 不適合 ]				

## ロ 最小かぶり厚さ &lt; b &gt; の確認

部位	最小かぶり厚さ	適	否	
I. 土に接しない部分	耐力壁以外 屋内	<input type="checkbox"/> 3 cm	<input type="checkbox"/>	
	の壁・床 屋外	外壁の屋外に面する 部位に有効な仕上げ有	<input type="checkbox"/> タイル貼り <input type="checkbox"/> 外断熱工法 <input type="checkbox"/> 珪藻土塗り <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/>
		その他の外壁及び床	<input type="checkbox"/> 4 cm	<input type="checkbox"/>
	耐力壁、柱、梁	屋内	<input type="checkbox"/> 4 cm	<input type="checkbox"/>
屋外		外壁の屋外に面する 部位に有効な仕上げ有	<input type="checkbox"/> タイル貼り <input type="checkbox"/> 外断熱工法 <input type="checkbox"/> 珪藻土塗り <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/>
	その他の外壁及び柱、梁	<input type="checkbox"/> 5 cm	<input type="checkbox"/>	
II. 土に接する部分	壁、柱、床、梁、基礎の立ち上がり部分	<input type="checkbox"/> 5 cm	<input type="checkbox"/>	
	基礎 (立ち上がり部分を除き、捨てコンクリートの部分を除く)	<input type="checkbox"/> 7 cm	<input type="checkbox"/>	
③ロのチェックの結果⇒ [ <input type="checkbox"/> 適合・ <input type="checkbox"/> 不適合 ]				

①&②&③チェックの結果⇒ [  適合・ 不適合 ]

## ●密実に充填できる打込み・締め固め方法の指定

項目	指定の例
イ. 使用する締め固め機器の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JIS A 8610（建設用機械及び装置-コンクリート内部振動機）に定める振動機 ⇒ ロへ</li> <li>• 型枠振動機 ⇒ ハへ</li> <li>• 突き棒</li> <li>• その他同等性能を有する用具</li> </ul>
ロ. 棒型振動機の使用手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 打ち込み各層毎に締め固めを行うこと</li> <li>• 挿入間隔は 60 cm 以下とすること</li> <li>• 加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること</li> </ul>
ハ. 型枠振動機の使用手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 振動機の取り付け間隔は 2~3m/台（通常の壁の場合）とすること</li> <li>• 部材の厚さ・形状、型枠の剛性、打ち込み方法に応じた加振時間</li> </ul>

## ●打ち継ぎ部の処理方法の指定

項目	指定の例
イ. 打ち継ぎ部の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• はり、床スラブ及び屋根スラブの鉛直打ち継ぎ部はスパンの中央付近に設けること</li> <li>• 柱及び壁の水平打ち継ぎ部は、床スラブ（屋根スラブ）・はりの下端、又は床スラブ・はり・基礎はりの上端に設けること</li> </ul>
ロ. 打ち継ぎ部の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 打ち継ぎ面を鉄筋に直角とすること</li> <li>• 構造部材の耐力の低下が少ない形状とすること</li> <li>• 打ち継ぎ部の処理が円滑に行える形状とすること</li> <li>• 新たに打つコンクリートの締め固めが容易に行える形状とすること</li> <li>• エキスパンションを除き、打ち継ぎ部の鉄筋は連続とすること</li> </ul>
ハ. コンクリートの打ち継ぎ面の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 打ち継ぎ面はレイタンスや脆弱なコンクリート等を除去し、散水などにより湿潤にすること（ただし、打ち込み前は水分を取り除くこと）</li> </ul>

## ●養生方法の指定

項目	指定の例
イ. 湿潤養生の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 透水性の小さいせき板により被覆すること</li> <li>• 養生マット又は水密シートにより被膜すること</li> <li>• 散水・噴霧、膜養生剤の塗布を行うこと</li> </ul>
ロ. 養生期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• セメントの種類に応じた養生期間</li> </ul>
ハ. 養生温度の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 寒冷期における措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 打ち込み後 5 日間以上コンクリート温度を 2℃ 以上に保つこと（早強ポルトランドセメントを用いる場合は 3 日間以上）</li> <li>• 初期養生期間は打込まれたコンクリートで圧縮強度 5N/mm<sup>2</sup> が得られるまでとすること</li> </ul> </li> <li>b. 温度制御養生の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 散水養生</li> <li>• 保温養生（保温性のより型枠等を使用する）</li> <li>• 被覆養生（シート等でコンクリートを覆う）</li> <li>• 断熱養生（断熱型枠等でコンクリートを覆う）</li> <li>• 加熱養生（ヒーター等でコンクリートを加熱する）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## ●構造部材等 建築基準法の関連規定

項目	対策		
イ. 令第37条	構造部材の耐久性	構造耐力上主要な部分（特に腐食等のおそれのある部分）に次の材料が使用されていること <ul style="list-style-type: none"> <li>腐食、腐朽、若しくは摩損し難い材料</li> <li>有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料</li> </ul>	
ロ. コンクリート	a. 材料 (令第72条)	i. 骨材、水、混和材料	酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと
		ii. 骨材	鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること
			適切な粒度及び粒形であること
			コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られること
	b. 強度 (令第74条)	i. 四週圧縮強度	12N/mm <sup>2</sup> 以上 (軽量骨材の場合は、9N/mm <sup>2</sup> 以上)
		ii. 設計基準強度	告示基準に適合すること [昭56建告第1102号]
		iii. 強度試験	日本産業規格による試験による <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS A 1108-1999</li> <li>JIS A 1107-1999 のうちコアの強度試験方法</li> </ul>
		iv. 調合	<ul style="list-style-type: none"> <li>打ち上りが均質で密実になるような調合とすること</li> <li>必要な強度が得られるような調合とすること</li> </ul>
	c. 養生 (令第75条)	コンクリートの養生方法は次のいずれかの方法によること	
		養生方法1	打ち込み中及び打ち込み後5日間は、温度が2度を下らないこと 乾燥、震動等によって凝結及び硬化が妨げられないこと
養生方法2		凝結及び硬化を促進するための特別の措置をすること	
ハ. 鉄筋のかぶり厚さ (令第79条)	i. 土に接しない部分	耐力壁以外の壁、床	2 cm以上
		耐力壁、柱、はり	3 cm以上
	ii. 土に接する部分	壁、柱、床ばり、布基礎の立ち上がり部分	4 cm以上
		基礎（布基礎の立ち上がり部分を除き、捨コンクリート部分、高強度プレストレストコンクリートぐいの部分および遠心力鉄筋コンクリートぐいの部分を除く）	6 cm以上
ニ. 鉄骨のかぶり厚さ (令第79条の3)		5 cm以上	
ホ. 構造方法に関する補則 (令第80条の2)		国土交通大臣が定めた安全上必要な技術基準のうち構造躯体等の劣化軽減に関する規定に従ったものであること	

## 2. 耐震性

### 2. 耐震性 保有水平耐力計算等ルート1 木造の建築物チェック/共通

構造1

#### ①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかを確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェック構造2 1 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
法20条における建築物の区分	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 ⇒チェック 構造8
区域	<input type="checkbox"/> 多雪区域外

#### ②等級2以上であることの確認

荷重・外力⇒チェック 構造9

項目	チェック事項	適	否	
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	適用倍率 構造の安定の確認	<input type="checkbox"/> 倍率1.25以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	偏心率 $R_e$	<input type="checkbox"/> 地震力もしくは存在応力度に適用倍率を乗じた上で全ての部材の存在応力度 $\leq$ 許容応力度 <input type="checkbox"/> 全層・全方向について偏心率 $R_e \leq 0.30$ となっている <input type="checkbox"/> 全層・全方向について偏心率 $R_e$ が適正に計算されている		

#### ③その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 $\leq$ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③チェックの結果⇒適 否

#### ④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節から第3節及び第7節の2の規定 (ただし同第39条の規定を除き、住宅に関するものに限る)	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が基準に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④チェックの結果⇒適 否

#### ⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤チェックの結果⇒適 否

③④⑤チェックの結果⇒適 否

2. 耐震性 保有水平耐力計算等ルート1 鉄骨造の建築物チェック/共通

構造2

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかを確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェック構造2 1 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
法20条における建築物の区分	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 →チェック 構造8
区域	<input type="checkbox"/> 多雪区域外

②等級2以上であることの確認

荷重・外力⇒チェック 構造9

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	適用倍率 構造の安定の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	剛性率 $R_s$		
	偏心率 $R_e$		

倍率 1.25 以上  
  $C_o$  に適用倍率を乗じた上で全ての部材の存在応力度 ≤ 許容応力度  
  $C_o=0.4$  (筋かい構造は 0.5) となっている  
 全層・全方向について剛性率  $R_s \geq 0.6$  となっている  
 全層・全方向について剛性率  $R_s$  が適正に計算されている  
 全層・全方向について偏心率  $R_e \leq 0.15$  となっている  
 全層・全方向について偏心率  $R_e$  が適正に計算されている

③その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 ≤ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③チェックの結果⇒適 否

④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節から第2節及び第5節及び第7節の2の規定 (ただし同第39条及び第70条の規定を除き、住宅に関するものに限る)	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が基準に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④チェックの結果⇒適 否

⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤チェックの結果⇒適 否

③④⑤チェックの結果⇒適 否

**2. 耐震性 保有水平耐力計算等ルート2 木造・鉄骨造の建築物チェック/共通 構造4**

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかを確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェック構造2 1 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
高さ等	<input type="checkbox"/> 31m以下 →以下の規定全てを適用
法20条における建築物の区分	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 →チェック 構造8
区域	<input type="checkbox"/> 多雪区域外

②等級2以上であることの確認

荷重・外力⇒チェック 構造9

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	適用倍率	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	剛性率 $R_s$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	偏心率 $R_e$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	筋かいの水平力 分担率 $\beta$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	構造の安定の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 $\leq$ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③チェックの結果⇒適 否

④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節から第2節及び第7節の2の規定 (ただし木造の場合は第3節を含み、同第39条の規定を除き、住宅に関するものに限る) (ただし鉄骨造の場合は第5節を含み、同第39条及び第70条の規定を除き、住宅に関するものに限る)	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が基準に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④チェックの結果⇒適 否

⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤チェックの結果⇒適 否

③④⑤チェックの結果⇒適 否

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかを確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である → チェックシート構造2 1 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない → 以下のチェックを行う
高さ等	<input type="checkbox"/> 31m以下 → 以下の規定全てを適用
法20条における建築物の区分	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 → チェックシート 構造8
区域	<input type="checkbox"/> 多雪区域外

②等級2以上であることの確認

荷重・外力⇒チェックシート 構造9

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	適用倍率	<input type="checkbox"/> 倍率1.25以上	<input type="checkbox"/>
	剛性率 $R_s$	<input type="checkbox"/> 全層・全方向について剛性率 $R_s \geq 0.6$ となっている <input type="checkbox"/> 全層・全方向について剛性率 $R_s$ が適正に計算されている	<input type="checkbox"/>
	偏心率 $R_e$	<input type="checkbox"/> 全層・全方向について偏心率 $R_e \leq 0.15$ となっている <input type="checkbox"/> 全層・全方向について偏心率 $R_e$ が適正に計算されている	
	壁量・柱量確保等 (水平断面積 $A_c$ ) (水平断面積 $A_w$ )	<input type="checkbox"/> 右辺に適用倍率を乗じた上で $\sum 25A_w + \sum 7A_c \geq 0.75ZWA_i^*$ <input type="checkbox"/> 全層について $A_c$ が適正に設定されている <input type="checkbox"/> 全層について $A_w$ が適正に設定されている	
	耐震等級間の運動	<input type="checkbox"/> 耐震等級(倒壊等防止) ≤ 耐震等級(損傷防止)	

③その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 ≤ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③チェックの結果⇒[適 否]

④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節から第2節及び第6節及び第7節の2の規定 (ただし同第39条の規定を除き、住宅に関するものに限る)	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が規定に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④チェックの結果⇒[適 否]

⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤チェックの結果⇒[適 否]

③④⑤チェックの結果⇒[適 否]

\*SRC造の場合  $\sum 0.7\alpha A_c \rightarrow \sum 1.0\alpha A_c$   $\alpha$ はコンクリート強度による補正

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかを確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェック構造2 1 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
高さ等	<input type="checkbox"/> 31m以下 →以下の規定全てを適用
法20条における建築物の区分	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 ⇒チェック 構造8
区域	<input type="checkbox"/> 多雪区域外

②等級2以上であることの確認

荷重・外力⇒チェック 構造9

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	適用倍率	<input type="checkbox"/> 倍率1.25以上	<input type="checkbox"/>
	剛性率 $R_s$	<input type="checkbox"/> 全層・全方向について剛性率 $R_s \geq 0.6$ となっている <input type="checkbox"/> 全層・全方向について剛性率 $R_s$ が適正に計算されている	<input type="checkbox"/>
	偏心率 $R_e$	<input type="checkbox"/> 全層・全方向について偏心率 $R_e \leq 0.15$ となっている <input type="checkbox"/> 全層・全方向について偏心率 $R_e$ が適正に計算されている	
	壁量・柱量確保等 (水平断面積 $A_c$ ) (水平断面積 $A_w$ )	<input type="checkbox"/> 右辺に適用倍率を乗じた上で $\sum 18A_w + \sum 18A_c \geq \sum ZW_{Ai}$ * <input type="checkbox"/> 全層について $A_c$ が適正に設定されている <input type="checkbox"/> 全層について $A_w$ が適正に設定されている	
	耐震等級間の連動	<input type="checkbox"/> 耐震等級(倒壊等防止) $\leq$ 耐震等級(損傷防止)	

③その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 $\leq$ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③チェックの結果⇒[適 否]

④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節から第2節及び第6節及び第7節の2の規定 (ただし同第39条の規定を除き、住宅に関するものに限る)	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が規定に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④チェックの結果⇒[適 否]

⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算に用いられた各部材の適切な材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算に用いられた各部材の適切な接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤チェックの結果⇒[適 否]

③④⑤チェックの結果⇒[適 否]

\*SRC造の柱・これに緊結された耐力壁の場合  $\sum 1.8\alpha A_w + \sum 1.8\alpha A_c \rightarrow \sum 2.0\alpha A_w + \sum 2.0\alpha A_c$   $\alpha$ はコンクリート強度による補正

2. 耐震性 保有水平耐力計算等ルート3 チェック/共通

構造7

①適用範囲の確認

免震建築物であるかどうかを確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェック構造21 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
高さ等	<input type="checkbox"/> 31m以下 →以下の規定全てを適用
法20条における建築物の区分	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 →チェック 構造8
区域	<input type="checkbox"/> 多雪区域外

②等級2以上であることの確認

荷重・外力⇒チェック 構造9

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	適用倍率	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	構造の安定の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(保有水平耐力)		
(必要保有水平耐力)	<input type="checkbox"/> 全層について $Q_{un}$ が適切に計算されている ⇒チェック 構造10		

③その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 $\leq$ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③チェックの結果⇒[適 否]

④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節から第2節及び第6節及び第7節の2の規定 (ただし同第39条の規定を除き、住宅に関するものに限る)	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が規定に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④チェックの結果⇒[適 否]

⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤チェックの結果⇒[適 否]

③④⑤チェックの結果⇒[適 否]

## ①適用条件等の確認

構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造		
免震建築物であるかどうかを確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である <input type="checkbox"/> 免震建築物でない	→チェックシート構造21 →以下のチェックを行う	
高さ等	<input type="checkbox"/> 31m以下 →以下の規程すべてを適用		
法第20条であることの確認	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	→チェックシート構造8	
区域	<input type="checkbox"/> 多雪区域外		

## ②等級1であることの確認

荷重・外力→チェックシート構造9

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	<input type="checkbox"/> 地震力もしくは必要保有水平耐力が全層において $Q_u \geq Q_{un}$ となっている <input type="checkbox"/> 全層において $Q_u$ が材料強度に応じて適切に 設定されている <input type="checkbox"/> 全層において $Q_{un}$ が適切に 計算されている →チェックシート構造10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③各階の張り間方向及びけた行方向の $D_s$ 等についての確認

項目	チェック事項	適	否
各階の張り間方向及びけた行方向の $D_s$ の数値	<input type="checkbox"/> 0.3 (鉄筋コンクリート造) →④ハ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 0.25 (鉄骨鉄筋コンクリート造) →④ハ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 0.55 (鉄筋コンクリート造) →⑤ハ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 0.5 (鉄骨鉄筋コンクリート造) →⑤ハ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ④応答変位の当該階の高さに対する割合の確認

項目	チェック事項	適	否
極めて稀地震による力によって地上部分の各階に生ずる応答変位の当該階の高さに対する割合	<input type="checkbox"/> 1/75以下である。 (構造躯体の損傷抑制性能を適切に評価できる方法と認められる方法*により確かめられたものに限る)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ⑤その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 $\leq$ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ⑥建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節から第2節及び第6節及び第7節の2の規定(ただし同第39条の規定を除き、住宅に関するものに限る)	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が規定に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ⑦計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※：当該方法に準じた計算シートを下記へ公開している。

URL：[https://www.hyokakyukai.or.jp/confirmation\\_calculation\\_sheet/](https://www.hyokakyukai.or.jp/confirmation_calculation_sheet/) (国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所 作成「技術的助言に基づく長期優良住宅認定基準 (RC造・SRC造の耐震性) への適合確認用計算シート」)

免震の確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェックシート構造 21
	<input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う

①木造 かつ 2 階建て以下 かつ 延べ面積 300 m<sup>2</sup>以下 かつ 高さ 16m 以下

⇒□壁量計算

②下表に該当する建築物（法第 20 条第三号に該当する建築物）

⇒□許容応力度計算

③下表に該当せず かつ①以外の建築物（法第 20 条第二号に該当する建築物）

⇒□許容応力度等計算、保有水平耐力計算、限界耐力計算

なお、該当する構造計算よりも高度な構造計算方法を採用することについては差し支えない。

項目	チェック事項	適	否
高さ	<input type="checkbox"/> 60m 以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
規模等	<input type="checkbox"/> 階数が 2 以上 または 延べ面積 200 m <sup>2</sup> 超 (木造の場合：地階を除く階数が 3 以上 または 300 m <sup>2</sup> 超)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェックの結果⇒特定建築物の指定 [□適 □否]

①構造計算を行うに当たって採用する荷重及び外力の種類と大きさ

項目		チェック事項	適	否
固定荷重		<input type="checkbox"/> 令第84条の表による数値を採用している <input type="checkbox"/> 当該建物の実況に応じて計算している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
積載荷重		<input type="checkbox"/> 令第85条の表による数値を採用している→室用途[ ] <input type="checkbox"/> 当該建物の実況に応じて計算している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
積雪荷重	積雪の単位重量	<input type="checkbox"/> [ ] N/m <sup>2</sup> ・cm	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	垂直積雪量	<input type="checkbox"/> [ ] m		
	屋根勾配β	<input type="checkbox"/> [ ] 度		
	屋根形状係数μb	<input type="checkbox"/> [ ]		
	屋根面の積雪量不均等のおそれ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	雪おろしの慣習	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
風圧力	速度圧q	<input type="checkbox"/> 令第87条の式によって計算している <input type="checkbox"/> q = [ ] N/m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> E = [ ] <input type="checkbox"/> V <sub>0</sub> = [ ] m/sec <input type="checkbox"/> 特定行政庁の定める当該区域の速度圧を採用している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	風力係数	<input type="checkbox"/> 令第87条に基づき断面形状に応じて規定している <input type="checkbox"/> 風洞実験により規定している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地震力(*1)	地震層せん断力係数C <sub>i</sub>	<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地震地域係数Z	<input type="checkbox"/> [ ] (0.1から0.7迄の範囲内で建設大臣が定める数値)		
	振動特性係数R <sub>i</sub>	<input type="checkbox"/> [ ]		
	高さ方向の分布係数A <sub>i</sub>	<input type="checkbox"/> [ ]		
地盤の長期許容応力度または杭の許容支持率		<input type="checkbox"/> [ ] kN <input type="checkbox"/> 令第93条の表による数値を採用している。地盤 [ ]		

①チェックの結果⇒適 否

②構造計算に当たっての長期及び短期の応力度の組合わせ

項目			チェック事項		適	否
力の種類	長期に生ずる力	常時	一般の場合	多雪区域における場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		積雪時	<input type="checkbox"/> G+P	<input type="checkbox"/> G+P		
短期に生ずる力	積雪時	積雪時	<input type="checkbox"/> G+P+S	<input type="checkbox"/> G+P+S	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		暴風時	<input type="checkbox"/> G+P+W	<input type="checkbox"/> G+P+W	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地震時	<input type="checkbox"/> G+P+K	<input type="checkbox"/> G+P+0.35S+W	<input type="checkbox"/> G+P+0.35S+K	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

②チェックの結果⇒適 否

①②チェックの結果⇒適 否

①各階の必要保有水平耐力の大きさ

図書の種類			適	否
令 第 八 十 二 条 の 三  関 係	保有水平耐力計算	保有水平耐力計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力が整合していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		各階・各方向の保有水平耐力の算出方法が明記されており、それが適切であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		各階及び各方向の必要水平耐力の算出方法が明記されており、それが適切であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	保有水平耐力計算結果一覧	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		各階の保有水平耐力の増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		架構の崩壊形が明記されており、それらが適切であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		保有水平耐力、 $D_s$ 、 $F_{es}$ 及び必要保有水平耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		各階及び各方向の $D_s$ の算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		各階及び各方向の構造上主要な部分である部材の部材群としての構造種別が明記されており、それらが適切であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		各階及び各方向の保有水平耐力上における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物が各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

チェックの結果⇒適 否

②各階の必要保有水平耐力の大きさ

項目		チェック事項				適	否	
地震力に 対する各階 の必要保有 水平耐力	階数	<input type="checkbox"/> [ ] 階	<input type="checkbox"/> [ ] 階	<input type="checkbox"/> [ ] 階	<input type="checkbox"/> [ ] 階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	作用する荷重 $Q_{ud}$	$Q_{un}$	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		固定荷重DL	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		積載荷重LL	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/> [ ] kN	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		積雪荷重SL	<input type="checkbox"/> [ ] kN				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	構造特性係数 $D_s$	$D_s$ の求め方	<input type="checkbox"/> 実験・解析 <input type="checkbox"/> 昭和55年建設省告示第1792号第1による				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		$D_s$ の算定	<input type="checkbox"/> [ ]				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	形状係数 $F_{es}$	算出方法	<input type="checkbox"/> 昭和55年建告第1792号第2による <input type="checkbox"/> その他計算				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		剛性率 $R_s$	<input type="checkbox"/> $R_s < 0.3$ <input type="checkbox"/> $0.3 < R_s < 0.6$ <input type="checkbox"/> $0.6 < R_s$				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		$F_s$	<input type="checkbox"/> 1.0 <input type="checkbox"/> 直線補間値 [ ] <input type="checkbox"/> 1.5				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		偏心率 $R_e$	<input type="checkbox"/> $R_e \leq 0.15$ <input type="checkbox"/> $0.15 < R_e < 0.3$ <input type="checkbox"/> $0.3 \leq R_e$				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		$F_e$	<input type="checkbox"/> 1.0 <input type="checkbox"/> 直線補間値 [ ] <input type="checkbox"/> 1.5				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		$F_{es}$ の算出 $F_e \times F_s$	<input type="checkbox"/> [ ]				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェックの結果⇒適 否

2. 耐震性 階数が2以下の木造の建築物チェック①/共通

構造 1 1

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかの確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェック構造2 1 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
階数	<input type="checkbox"/> 2階以下
高さ	<input type="checkbox"/> 高さ 16m 以下
規模	<input type="checkbox"/> 延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以下

①のチェックの結果⇒ 適 否

②等級2以上であることの確認

項目	チェック事項	適	否		
耐震性	壁量 ⇒チェック 構造 1 2	<input type="checkbox"/> 耐力壁と準耐力壁等の存在壁量 $\geq$ 地震に対する等級2以上の必要壁量 (昭56建告1100号及び1-1(3)ホ①による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	壁の配置 ⇒チェック 構造 1 3	<input type="checkbox"/> 壁率比 $\geq$ 0.5 又は 壁量充足率(側端部分の各値) $>$ 1 (昭56建告1100号による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	床等の構造方法 ⇒チェック 構造 1 4	<input type="checkbox"/> 存在床倍率 $\geq$ 地震に対する等級2以上の必要床倍率 (1-1(3)ホ③による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	接合部の構造方法	筋かい端部の接合部	<input type="checkbox"/> 告示により規定された構造方法が用いられている (平12建告1460号第一号による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		柱脚・柱頭の接合部	<input type="checkbox"/> 告示の表から選択された構造方法が用いられている (平12建告1460号第二号による(階高3.2m以下に限る)) 又は 計算法に基づく構造方法が用いられている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⇒チェック 構造 1 5	胴差と通し柱の接合部	<input type="checkbox"/> 適切な構造方法が用いられている (1-1(3)ホ④のaによる)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		建物外周部の接合部	<input type="checkbox"/> 1階小屋組等の端部等: 存在接合部倍率 $\geq$ 必要接合部倍率 <input type="checkbox"/> その他の部分: 存在接合部倍率 $\geq$ 0.7 (1-1(3)ホ④のbによる)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	基礎の構造方法	<input type="checkbox"/> 基準法レベルの規定に適合する構造方法が用いられている (平12建告1347号による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⇒チェック 構造 1 6	<input type="checkbox"/> 鉛直荷重に対する適切な構造方法が用いられている <input type="checkbox"/> 水平荷重に対する適切な構造方法が用いられている (スパン表等による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	横架材の構造方法 ⇒チェック 構造 1 6	<input type="checkbox"/> 鉛直荷重に対する適切な構造方法が用いられている (スパン表等による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

②のチェックの結果⇒ 適 否

③建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節から第3節までの規定(令第39条及び上記に関連する項目を除く)	<input type="checkbox"/> 設計内容説明書の仕様が規定に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③のチェックの結果⇒ 適 否

⑤各項目の確認・1

項目		チェック事項		適	否	
(1)壁量の確認 (耐震性)	昭56建特千四四に示す各等級共通	①耐力壁の存在壁量（算入している場合は準耐力壁等を含む）  (震)	耐力壁及び準耐力壁等の種類・壁倍率・実長・存在壁量	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> X軸方向-1階			
			<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階			
			<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階			
	②必要壁量	地震に対する必要壁量  (震)	床面積・床面積に乗ずる数値・必要壁量	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> X軸方向-1階		
				<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階		
				<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階		
	風に対する必要壁量  (風)	見付面積・見付面積に乗ずる数値・必要壁量	見付面積・見付面積に乗ずる数値・必要壁量	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> X軸方向-1階		
				<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階		
				<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階		
③存在壁量 ≥ 必要壁量	地震に対する必要壁量との比較  (震)	①の存在壁量と②の地震に対する必要壁量の大小	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> X軸方向-1階			
			<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階			
			<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階			
風に対する必要壁量との比較  (風)	①の存在壁量と②の風に対する必要壁量の大小	①の存在壁量と②の風に対する必要壁量の大小	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> X軸方向-1階			
			<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階			
			<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階			
評価方法基準による(等級2以上)	④必要壁量	地震に対する必要壁量  (震)	床面積・床面積に乗ずる数値・必要壁量	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> X軸方向-1階		
				<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階		
				<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階		
	⑤存在壁量 ≥ 必要壁量	地震に対する必要壁量との比較  (震)	①の存在壁量と④の地震に対する必要壁量の大小	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> X軸方向-1階		
				<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階		
				<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階		

チェックの結果⇒ 適 否

⑤各項目の確認・2

項目		チェック事項	適	否		
(2)壁配置の確認 (耐震性)	昭 5 6 建 告 千 百 号 に よ る	①側端部分(*)の設定	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階 <input type="checkbox"/> X軸方向-1階 <input type="checkbox"/> Y軸方向-2階 <input type="checkbox"/> Y軸方向-1階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②各側端部分における存在壁量	耐力壁の種類・壁倍率・実長・存在壁量 ※必要壁量に対して準耐力壁の存在壁量の割合が1/2以下の場合、耐力壁のみを側端部分の存在壁量としバランスを確認する。	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階上 <input type="checkbox"/> X軸方向-2階下 <input type="checkbox"/> X軸方向-1階上 <input type="checkbox"/> X軸方向-1階下 <input type="checkbox"/> Y軸方向-2階左 <input type="checkbox"/> Y軸方向-2階右 <input type="checkbox"/> Y軸方向-1階左 <input type="checkbox"/> Y軸方向-1階右	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③各側端部分における必要壁量	各側端部分の床面積・床面積に乗ずる数値・必要壁量	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階上 <input type="checkbox"/> X軸方向-2階下 <input type="checkbox"/> X軸方向-1階上 <input type="checkbox"/> X軸方向-1階下 <input type="checkbox"/> Y軸方向-2階左 <input type="checkbox"/> Y軸方向-2階右 <input type="checkbox"/> Y軸方向-1階左 <input type="checkbox"/> Y軸方向-1階右	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④各側端部分における壁量充足率	②の各側端部分における存在壁量 ÷③の各側端部分における必要壁量	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階上 <input type="checkbox"/> X軸方向-2階下 <input type="checkbox"/> X軸方向-1階上 <input type="checkbox"/> X軸方向-1階下 <input type="checkbox"/> Y軸方向-2階左 <input type="checkbox"/> Y軸方向-2階右 <input type="checkbox"/> Y軸方向-1階左 <input type="checkbox"/> Y軸方向-1階右	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑤壁率比	各方向・各階における④の壁量充足率のうち小さい方÷大きい方 $\geq 0.5$ 又は各方向・各階及び各側端部分における④のそれぞれの数値 $> 1$	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階 <input type="checkbox"/> X軸方向-1階 <input type="checkbox"/> Y軸方向-2階 <input type="checkbox"/> Y軸方向-1階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否						

\*「側端部分」とは、各階における、建物の張り間方向にあってはけた行方向の、けた行方向にあっては張り間方向の両端からそれぞれ4分の1の部分を用いる。

⑤各項目の確認・3

項目		チェック事項		適	否
(3)床等の構造 方法の確認 (耐震性) 評価方法 基準による (等級2以上)	①耐力壁線の設定	各通りの耐力壁及び腰壁等の存在壁量・各通りの奥行き長さ・耐力壁線の判定 (震)	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> X軸方向-1階		
			<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階		
			<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階		
	②必要床倍率の設定の条件	耐力壁線の間隔・床組等の奥行きの最小値・ $\alpha$ 値 (震)	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> X軸方向-1階				
	<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階				
	<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階				
③存在床倍率	床組等の種類・ゾーンの設定・床倍率・床組等の奥行きの最小値・存在床倍率 (震)	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> X軸方向-1階				
	<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階				
	<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階				
④必要床倍率	地震に対する必要床倍率 (震)	地震に対する単位面積当りの必要壁量・必要床倍率 (震)	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> X軸方向-1階			
		<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階			
		<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階			
⑤存在床倍率 $\geq$ 必要	地震に対する必要床倍率との比較 (震)	③の存在床倍率と④の地震に対する必要床倍率の大小	<input type="checkbox"/> X軸方向-2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> X軸方向-1階			
		<input type="checkbox"/> Y軸方向-2階			
		<input type="checkbox"/> Y軸方向-1階			

チェックの結果⇒ 適 否

⑤各項目の確認・4

項目		チェック事項	適	否		
(4) 接合部の構造方法の確認(耐震性)	平 12 建 告 一 四 六 〇 号	①筋かい端部の接合部	<input type="checkbox"/> 筋かいの種類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> 筋かいの端部の仕口に、当該筋かいの種類に応じた、適切な構造方法が用いられている			
			<input type="checkbox"/> 柱と接する壁又は筋かいを入れた軸組の種類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	四 六 〇 号	②柱脚・柱頭の接合部	告示の表からの選択による場合※階高が3.2m以下の場合のみ	<input type="checkbox"/> 出隅の柱の適否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			計算法による場合 ※必要壁量に対して準耐力壁の割合が過半1/2を超えない場合、耐力壁のみで接合方法を確認する。	<input type="checkbox"/> 当該接合部に適切な構造方法が用いられている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> 計算に用いられている数値が適切である <input type="checkbox"/> 計算方法が適切である <input type="checkbox"/> 当該接合部に、計算結果に基づく適切な構造方法が用いられている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	評価方法基準による(等級2以上)	③胴差しと通し柱の接合部	<input type="checkbox"/> 対象となる接合部の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> 胴差しと通し柱等の接合方法の種類			
			<input type="checkbox"/> 当該接合部に適切な構造方法が用いられている			
		④建物外周部の接合部	1階小屋組の端部等 <input type="checkbox"/> 該当する	対象となる接合部の有無	<input type="checkbox"/> 1階小屋組の端部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 突出部の入り隅						
<input type="checkbox"/> >4mの胴差し等						
接合部の構造方法・存在接合部倍率				<input type="checkbox"/> 1階小屋組の端部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> 突出部の入り隅		
				<input type="checkbox"/> >4mの胴差し等		
当該接合部に接する床組等の存在床倍率・床組等が接する耐力壁線の間隔・接合部の必要接合部倍率				<input type="checkbox"/> 1階小屋組の端部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 突出部の入り隅					
存在接合部倍率≥必要接合部倍率	<input type="checkbox"/> >4mの胴差し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 1階小屋組の端部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
その他の部分 <input type="checkbox"/> 該当する		<input type="checkbox"/> 接合部の構造方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/> 当該接合部の存在接合部倍率≥0.7				

チェックの結果⇒ 適 否

⑤各項目の確認・5

項目			チェック事項	適	否	
(5)基礎の 構造方法の 確認  (耐震性)	平 1 2 建 告 一 三 四 七 号	①基準法 レベルの 基礎の 構造方法	布基礎の場合	<input type="checkbox"/> 根入れの深さ $\geq 24\text{cm}$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/> 底盤の厚さ $\geq 15\text{cm}$		
				<input type="checkbox"/> 底盤の幅が告示の表から選択された数値以上である		
				<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造における配筋方法が以下による 底盤( $\geq 24\text{cm}$ )の補強筋：径 $\geq 9\text{mm}$ 、間隔 $\leq 30\text{cm}$ 、 両端部の鉄筋(径 $\geq 9\text{mm}$ )と緊結		
				<input type="checkbox"/> 立上り部分の高さ $\geq 30\text{cm}$		
		べた基礎の場合	<input type="checkbox"/> 立上り部分の厚さ $\geq 12\text{cm}$			
			<input type="checkbox"/> 底盤の厚さ $\geq 12\text{cm}$			
			<input type="checkbox"/> 根入れの深さ $\geq 12\text{cm}$ かつ凍結深度 (雨水等の影響のおそれのない良好な地盤を除く)			
			<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造における配筋方法が以下による 立上り部分の主筋：径 $\geq 12\text{mm}$ 、 補強筋：径 $\geq 9\text{mm}$ ・間隔 $\leq 30\text{cm}$ 、 換気口周辺の補強筋：径 $\geq 9\text{mm}$			
評価方法 基準による (震)	②鉛直荷重 に対する 基礎の 構造方法	荷重条件等	<input type="checkbox"/> 最深積雪量 $\times 1.0$ (耐震)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/> 屋根の種別・階数			
		<input type="checkbox"/> 地耐力				
		基礎の各部寸法 <input type="checkbox"/> 基礎の各部寸法が、適切に設定されている (スパン表等による)				
基礎の配筋 <input type="checkbox"/> 基礎の配筋(主筋・開口部補強筋)が、適切に設定 されている (スパン表等による)						
③水平荷重 に対する 基礎の 構造方法 (震)	柱脚の接合部 基礎の 各部寸法	柱脚の接合部の構造方法 <input type="checkbox"/> 基礎の各部寸法が、適切に設定されている (スパン表等による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					基礎の配筋 <input type="checkbox"/> 基礎の配筋(主筋・開口部補強筋)が、適切に設定 されている (スパン表等による)	
	④鉛直荷重と水平荷重に 対 する基礎の構造方法 <input type="checkbox"/> ②と③の荷重に対する基礎の寸法・配筋を比較し、 耐力の高い構造方法が用いられている(スパン表等による)					

チェックの結果⇒ 適 否

⑤各項目の確認・6

項目			チェック事項	適	否		
(6)横架材の 構造方法の 確認  (耐震性)	評価方法 基準による (等級2以上)	鉛直荷重に対す る横架材の構造 方法  (震)	荷重条件等	<input type="checkbox"/> 最深積雪量 $\times 1.0$ (耐震)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/> 屋根の種別・階数			
				<input type="checkbox"/> 横架材の間隔・横架材の長さ			
			横架材の構造 方法	<input type="checkbox"/> 適切な樹種が用いられている 適切な断面寸法が設定されている (スパン表等による)			<input type="checkbox"/> 床梁
							<input type="checkbox"/> 小屋梁
							<input type="checkbox"/> 軒桁
							<input type="checkbox"/> 胴差し
							<input type="checkbox"/> 根太
							<input type="checkbox"/> 垂木

**2. 耐震性 枠組壁工法の建築物チェックシート(平13国交令第1540号第9)/共通 構造17**

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかの確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェックシート構造21 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
階数	<input type="checkbox"/> 3階以下 →以下の規定全てを適用

②等級2以上であることの確認

荷重・外力⇒チェックシート 構造9

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	<input type="checkbox"/> 倍率1.25 <input type="checkbox"/> 地震力もしくは既存応力度に適用倍率を乗じた上で全ての部材の存在応力度≤許容応力度 <input type="checkbox"/> 地震力もしくは必要保有水平耐力に適用倍率を乗じた上で全層について $Q_u \geq Q_{un}$ となっている <input type="checkbox"/> 全層についての $Q_{u0}$ が材料強度に応じて適切に設定されている <input type="checkbox"/> 全層について $Q_{un}$ が適切に計算されている ⇒チェックシート構造10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
接合部	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部が応力伝達性能を有している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度≤許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③チェックの結果⇒[□適 □否]

④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節及び第2節 並びに平13国交令第1540号第8及び第9第1号の規定	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が基準に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④チェックの結果⇒[□適 □否]

⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤チェックの結果⇒[□適 □否]

③④⑤チェックの結果⇒[□適 □否]

## ①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかの確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェック構造2 1 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
階数	<input type="checkbox"/> 3階以下 →以下の規定全てを適用
法第20条における建築物の区分	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 →チェック 構造8

## ②等級2以上であることの確認

荷重・外力⇒チェック 構造9

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	適用倍率	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	構造の安定の確認		
	偏心率 $R_e$		
	<input type="checkbox"/> 倍率1.25 <input type="checkbox"/> 地震力もしくは存在応力度に適用倍率を乗じた上で 全ての部材の存在応力度 $\leq$ 許容応力度 <input type="checkbox"/> 全層・全方向について偏心率 $R_e \leq 0.15$ となっている <input type="checkbox"/> 全層・全方向について偏心率 $R_e$ が適正に計算されている		

## ③その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
接合部	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の部材相互の接合部が存在応力を伝達できる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 $\leq$ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③チェックの結果⇒[適 否]

## ④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節及び平13国交告第1540号第1から第8までの規定(同告示第10第1号で除外されるものを除く)	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が基準に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④チェックの結果⇒[適 否]

## ⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤チェックの結果⇒[適 否]③④⑤チェックの結果⇒[適 否]

## ①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかの確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェックシート構造21 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
階数	<input type="checkbox"/> 3階以下 →以下の規定全てを適用
法第20条における建築物の区分	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 ⇒チェックシート 構造8

## ②等級2以上であることの確認

荷重・外力⇒チェックシート 構造9

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	適用倍率	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	構造の安定の確認		
	<input type="checkbox"/> 倍率1.25		
	<input type="checkbox"/> 地震力もしくは存在応力度に適用倍率を乗じた上で 全ての部材の存在応力度 ≤ 許容応力度		

## ③その他の構造計算の確認

項目	チェック事項	適	否
接合部	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の部材相互の接合部が 存在応力を伝達できる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 ≤ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③チェックの結果⇒[適 否]

## ④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節及び平13国交告第1540号第1から第8までの規定 (同告示第10の第2号で除外されるものを除く)	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が基準に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④チェックの結果⇒[適 否]

## ⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤チェックの結果⇒[適 否]③④⑤チェックの結果⇒[適 否]

2. 耐震性 枠組壁工法の建築物チェックシート(平13国交告第1540号) / 共通 構造20

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
免震建築物であるかどうかを確認	<input type="checkbox"/> 免震建築物である →チェック構造21 <input type="checkbox"/> 免震建築物でない →以下のチェックを行う
階数	<input type="checkbox"/> 3階以下 →以下の全ての規定を適用

②等級2以上であることの確認

項目	チェック事項	適	否
耐震等級 (構造躯体の倒壊 等防止)	適用倍率	<input type="checkbox"/> 倍率1.25	<input type="checkbox"/>
	壁量	<input type="checkbox"/> 耐力壁の存在壁量 $\geq$ 地震に対する必要壁量	<input type="checkbox"/>
	接合耐力	<input type="checkbox"/> たて枠上下端の接合耐力が当該部分の引張耐力を超えていない	<input type="checkbox"/>
	基礎の構造方法	<input type="checkbox"/> 基準法レベルの規定に適合する構造方法が用いられている <input type="checkbox"/> 水平荷重に対する適切な構造方法が用いられている	<input type="checkbox"/>

③建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	<input type="checkbox"/> 全ての部材の存在応力度 $\leq$ 許容応力度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③のチェックの結果⇒ [  適  否 ]

④建築基準法施行令第3章の規定への適合

項目	チェック事項	適	否
令第3章第1節及び平13国交告第1540号第1から第8までの規定	<input type="checkbox"/> 設計図書等の仕様が規定に適合している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④のチェックの結果⇒ [  適  否 ]

⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映

項目	チェック事項
構造要素の有効な配置	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映している
構造部材の適切な材料強度	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映している
適切な接合方法	<input type="checkbox"/> 計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映している

⑤のチェックの結果⇒ [  適  否 ]

③④⑤のチェックの結果⇒ [  適  否 ]

①構造方法の確認

項目	チェック事項		
高さ等	<input type="checkbox"/> 60m以下	<input type="checkbox"/> 60m超	
平成12年建設省告示第2009号第2で該当する構造方法	<input type="checkbox"/> 法第20条第4号	<input type="checkbox"/> 告示第2第一号 <input type="checkbox"/> 告示第2第二号 <input type="checkbox"/> 告示第2第三号	→チェックシート 構造 21～23
	<input type="checkbox"/> 法第20条第2号及び第3号	<input type="checkbox"/> 告示第2号第二号 <input type="checkbox"/> 告示第2号第三号	→チェックシート 構造 21, 24
	<input type="checkbox"/> 法第20条第1号 (高さ60m超の建築物)	<input type="checkbox"/> 告示第2号第三号	→チェックシート 構造 21～23 構造計算は対象外

②維持管理に関する事項の確認

項目	チェック事項	適	否
免震材料等の維持管理に関する計画の有無	定期点検の計画 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 頻度		
	<input type="checkbox"/> 項目 <input type="checkbox"/> 基準となる数値等		
	臨時点検の計画 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
免震建築物の状況に応じた敷地の管理に関する計画	<input type="checkbox"/> 頻度		
	<input type="checkbox"/> 項目 <input type="checkbox"/> 基準となる数値等		
	敷地管理の計画 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 頻度		
	<input type="checkbox"/> 項目 <input type="checkbox"/> 基準となる数値等		

2. 耐震性 免震建築物（平12建告第2009号第2第一号）、チェック①

構造22

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
建築物の高さ	<input type="checkbox"/> 60m以下
構造	<input type="checkbox"/> 木造（2階以下、延べ床面積500㎡以下、高さ13m以下、軒高9m以下） <input type="checkbox"/> 木造以外（平屋、延べ床面積200㎡以下） <input type="checkbox"/> 法 20 条第四号に該当

②仕様規定の確認

項目	チェック事項	適	否
建築基準法第3章第1節	<input type="checkbox"/> 構造方法に関する技術的基準（令36条）を満たしている <input type="checkbox"/> 構造設計の原則（令36条の3）を満たしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建築基準法第3章第2節	<input type="checkbox"/> 構造部材の耐久（令37条）の仕様基準を満たしている <input type="checkbox"/> 基礎（令38条）の仕様基準を満たしている <input type="checkbox"/> 屋根根ふき材等の緊結（令39条）の仕様基準を満たしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③免震材料（平12建告第2009号第1）

項目	チェック事項	適	否
免震材料	<input type="checkbox"/> 支承材 次の表に掲げる種類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	弾性系 積層ゴムその他これに類する弾性体		
	すべり系 四フッ化エチレンその他これに類するすべり材		
	転がり系 鋼球その他これに類する転がり材		
	<input type="checkbox"/> 支承材が平成12年建設省告示1446号第3に定められる品質に関する技術的基準を満たす		
	<input type="checkbox"/> 減衰材 次の表に掲げる種類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	弾塑性系 鉛材、鋼材その他これに類する材料		
	流体系 作動油その他これに類する粘性体		
	<input type="checkbox"/> 減衰材が平成12年建設省告示1446号第3に定められる品質に関する技術的基準を満たす		
	<input type="checkbox"/> 復元材が平成12年建設省告示1446号第3に定められる品質に関する技術的基準を満たす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④免震建築物の基礎の構造（平12建告第2009号第3）

項目	チェック事項	適	否
基礎の構造	<input type="checkbox"/> 基礎ぐいを用いた構造 <input type="checkbox"/> 一体の鉄筋コンクリート造のべた基礎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基礎の底部の達する位置	<input type="checkbox"/> 昭和55年建設省告示第1793号第2の表中に掲げる第1種地盤又は第2種地盤に達する <input type="checkbox"/> 液状化の恐れのないお地盤である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基礎ぐいの構造	<input type="checkbox"/> 構造耐力上安全に基礎食いの上部を支える配置である <input type="checkbox"/> 基礎ぐいの構造は仕様規定（平成12年建設省告示第1347号第1項第三号）を満たしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
べた基礎の構造	<input type="checkbox"/> 基礎の底盤の厚さが25cm以上 <input type="checkbox"/> 根入れ深さは15cm以上かつ凍結深度以上等、凍上防止の有効な措置 <input type="checkbox"/> 雨水等の影響を受ける恐れのない密実で良好な地盤に達している <input type="checkbox"/> 立上り部の主筋が径12mm以上の異形鉄筋を立上り部上端に1本以上かつ、下記の底盤に2本以上配置し、立上り部・底盤の補強筋と緊結 <input type="checkbox"/> 立上り部分の補強筋が径9mm以上、30cm以下の間隔で縦に配置 <input type="checkbox"/> 底盤補強筋が径12mm、縦横に20cm以下の複配筋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤免震建築物の構造方法（平12建告第2009号第4）

項目	チェック事項	適	否																		
免震層の基準	<p><input type="checkbox"/> 免震層の上下の床板又はこれに類するもの間隔が免震材料及び配管その他の建築設備の点検上支障のないものである</p> <p><input type="checkbox"/> 上部構造に作用する荷重及び外力を免震材料のみによって安全に伝える構造である</p> <p><input type="checkbox"/> 暴風により生じる免震層の著しい変移を防止するための措置に必要な部材の設置</p> <p><input type="checkbox"/> 地震に対して安全上支障がない</p> <p><input type="checkbox"/> 免震材料の検査及び点検が容易におこなえる位置にある</p> <p><input type="checkbox"/> 上部構造の構造耐力上主要な柱及び耐力壁に対し釣り合いよく配置されている</p> <p><input type="checkbox"/> 免震材料と上部構造の最下階の床版及び基礎の底盤等下部構造の構造耐力上主要な部分に緊結されている</p> <p><input type="checkbox"/> 免震層の設計限界変位が35cm以上である</p> <p><input type="checkbox"/> 上部構造の建築面積を支承材の総数で除した数値が15m以下である</p> <p><input type="checkbox"/> 免震層の降伏時に各免震材料に生じる水平力（kN）の合計を建築面積で除した数値が建築物の種類に応じて下の表に掲げる数値の範囲である</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">木造、鉄骨造その他これらに類する</td> <td style="width: 25%;">平屋</td> <td style="width: 25%;">0.22以上0.36以下</td> </tr> <tr> <td>重量の小さな建築物</td> <td>2階建</td> <td>0.29以上0.49以下</td> </tr> <tr> <td>その他の建築物</td> <td></td> <td>0.34以上0.58以下</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 免震層において免震層の設計限界変位に相当する変位が生じている時に各免震材料に生じる水平力（kN）の合計を建築面積で除した数値が建築物の種類に応じて下の表に掲げる数値の範囲である</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">木造、鉄骨造その他これらに類する</td> <td style="width: 25%;">平屋</td> <td style="width: 25%;">0.72以上1.09以下</td> </tr> <tr> <td>重量の小さな建築物</td> <td>2階建</td> <td>0.98以上1.47以下</td> </tr> <tr> <td>その他の建築物</td> <td></td> <td>1.17以上1.75以下</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 免震層の設計限界変位時の等価粘性減衰定数が20%以上である</p>	木造、鉄骨造その他これらに類する	平屋	0.22以上0.36以下	重量の小さな建築物	2階建	0.29以上0.49以下	その他の建築物		0.34以上0.58以下	木造、鉄骨造その他これらに類する	平屋	0.72以上1.09以下	重量の小さな建築物	2階建	0.98以上1.47以下	その他の建築物		1.17以上1.75以下	□	□
木造、鉄骨造その他これらに類する	平屋	0.22以上0.36以下																			
重量の小さな建築物	2階建	0.29以上0.49以下																			
その他の建築物		0.34以上0.58以下																			
木造、鉄骨造その他これらに類する	平屋	0.72以上1.09以下																			
重量の小さな建築物	2階建	0.98以上1.47以下																			
その他の建築物		1.17以上1.75以下																			
上部構造の基準	<p><input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第3章第3節から第7節の2までの規定（基礎及び基礎ばりに関する部分を除く）に適合している</p> <p><input type="checkbox"/> 上部構造の最下階の構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁の脚部並びに土台が、上部構造の最下階の床版等に存在応力を伝達するよう緊結されている</p> <p><input type="checkbox"/> 平面形状が長方形その他これに類する整形な形状であり、張間方向及びびけた行方向の長さの数値の大きい方の数値を小さい方の数値で除した数値が4以下である</p> <p><input type="checkbox"/> 立面形状が長方形その他これに類する安定した形状である</p> <p><input type="checkbox"/> 倉庫その他これに類する積載荷重の変動の大きな用途に供するものでないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 上部構造と下部構造及び周囲の構造物等との水平距離が上部構造の部分ごとに下の表を満たしている</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">人の通行がある場合</td> <td style="width: 50%;">0.5m</td> </tr> <tr> <td>上以外の場合</td> <td>0.4m</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 上部構造の最下階の床版は厚さ18cm以上の一体の鉄筋コンクリート造とし、かつ、径12mm以上の異形鉄筋を縦横に20cm以下の間隔で複配筋として配置している</p>	人の通行がある場合	0.5m	上以外の場合	0.4m	□	□														
人の通行がある場合	0.5m																				
上以外の場合	0.4m																				
下部構造（基礎を除く）の基準	<p><input type="checkbox"/> 一体の鉄筋コンクリート造である</p> <p><input type="checkbox"/> 下部構造の下端に鉄筋コンクリート造の床版を設け、免震材料と緊結する場合、当該床版の厚さは18cm以上とし、径12mm以上の異形鉄筋を20cm以下の間隔で縦横に複配筋として配置し、その周囲の構造耐力上主要な部分に存在応力を伝えるよう緊結している</p> <p><input type="checkbox"/> 階を設ける場合、土圧が全周にわたり一様に作用していること</p>	□	□																		
落下・挟まれ防止等	<p><input type="checkbox"/> 免震建築物の周囲に安全上支障のある空隙を生じさせないものとしている</p> <p><input type="checkbox"/> 出入口等見やすい場所に免震建築物であることその他必要事項を表示している</p> <p><input type="checkbox"/> 暴風により生じる免震層の著しい変位を防止するための措置を講じた場合にあっては、構造耐力上安全であることを確かめている</p> <p><input type="checkbox"/> 必要がある場合には積雪時に免震建築物の変位を妨げないような措置を講じている</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて免震材料の交換を行うことができる構造である</p> <p><input type="checkbox"/> 免震層に浸水する恐れのある場合、基礎の底盤に排水口を設ける等免震材料の冠水を防止するための措置を講じている</p>	□	□																		

⑥免震建築物の地盤の基準（平12建告第2009号第2第2項）

地盤の基準	<p><input type="checkbox"/> 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が50kN/m以上</p> <p><input type="checkbox"/> 改良された地盤で改良後の許容応力度が50kN/m以上</p>	□	□
-------	---	---	---

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
建築物の高さ	<input type="checkbox"/> 60m以下
構造	<input type="checkbox"/> 法 20 条第二号及び第三号

②仕様規定の確認

項目	チェック事項	適	否
耐久性等関係規定	<input type="checkbox"/> 耐久性関係規定（令36条第1項）を満たしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③免震材料（平12建告第2009号第1）

項目	チェック事項	適	否
免震材料	<input type="checkbox"/> 支承材 次の表に掲げる種類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	弾性系 積層ゴムその他これに類する弾性体		
	すべり系 四フッ化エチレンその他これに類するすべり材		
	転がり系 鋼球その他これに類する転がり材		
	<input type="checkbox"/> 支承材が平成12年建設省告示1446号第3に定められる品質に関する技術的基準を満たす		
	<input type="checkbox"/> 減衰材 次の表に掲げる種類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いたもの		
	弾塑性系 鉛材、鋼材その他これに類する材料		
	流体系 作動油その他これに類する粘性体		
	<input type="checkbox"/> 減衰材が平成12年建設省告示1446号第3に定められる品質に関する技術的基準を満たす		
	<input type="checkbox"/> 復元材が平成12年建設省告示1446号第3に定められる品質に関する技術		

④免震層の構造計算（平12建告第2009号第6）

項目	チェック事項	適	否
免震層についての構造計算	告示第6第2項により構造計算を行う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上部構造についての構造計算	告示第6第3項により構造計算を行う <input type="checkbox"/> 告示第4第二号イ及びロの規定に適合し、かつ、上部構造の最下階における地震せん断力係数が0.2以下 ⇒ 告示第6第3項第一、二、三、六、七号は適用除外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
下部構造についての構造計算	告示第6第4項により構造計算を行う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土砂災害特別警戒区域内に居室を有する場合	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒地域内である <input type="checkbox"/> 令80条の3ただし書きに該当 <input type="checkbox"/> 平成13年国土交通省告示第383号第2第二号イからハまで、第3第二号イ及びロ又は第4第二号イ及びロの規定によっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 3. 可変性

#### 3. 可変性 躯体天井高 チェックシート

可変1

#### 3. 可変性

該当する住宅グループ番号：

項目	チェック事項	適	否
	□躯体天井高 [ 2,650mm以上] □可変性の確保に有効な高さを含める（区分所有住宅以外の共同住宅及び長屋に限る）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 4. 維持管理・更新の容易性

#### 4. 維持管理・更新の容易性 維持管理対策等級（専用配管）チェックシート/共通

該当する住宅グループ番号：

項目	チェック事項	適	否	
イ.コンクリート内埋込み配管の有無	a.排水管	<input type="checkbox"/> 埋込み配管なし*1	<input type="checkbox"/>	
	b.給水管	<input type="checkbox"/> 埋込み配管なし*1		
	c.給湯管	<input type="checkbox"/> 埋込み配管なし*1		
ロ.地中埋設管上のコンクリート打設の有無	a.排水管	<input type="checkbox"/> 打設なし <input type="checkbox"/> 埋込地域*2	<input type="checkbox"/>	
	b.給水管	<input type="checkbox"/> 打設なし <input type="checkbox"/> 埋込地域*2		
	c.給湯管	<input type="checkbox"/> 打設なし <input type="checkbox"/> 埋込地域*2		
ハ.他の住戸の専用部設置の有無	a.排水管	<input type="checkbox"/> 設置なし*3	<input type="checkbox"/>	
	b.給水管	<input type="checkbox"/> 設置なし*3		
	c.給湯管	<input type="checkbox"/> 設置なし*3		
ニ.専用排水管の性状等	a.内面 <small>（継手、ヘッダー含む）</small>	<input type="checkbox"/> 平滑である	<input type="checkbox"/>	
	b.取付け等	<input type="checkbox"/> たわみ、抜けその他変形が生じないように設置		
ホ.排水管の清掃措置、掃除口の点検措置	a.便所 1	<input type="checkbox"/> 排水ます又は共用立管に隣接	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 掃除口（ <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり）		
	b.便所 2	<input type="checkbox"/> 排水ます又は共用立管に隣接		
		<input type="checkbox"/> 掃除口（ <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり）		
	c.洗面所	<input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> 掃除口（ <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり）		
	d.洗濯機置場	<input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> 掃除口（ <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり）		
	e.浴室	<input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> 掃除口（ <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり）		
	f.台所	<input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> 掃除口（ <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり）		
	g.その他（ ）	<input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> 掃除口（ <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり）		
h.その他（ ）	<input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> 掃除口（ <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり）			
ヘ.配管の主要接合部等の点検措置	a.排水管と設備機器との接合部	i) 便所 1	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	<input type="checkbox"/>
		ii) 便所 2	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		iii) 洗面所	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		iv) 洗濯機置場	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		v) 浴室	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		vi) 台所	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		vii) その他（ ）	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		viii) その他（ ）	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
	b.給水管と設備機器との接合部	i) 便所 1	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		ii) 便所 2	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		iii) 洗面所	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		iv) 洗濯機置場	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		v) 浴室	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		vi) 台所	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
		vii) その他（ ）	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり	
viii) その他（ ）		<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり		
c.給湯管と設備機器との接合部	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり			
d.給水管のバルブ及びヘッダー	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり			
e.給湯管のバルブ及びヘッダー	<input type="checkbox"/> 露出又は開口あり			

チェックの結果⇒適 否

\*1.壁、床、柱、梁、基礎の立ち上がり部分の貫通部を除く

\*2.条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域

\*3.区分所有住宅以外の共同住宅等であって、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、専用部設置を求めない。

4. 維持管理・更新の容易性 維持管理対策等級（共用配管）チェックシート/共通 維持

項目	チェック事項		適	否
イ.コンクリート内埋込み配管の有無	a.排水管	<input type="checkbox"/> 埋込み配管なし*1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	b.給水管	<input type="checkbox"/> 埋込み配管なし*1		
	c.給湯管	<input type="checkbox"/> 埋込み配管なし*1		
ロ.地中埋設管上のコンクリート打設の有無	a.排水管	<input type="checkbox"/> 打設なし <input type="checkbox"/> 埋込地域*4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	b.給水管	<input type="checkbox"/> 打設なし <input type="checkbox"/> 埋込地域*4		
	c.給湯管	<input type="checkbox"/> 打設なし <input type="checkbox"/> 埋込地域*4		
ハ.排水管の掃除口の設置位置、点検措置	a.共用立管 1	<input type="checkbox"/> 最上階又は屋上 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 最下階 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		<input type="checkbox"/> 中間階（3階おき又は15m以内） ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
	b.共用立管 2	<input type="checkbox"/> 最上階又は屋上 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		<input type="checkbox"/> 最下階 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		<input type="checkbox"/> 中間階（3階おき又は15m以内） ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
	c.共用立管 3	<input type="checkbox"/> 最上階又は屋上 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		<input type="checkbox"/> 最下階 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		<input type="checkbox"/> 中間階（3階おき又は15m以内） ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
	e.横主管 1	<input type="checkbox"/> 15m以内*6 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
f.横主管 2	<input type="checkbox"/> 15m以内*6 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )			
g.横主管 3	<input type="checkbox"/> 15m以内*6 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )			
ニ.配管の主要接合部等の点検措置	a.排水管の専用排水管との接合部	i)共用立管 1 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		ii)共用立管 2 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		iii)横主管 1 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		iv)横主管 2 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		v)横主管 3 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
	b.給水配管の専用配管との接合部	i)共用立管 1 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		ii)共用立管 2 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
	c.給水配管のバルブ	( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
	d.給湯管の専用配管との接合部	i)共用立管 1 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
		ii)共用立管 2 ( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )		
e.給湯管のバルブ	( <input type="checkbox"/> 露出又は開口あり )			
ホ.共用排水管の性状等	a.内面 (継手、ヘッダー含む)	<input type="checkbox"/> 平滑である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	b.取付け等	<input type="checkbox"/> たわみ、抜けその他変形が生じないように設置		
ヘ.横主管のビット内等設置	a.排水管	<input type="checkbox"/> 建物直下になし <input type="checkbox"/> ビット内又は1階床下等設置*5かつ人通路等*7あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	b.給水管	<input type="checkbox"/> 建物直下になし <input type="checkbox"/> ビット内又は1階床下等設置*5かつ人通路等*7あり		
	c.給湯管	<input type="checkbox"/> 建物直下になし <input type="checkbox"/> ビット内又は1階床下等設置*5かつ人通路等*7あり		
ト.共用配管補修の措置	a.排水管	<input type="checkbox"/> 補修できる位置*2に露出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 開口*3を持つパイプスペース内に設置		
	b.給水管	<input type="checkbox"/> 補修できる位置*2に露出		
		<input type="checkbox"/> 開口*3を持つパイプスペース内に設置		
	c.給湯管	<input type="checkbox"/> 補修できる位置*2に露出		
		<input type="checkbox"/> 開口*3を持つパイプスペース内に設置		

チェックの結果⇒[適 否]

\*1.壁、床、柱、梁、基礎の立ち上がり部分の貫通部を除く

\*2.住戸専用部に立ち入らないで補修ができる位置で、共用部分、住棟外周部又はバルコニーが該当する

\*3.住戸専用部に立ち入らないで補修が行える開口。ただし、円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合はこの限りではない

\*4.条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域

\*5.ピロティ等の共用部分を含む

\*6.管の曲がり連続する、又は管が合流すること等により管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、清掃が支障なく行える位置に掃除口が設けられていること。

\*7.専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。ただし、区分所有住宅以外の共同住宅等であって、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、この限りでない。

4. 維持管理・更新の容易性 更新対策(共用配管) / 更新対策(住戸専用部) チェックシート 維持3

項目	チェック事項	適	否
イ.コンクリート内埋込み配管の有無	<input type="checkbox"/> 埋込み配管なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ.地中埋設管上のコンクリート打設の有無	<input type="checkbox"/> 打設なし <input type="checkbox"/> 埋設地域*1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ハ.横主管のピット内等設置	<input type="checkbox"/> 建物直下になし <input type="checkbox"/> ピット内又は1階床下等に設置かつ人通口等*4あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニ.共用排水管更新の措置	<input type="checkbox"/> 更新できる位置*2に露出 <input type="checkbox"/> 開口*3を持つパイプスペース内に設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ホ.コンクリートの床の貫通部の措置等	・コンクリート床等の貫通部 [ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] <input type="checkbox"/> 共用排水管の切断工事を軽減する措置かつ、共用排水管がコンクリートの床等を貫通する部分に共用排水管の撤去のはつり工事を軽減する措置 <input type="checkbox"/> 排水管の接続替えを容易に行うための措置 <input type="checkbox"/> 共用排水管の撤去、接続替えその他更新のための空間が確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ヘ.新たな共用排水管の設置余地等	<input type="checkbox"/> 共用排水管の近傍等に新たな共用排水管を設置できる空間、スリーブ等が設けられていること <input type="checkbox"/> 排水管の接続替えを容易に行うための措置 <input type="checkbox"/> 共用排水管の撤去、接続替えその他更新のための空間が確保 <input type="checkbox"/> その他の措置 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェックの結果⇒適 否

\*1.条例等の規定により凍結防止のため配管埋設が定められている地域

\*2.住戸専用部に立ち入らないで補修ができる位置で、共用部分、住棟外周部又はバルコニーが該当する

\*3.住戸専用部に立ち入らないで補修が行える開口。但し、円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合はこの限りではない

\*4.専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含む。

ただし、区分所有住宅以外の共同住宅等であって、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、専用部分に立ち入らないで到達できるものに限らない。

5. 高齢者等対策

5. 高齢者等対策 / 高齢者等配慮対策等級(共用部分) チェックシート 高齢1

該当する住宅グループ番号: \_\_\_\_\_ 住戸の位置: [ ] 階 住棟出入口階: [ ] 階

項目	チェック事項	適	否
I.共用廊下	a.共用廊下のある場合 i)手摺 <input type="checkbox"/> 片側設置(床面からの高さ700~900mm)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ii)建築基準法への適合 <input type="checkbox"/> 令119条及び令126条1項に適合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b.共用廊下のない場合 <input type="checkbox"/> -		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II.共用階段	a.共用階段のある場合 i)勾配等 <input type="checkbox"/> 踏み面T240mm以上 <input type="checkbox"/> 550mm ≤ 2R + T ≤ 650mm	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ii)蹴込み <input type="checkbox"/> 30mm以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	iii)形式等 <input type="checkbox"/> 最上段の通路等への食い込みなし <input type="checkbox"/> 最下段の通路等への突出なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	iv)手摺 <input type="checkbox"/> 片側設置(床面からの高さ700~900mm)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	v)建築基準法への適合 <input type="checkbox"/> 令23条から令27条までに定める基準に適合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	b.共用階段のない場合 <input type="checkbox"/> -		<input type="checkbox"/>
III.エレベーター	a.エレベーターのある場合 i)エレベーターの利用 <input type="checkbox"/> 住棟出入口階の住戸 <input type="checkbox"/> 住棟出入口階以外の住戸 <input type="checkbox"/> 当該住戸から住棟出入口のある階まで1階分のみ階段を使用 <input type="checkbox"/> 当該住宅から住棟出入口のある階までエレベーターで到達可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	エレベーターの仕様 <input type="checkbox"/> 開口幅800mm以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	エレベーターホール <input type="checkbox"/> 1500mm角以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	b.エレベーターのない場合 <input type="checkbox"/> -		<input type="checkbox"/>
IV.共用階段の幅員	a.共用階段のある場合 <input type="checkbox"/> 幅員900mm以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	b.共用階段のない場合 <input type="checkbox"/> -	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェックの結果⇒適 否

注:本シートにおいて、「法」、「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令を指す。

6. 省エネルギー対策

6. 省エネルギー対策チェックシート/総括表  
該当する住戸グループ番号

省エネ1

判断方法の確認

A：非住宅・住宅計算方法による場合	⇒下記のルートAへ
B：誘導仕様基準による場合	⇒下記のルートBへ

確認項目

項目	確認項目	適・否	適・否
A：非住宅・住宅計算方法による場合	<input type="checkbox"/> ①計算条件等の確認 ⇒チェックシート 省エネ2	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
	<input type="checkbox"/> ②外皮平均熱貫流率の確認 ⇒チェックシート 省エネ2	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	<input type="checkbox"/> ③冷房期の平均日射熱取得率の確認 ⇒チェックシート 省エネ2	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	<input type="checkbox"/> ④結露の発生の防止対策の確認 ⇒チェックシート 省エネ2・4	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

項目	確認項目	適・否	適・否
B：誘導仕様基準による場合	<input type="checkbox"/> ①適用条件等の確認 ⇒チェックシート 省エネ3	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
	<input type="checkbox"/> ②断熱構造とする部分の確認 ⇒チェックシート 省エネ3	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	<input type="checkbox"/> ③外皮及び開口部の断熱性能等の仕様への適合の確認 ⇒チェックシート 省エネ3	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	<input type="checkbox"/> ④結露の発生の防止対策の確認 ⇒チェックシート 省エネ3・4	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

①計算条件等の確認

地域の区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 ( <input type="checkbox"/> 軸組工法 <input type="checkbox"/> 壁組工法 ) <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他
①のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

②外皮平均熱貫流率の確認

イ. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 設計 $U_A \leq$ 基準 $U_A$ である ※対象地域 1~7 a. 当該住戸の設計外皮平均熱貫流率 <div style="text-align: right;">設計 <math>U_A = [ \quad ]</math></div> b. 該当する地域の区分の基準外皮平均熱貫流率 <div style="text-align: right;">基準 <math>U_A = [ \quad ]</math></div> ※基準値は参考資料1参照
ロ. 計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ. 計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、天井又は屋根、床、開口部等の部位の面積の確認 <input type="checkbox"/> 壁、天井又は屋根、床、開口部等の部位の熱貫流率の確認
②のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

③冷房期の平均日射熱取得率の確認

イ. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 設計 $\eta_{AC} \leq$ 基準 $\eta_{AC}$ である ※対象地域 5~8 a. 当該住戸の冷房期の設計平均日射熱取得率 <div style="text-align: right;">設計 <math>\eta_{AC} = [ \quad ]</math></div> b. 該当する地域の区分の基準平均日射熱取得率 <div style="text-align: right;">基準 <math>\eta_{AC} = [ \quad ]</math></div> ※基準値は参考資料1参照
ロ. 計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ. 計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、天井又は屋根、床、開口部等の部位の面積の確認 <input type="checkbox"/> 壁、開口部等の部位の面する方位の確認 <input type="checkbox"/> 壁、天井又は屋根、床、開口部等の部位の冷房期の日射熱取得率の確認
③のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

④結露の発生の防止対策の確認

イ. 結露の発生の防止対策の確認	<input type="checkbox"/> 対策が講じられている ⇒チェックシート省エネ4
ロ. 熱橋となる部分の断熱補強の確認	<input type="checkbox"/> 必要な措置が講じられている ⇒チェックシート省エネ4
④のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
①②③④チェックの結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

①適用条件等の確認

地域の区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 ( <input type="checkbox"/> 軸組工法 <input type="checkbox"/> 壁組工法 ) <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他
①のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

②断熱構造とする部分の確認

部位	<input type="checkbox"/> 屋根又は天井 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床 ( <input type="checkbox"/> 外気に接する部分 <input type="checkbox"/> 外気に通ずる床裏に接する部分 ) <input type="checkbox"/> 土間床等の外周部 ※ ( <input type="checkbox"/> 外気に接する部分 <input type="checkbox"/> 外気に通ずる床裏に接する部分 ) ※玄関土間・勝手口土間及び玄関土間・勝手口土間に繋がる非居室の土間部分を除く <input type="checkbox"/> 開口部
②のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

③外皮及び開口部の断熱性能等の仕様への適合の確認

<input type="checkbox"/> 外皮の断熱性能等に関する基準に適合している <input type="checkbox"/> 開口部の断熱性能等に関する基準に適合している	③のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
---	---

④結露の発生の防止対策の確認

イ. 結露の発生の防止対策の確認	<input type="checkbox"/> 対策が講じられている	⇒チェックシート省エネ4
ロ. 熱橋となる部分の断熱補強の確認	<input type="checkbox"/> 必要な措置が講じられている	⇒チェックシート省エネ4
④のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
①②③④チェックの結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

該当する住戸グループ番号:

結露発生の防止対策の確認

a. 防湿層・通気層の設置等

項目	結露の発生を防止する対策に関する基準	適	否
イ 織維系断熱材等※を使用する場合	<input type="checkbox"/> 防湿層設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 8 地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> コンクリート造躯体又は土壁塗りの外側に断熱層がある		
	<input type="checkbox"/> 床断熱において断熱材下側が床下に露出または、湿気の排出を妨げない		
ロ 屋根又は外壁通気層の確保	<input type="checkbox"/> 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より内側の材料の透湿抵抗を外気側表面より外気側の材料の透湿抵抗で除した値が以下の値以上 地域の区分 1、2 又は 3：屋根又は天井 6、その他 5 地域の区分 4：屋根又は天井 4、その他 3 地域の区分 5、6 又は 7：屋根又は天井 3、その他 2		
	<input type="checkbox"/> 以上と同等		
	<input type="checkbox"/> 断熱層の外気側への通気層の設置又はその他の換気上有効な措置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 防風層の設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 当該部位が RC 造、組積造他であるなど躯体の耐久性を損なう恐れがない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通気層・防風層を非設置とする場合	<input type="checkbox"/> 地域の区分が 1 及び 2 地域以外で、防湿層が 0.082 m <sup>2</sup> sPa/ng 以上の透湿抵抗を有する		
	<input type="checkbox"/> 地域の区分が 1 及び 2 地域以外で、断熱層の外気側に軽量気泡コンクリート又は同等の材料で、防湿層が 0.019 m <sup>2</sup> sPa/ng 以上の透湿抵抗を有する		
	<input type="checkbox"/> 地域の区分が 8 地域		
	<input type="checkbox"/> 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より内側の材料の透湿抵抗を外気側表面より外気側の材料の透湿抵抗で除した値が以下の値以上 地域の区分 1、2 又は 3：屋根又は天井 6、その他 5 地域の区分 4：屋根又は天井 4、その他 3 地域の区分 5、6 又は 7：屋根又は天井 3、その他 2		

※織維系断熱材等はグラスウール、ロックウール、セルロースファイバー等の織維系断熱材、その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材をいう。

a. のチェック結果⇒適 否

b. 熱橋部分の断熱補強対策

項目	住宅の種類等	確認項目	適	否
	a. RC 造等で、床、間仕切壁等が断熱層を貫通する場合	i) 内断熱工法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		ii) 外断熱工法		
	b. 上記以外の場合	<input type="checkbox"/> —		

備考：構造熱橋部の断熱補強の必要厚さ等の基準は参考資料 2 及び参考資料 4 ハ

b. のチェック結果⇒適 否

c. 鉄筋コンクリート造等で内断熱工法により施工する場合（室内空気の断熱材とコンクリート躯体の境界への流入防止）

項目	確認項目	適	否
RC 造等で内断熱工法により施工する部分	<input type="checkbox"/> 断熱材をコンクリート躯体に全面密着させる等の措置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

c. のチェック結果⇒適 否

判断方法の確認

A：非住宅・住宅計算方法による場合	⇒下記のルートAへ
B：誘導仕様基準による場合	⇒下記のルートBへ

確認項目

項目	確認項目	適・否	適・否
A：非住宅・住宅計算方法による場合	<input type="checkbox"/> ①入力内容の確認 ⇒チェックシート 省エネ6	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
	<input type="checkbox"/> ②設計値・基準値の確認 ⇒チェックシート 省エネ6	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
B：誘導仕様基準による場合	<input type="checkbox"/> ①設備機器の種別・性能等の確認 ⇒チェックシート 省エネ7	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]

**6 省エネルギー対策チェックシート/一次エネルギー消費量等級（非住宅・住宅計算方法による場合） 省エネ6**  
 該当する住戸グループ番号

①入力内容の確認

各室の分類及び面積 の確認	<input type="checkbox"/> 各室が主たる居室、その他居室、非居室に分類されている
	a. 主たる居室の面積           〔           〕 m <sup>2</sup>
	b. その他居室の面積           〔           〕 m <sup>2</sup>
	c. 非居室の面積               〔           〕 m <sup>2</sup>
	合計                           〔           〕 m <sup>2</sup>
①のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

②設計値・基準値の確認

1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量プログラムによる出力結果シートの設計値が基準値を下回っている
0. 計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 出力結果シートに記載された設備機器等が設計図書と整合している
	<input type="checkbox"/> 出力結果シートに記載された設備機器等の性能値が設計図書と整合している
②のチェック結果⇒[ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

①&②チェックの結果⇒適 否



## ■外皮平均熱貫流率の基準値

告示 265 号別表第 10 に掲げる地域の区分	1	2	3	4	5	6	7	8
基準値（単位 1 平方メートル 1 度につきワット）	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—

## ■冷房期の日射熱取得率の基準値

地域の区分	1	2	3	4	5	6	7	8
基準値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7

■表1（内断熱工法）

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分			
			1及び2	3	4	5
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲 (単位 mm 以下同じ。)	500	200	150	125
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 $m^2 \cdot K/W$ 以下同じ。)	0.4	0.1	0.1	0.1
	壁面	断熱補強の範囲	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1			
構造熱橋部の梁又は柱が室外側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲	200	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	床面	断熱補強の範囲	200	100	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	

1 柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900mm以上の場合は構造熱橋部として取り扱うものとし、900mm未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取り扱うものとする。以下表2において同じ。

■表2（外断熱工法）

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分
			1及び2
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床と壁の取合部	断熱補強の範囲	75
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	壁と屋根の取合部	断熱補強の範囲	50
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1

国住生第 977 号  
令和 2 年 1 月 28 日

各都道府県住宅・建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第 3 の 2. (2) に掲げる  
基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置について（技術的助言）

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号。以下「長期優良住宅認定基準」という。）第 3 において「規則第 1 条各項に規定する国土交通大臣が定める措置については、次に掲げる基準を満たすこととなる措置又はこれと同等以上の措置とする。」と規定されているところ、長期優良住宅認定基準第 3 の 2. (2) に掲げる基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置について、下記のとおり明確化したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知する。

貴職におかれては、適切な運用及び管内の所管行政庁に対する周知をお願いする。

なお、登録住宅性能評価機関、登録試験機関に対して、同旨を周知していることを申し添える。

#### 記

1. 長期優良住宅認定基準第 3 の 2. (2) に掲げる基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置について

以下に掲げる全ての基準に適合する措置は、長期優良住宅認定基準第 3 の 2. (2) に掲げる基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置として扱ってよい。

- ・超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1461 号）第 1 号から第 5 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。
- ・超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1461 号）第 4 号の規定による構造計算（以下「時刻歴応答解析」という。）により、極めて稀に発生する地震による力に対して、各階の応答層間変形角が 100 分の 1 以下となることが確かめられていること。
- ・建築基準法施行令第 36 条第 2 項第 2 号に規定する耐久性等関係規定（同施行令第 39 条第 1 項及び第 70 条の規定を除く。）に適合していること

2. 登録試験機関等による審査の活用

1. に掲げる基準への適合に係る審査にあたっては、登録試験機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。）等による審査を活用することが考えられる。

以上

事務連絡  
令和2年1月28日

各都道府県住宅・建築主管課 御中

国土交通省 住宅局 住宅生産課

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3の2.(2)に掲げる基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置に関する技術的助言について(事務連絡)

平素より、長期優良住宅制度の運用にご尽力いただき、御礼申し上げます。

本日、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3の2.(2)に掲げる基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置について、貴職宛に技術的助言を發出したところですが、当該技術的助言の取扱いについては、次のとおりとするのでお知らせします。

各所管行政庁におかれましては、これらの点に留意の上、引き続き適切な運用をお願いします。

また、貴職におかれましては、貴管内の所管行政庁に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。なお、登録住宅性能評価機関、登録試験機関に対して、同旨を周知していることを申し添えます。

#### 記

「超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成12年建設省告示第1461号)第1号から第5号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること」の基準を満たすことを確認する審査は、建築基準法第20条第1項第1号の認定に係る性能評価又はそれと同等以上の評価によることとする。

上記の審査を行った結果、基準に適合したことを確認した旨を報告する際は、別添1に示す明示の方法によることが考えられる。また、手続きについては別添2で示す手続きの流れが考えられる。

#### 【問合せ先】

国土交通省住宅局住宅生産課

担当 山田 貴大

電話 03-5253-8111 (内線39-435)

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3の2.(2)に掲げる基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置に関する技術的助言へ適合している旨の明示の方法について

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3の2.(2)に掲げる基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置に関する技術的助言への適合を確認した旨の明示をする際は、下記の参考様式により明示することが考えられる。また、参考様式中の確認資料として、建築基準法第20条第1項第1号の認定に係る性能評価で示される設計方針に関する資料(別表等)を活用することが考えられる。

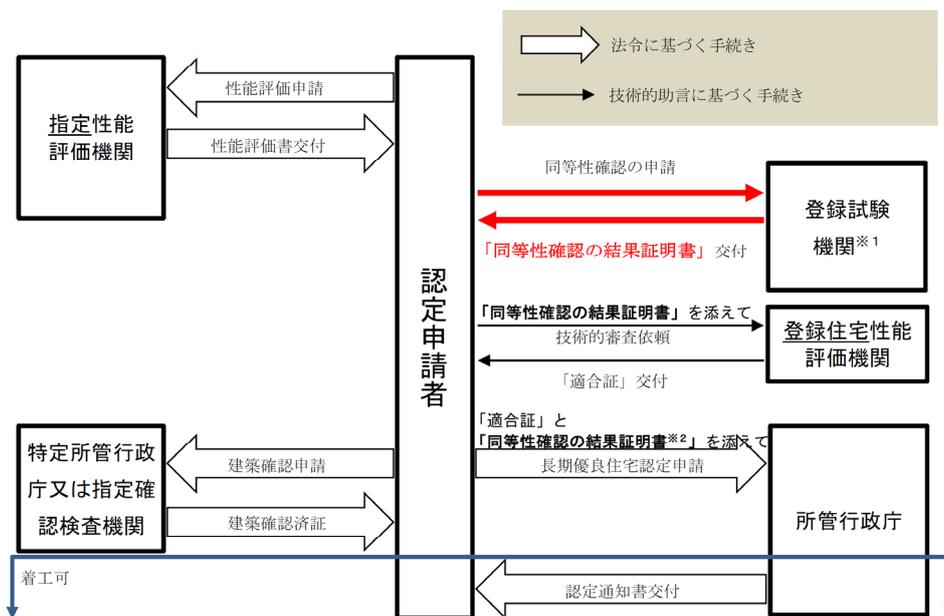
参考様式

<技術的助言への対応事項>

対応事項	確認	確認資料	該当ページ	別添
応答層間変形角が1/100以内	<input type="checkbox"/> 確認			
構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずる恐れのないこと	<input type="checkbox"/> 架構の変形に対する配慮			別添○
	<input type="checkbox"/> 部材の設計に対する配慮			別添○

### 技術的助言の手続きの流れ（例）

時刻歴応答解析を行う共同住宅として、大臣認定が義務付けられる超高層の共同住宅が想定されるが、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3の2.(2)に掲げる基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置に関する技術的助言の記1に示す認定基準を満たすことを審査する流れは以下の通りである。



超高層ではない住宅であっても時刻歴応答解析を行う場合、指定性能評価機関への性能評価申請を行わずに登録試験機関に同等性確認を申請することが考えられるが、当該申請に対する評価は、指定性能評価機関による性能評価と同等以上の評価によるものとする。

※1 指定性能評価機関による性能評価を受けた物件については、登録試験機関において、指定性能評価機関における審査事項となっていない「極めて稀に発生する地震による力に対して、各階の応答層間変形角が100分の1以下」等を確認する。

指定性能評価機関による性能評価を受けていない物件については、登録試験機関において、指定性能評価機関による性能評価と同等以上の審査を行い、かつ、「極めて稀に発生する地震による力に対して、各階の応答層間変形角が100分の1以下」等を確認する。

※2 所管行政庁への申請時に「同等性確認の結果の証明書」を提出する場合、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第3項に基づき、所管行政庁は時刻歴応答解析に関する図書の提出を不要と認めることができると考えられる。



## 長期優良住宅 認定マニュアル

平成 21 年 5 月 18 日	第 1 版発行
平成 21 年 7 月 29 日	第 2 版発行
平成 22 年 8 月 25 日	第 3 版発行
平成 26 年 2 月 25 日	第 4 版発行
平成 27 年 4 月 1 日	第 5 版発行
平成 28 年 4 月 1 日	第 6 版発行
令和 2 年 3 月 27 日	第 7 版発行
令和 4 年 2 月 20 日	第 8 版発行
令和 4 年 10 月 1 日	第 9 版発行
令和 4 年 11 月 7 日	第 10 版発行
令和 6 年 4 月 1 日	第 11 版発行
令和 7 年 4 月 1 日	第 12 版発行

編集協力 国土交通省住宅局住宅生産課  
発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

本書の作成にあたっては、  
「住宅性能表示制度 設計住宅性能評価マニュアル（発行全国官報販売協同組合）」  
より一部引用・転載しております。